

流山市高齢者支援計画

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

— 第9期・令和6年度～令和8年度 —

地域ぐるみの支え合いでつくる
元気で 生き生き 安心 流山

令和6年3月

流山市
Nagareyama City

目次

第1編：総論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画の位置付け	2
2 地域福祉計画とのつながり	3
3 計画の期間	4
4 策定方針・策定体制	5
第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題	6
1 日常生活圏域の設定	6
2 高齢者数の状況	8
(1) 総人口の推移	8
(2) 高齢者数の推移	9
(3) 高齢化率の推移	10
(4) 圏域別・年齢階層別にみた高齢者数等の推移	11
3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況	14
(1) 調査の概要	14
(2) 高齢者一般調査（介護予防・日常生活圏域二ーズ調査）結果	15
(3) 要支援・要介護認定者調査（在宅介護実態調査）結果	28
(4) 調査結果から見る高齢者施策への期待	36
4 介護保険事業の状況	39
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	39
(2) 標準給付費の推移	41
5 第8期計画の取組状況の評価	42
第3章 第9期計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本目標と施策目標	48
3 施策の体系	49
第2編：各論	50
第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの深化推進）	51
1 介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）	53
(1) 生きがいづくりの充実	53
(2) 就業の支援	56
(3) 外出の支援	57
(4) 社会参加の推進	60
(5) 健康づくりの推進	66
(6) フレイル予防の推進	72
(7) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応	75
2 介護・福祉サービスの充実	85
(1) 地域包括支援センターの機能強化	85
(2) 重層的支援（生きづらさ包括支援）の推進	90
(3) 高齢者福祉サービスの充実	90

(4) 高齢者が安心して居住する場の確保.....	93
(5) 在宅の居住環境の整備.....	95
(6) 介護家族の負担の軽減.....	96
3 住み慣れた地域・在宅での生活の継続を支える体制づくり.....	98
(1) 地域で安心して暮らすための支援.....	98
(2) 地域における支え合い活動の推進.....	100
(3) 介護と医療の連携推進.....	102
4 認知症に係る総合的な支援.....	105
(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発.....	106
(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援.....	107
(3) 認知症の方を支える地域づくり.....	110
5 高齢者の尊厳を守る取り組みの推進.....	111
(1) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進.....	111
(2) 成年後見制度の普及啓発.....	112
第2章 高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）.....	114
1 介護保険サービスの安定的な提供.....	114
(1) 予防給付サービスの推進（介護支援課）.....	114
(2) 介護給付サービスの推進（介護支援課）.....	118
(3) 地域密着型サービスの推進（介護支援課）.....	125
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（介護支援課）.....	129
(5) 介護保険サービスの質の充実・適正化の推進（介護支援課）.....	130
(6) 介護人材に関する施策の推進（介護支援課）.....	132
(7) 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料（介護支援課）.....	134
2 災害・感染症の対策（介護支援課）.....	144
(1) 事業所、施設における地震、風水害対策の推進（介護支援課）.....	144
(2) 事業所、施設における感染症対策の推進（介護支援課）.....	145
資料編.....	146
■ 計画の策定過程.....	147
■ 諮問書.....	148
■ 答申書.....	149
■ 福祉施策審議会・委員名簿.....	150
■ 用語集.....	151

第 1 編：総 論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

法的な位置付け

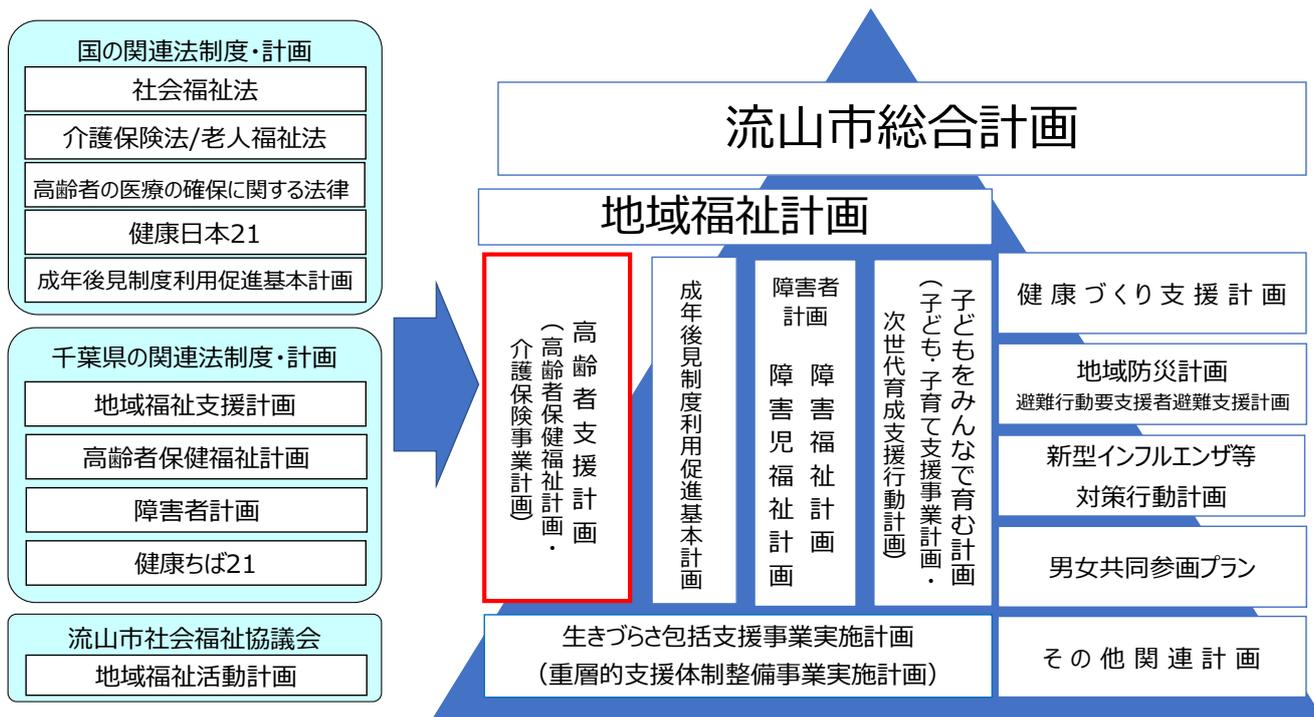
「高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」、介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に関するサービス見込量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

流山市の施策体系での位置付け

流山市の最上位計画である総合計画や地域福祉の基本的方針を示した地域福祉計画に基づき、高齢者施策の個別計画として策定するものです。また、関連する成年後見制度利用促進基本計画、健康づくり支援計画、避難行動要支援者避難支援計画などの個別計画や、教育・住宅・交通などの施策分野とも連携を図っていきます。

関係機関・その他計画との関連

健康日本21や障害者基本計画等の国の関連法制度・計画との整合を図ります。また、千葉県が策定する千葉県高齢者保健福祉計画、流山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも連携を図っていきます。



「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連

本計画を推進することで、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組にもつなげていきます。SDGsは、17のゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下の3|10|11が挙げられます。



2 地域福祉計画とのつながり

流山市では令和4年3月、地域福祉の基本的方針を示した第4期地域福祉計画を策定しました。第4期地域福祉計画では、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を掲げています。

高齢者支援計画においても、地域包括ケア、地域活動を通じた健康寿命の延伸など、地域での活動推進、連携、協働が重要となっています。高齢者支援計画の策定や施策の実施にあたっては、引き続き地域のチカラを高めて「地域共生社会」の実現に近づくことを意識していきます。

第4期地域福祉計画（令和4年度～8年度）

身近な地域で解決する福祉のニーズ

地域活動で健康に-人も都市も健康に-

コミュニティの維持
地域活動の担い手

地域活動で
心身ともに健康に

災害時も
地域の活動が大切

多様化する
福祉のニーズ

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

地域福祉を推進する 担い手



自助＝市民

市民一人ひとりができること

- ・普段から互いにあいさつをしたり、声かけをする
- ・日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。

地域福祉を推進する つながり



共助＝地域

地域のみんなでできること

- ・介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持ち、みんなで助け合う。
- ・地域活動の情報を発信し、支え合う。

地域福祉を推進する まちづくり



公助＝行政

行政・市が取り組むべきこと

- ・地域における見守りや支え合い活動を推進する。
- ・ボランティアの養成を図る。

3 計画の期間

令和3年3月に策定した計画（第8期計画）を見直し、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3か年とする「流山市高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」（第9期計画）を策定します。

なお、計画期間中に「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）を迎えることから、介護保険事業計画については、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年（令和22年）の介護需要等を見据えた、中長期的な視野に立った計画として策定します。

計画名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総合計画	基本構想 (令和2年度～)							
	実施計画(3年間) 毎年見直し					基本計画 (令和2～11年度)		
地域福祉計画	第4期 (令和4～8年度)							
(仮称) 重層的支援体制整備事業実施計画		新規策定 (令和6～8年度)						
高齢者支援計画 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)	第8期 見直し 第9期計画 策定	第9期 (令和6～8年度)			見直し 第10期計 画			
障害者計画	第6次 (令和3～8年度)							
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期	第7期(令和6～8年度)						
	第2期	第3期(令和6～8年度)						
成年後見制度利用促進基本計画		新規策定 (令和6～8年度)						
子どもをみんなで育む計画 ～子ども・子育て支援総合計画～ (子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画)	第2期 (令和2～6年度)							
健康づくり支援計画 (健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健康づくり 推進計画・母子保健計画・自殺対策計画)	第2次 (令和2～11年度)							
	中間評価・見直し (令和6年度)							

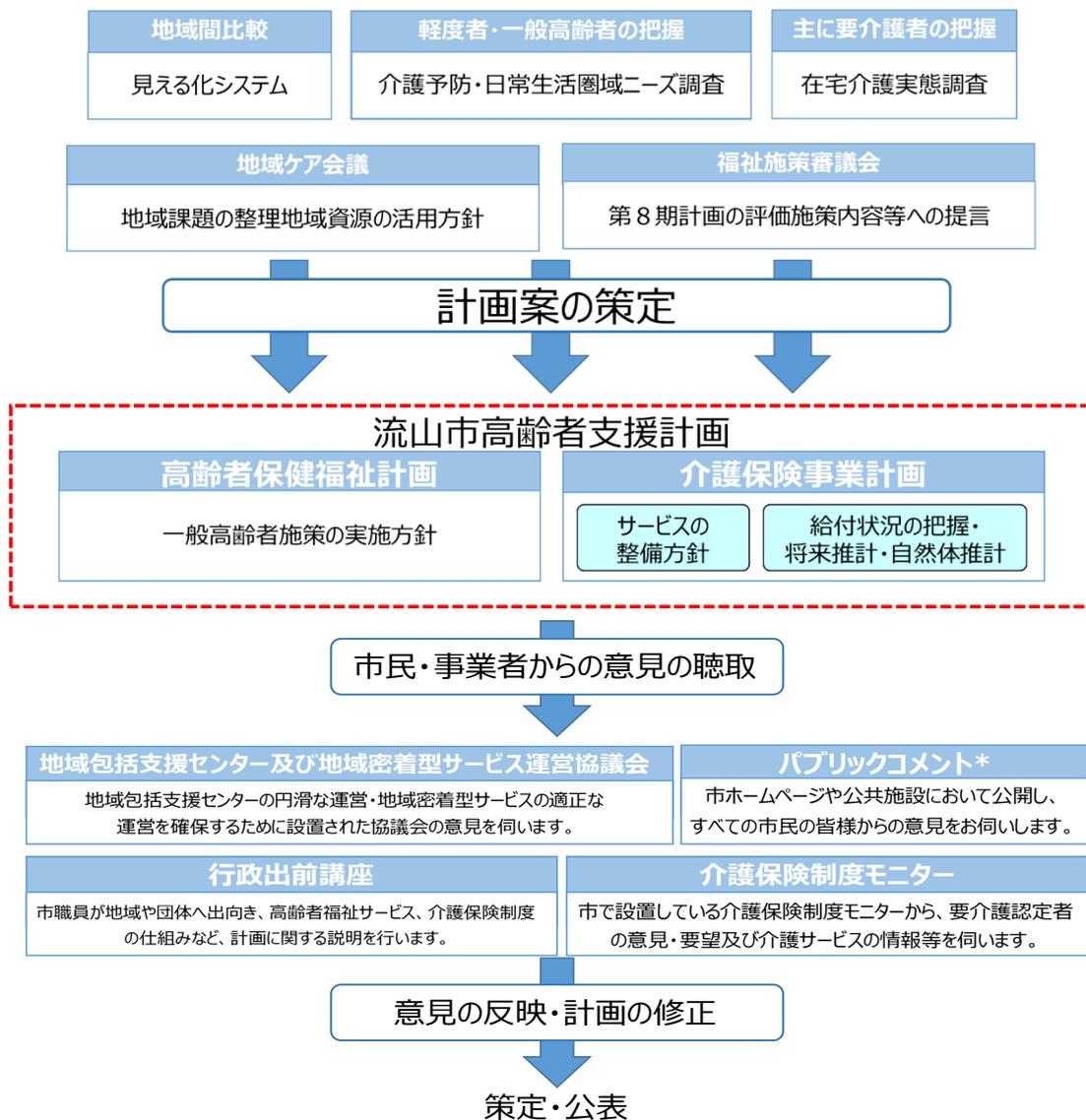
4 策定方針・策定体制

高齢者数の着実な増加、高齢者を取り巻く社会環境の変化、高齢者自身の生活志向や意識の多様化、介護や支援を要する高齢者の増加など地域の高齢者をめぐっては様々な課題があります。

計画期間中の2025年（令和7年）には「団塊の世代」が75歳以上に、2040年（令和22年）には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、地域社会の高齢化が一層伸展します。これを見据えて、今後、既存の資源を活かしながら地域包括ケアシステムの更なる深化及び地域共生社会への発展につなげる効果的な施策の展開を図っていく必要があります。

高齢者の社会参加の促進や健康づくり、介護予防等の諸施策を推進するとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、可能な限り日常生活を送ることができる地域社会づくりを推進するための計画として策定します。

また、市民や介護事業者・関係者の意見を反映した計画として策定する必要があることから、アンケート調査や市民参加条例に基づく複数の市民参加手続の実施を通じて、市民参加を基本とした計画策定を目指します。



* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題

1 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる社会基盤を整備するため、高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっています。

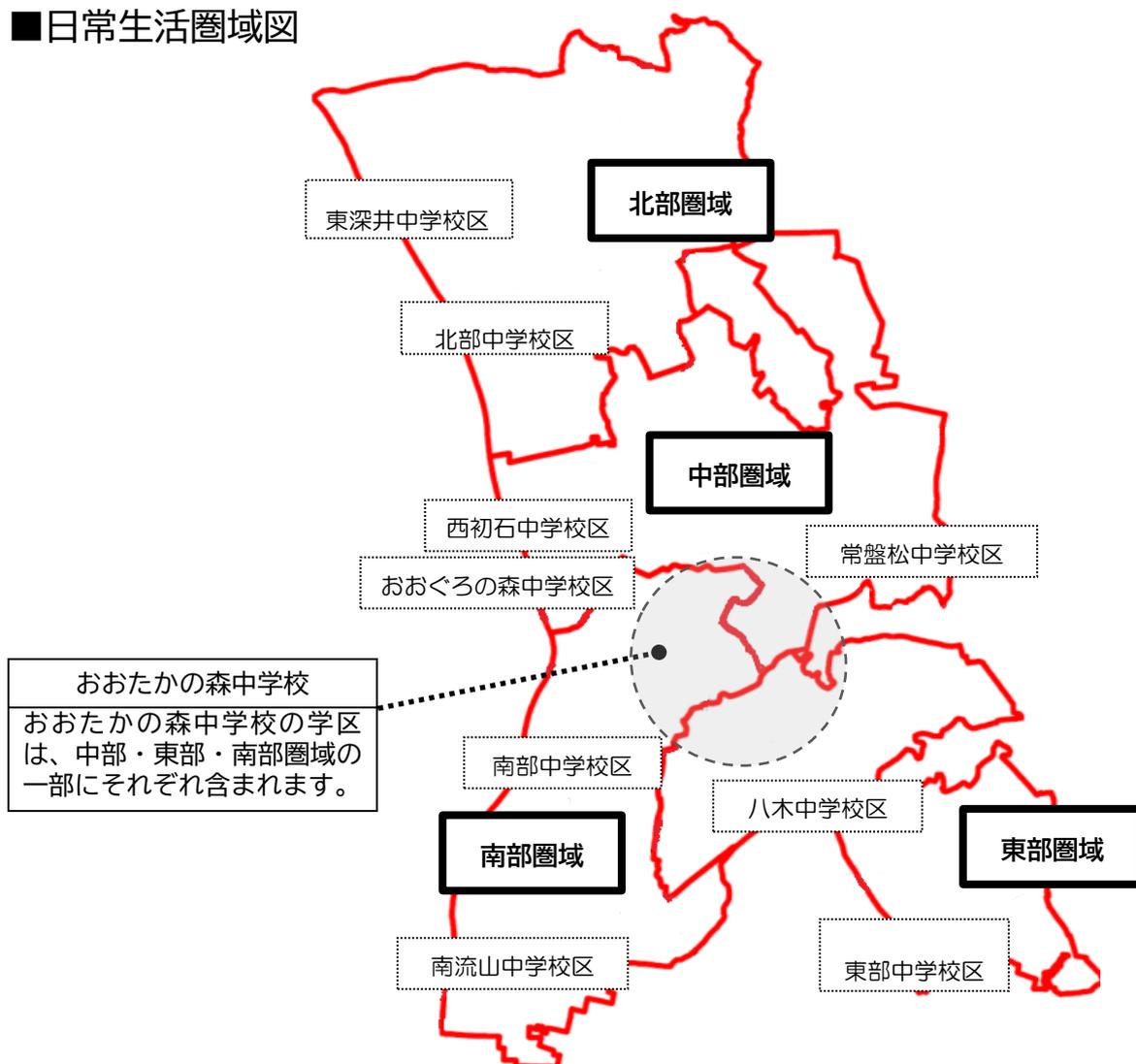
本市では、第3期介護保険事業計画から、地理的条件、人口、交通事情等及び本市の他の計画における地域区分等を総合的に勘案して、中学校区を基本に、4つの日常生活圏域を定めています。

各圏域においては、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）が中心となり、地域ケア会議等を通じて地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワークの構築等に取り組んでいます。

また、高齢化による相談ニーズの増加にも対応するため、人員の増員等による体制の充実に努めています。なお、第8期には、市内の高齢者人口の増加に対応するため、市内5か所の高齢者なんでも相談室に各1名ずつの職員を増員しました。

第9期においても引き続きこれまでの4圏域、5か所の高齢者なんでも相談室の体制としますが、今後も高齢者人口がさらに増加し各圏域の現況が変化していきます。高齢者なんでも相談室の人員増員や増設等の体制については、その状況を見極め対応を図ります。

■日常生活圏域図



■日常生活圏域の詳細

(令和6年4月1日現在の字名及び学校区)

圏域	中学校区	該当住所	高齢者なんでも相談室
北部	北部中学校区 東深井中学校区	※東深井小学校区・江戸川台小学校区 東深井の一部/江戸川台東1～4丁目/江戸川台西1～4丁目/こうのす台	北部高齢者なんでも相談室 江戸川台東2丁目19番地 旧江戸川台出張所 TEL 04-7155-5366 FAX 04-7154-3207
		※西深井小学校区・新川小学校区 深井新田/平方村新田/西深井/平方/東深井の一部/美原1～4丁目/北/富士見台・富士見台1～2丁目/小屋/中野久木/南/西初石1丁目(73番地を除く)/上新宿新田35番地～98番地	北部西高齢者なんでも相談室 中野久木421番地 特別養護老人ホーム花のいろ内 TEL 04-7197-1378 FAX 04-7197-1615
中部	常盤松中学校区 西初石中学校区 おおぐろの森中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	東初石1～4丁目/青田/駒木/駒木台/美田/若葉台/桐ヶ谷/谷/下花輪/上貝塚/大畔/上新宿/上新宿新田27～34番地/西初石1丁目73番地/西初石2～5丁目/おおたかの森北一～三丁目/おおたかの森南一～三丁目/おおたかの森東一～四丁目/おおたかの森西一～四丁目	中部高齢者なんでも相談室 下花輪409番地の6 東葛病院付属診療所内 TEL 04-7150-2953 FAX 04-7158-8419
東部	東部中学校区 八木中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	西松ヶ丘1丁目/松ヶ丘1～6丁目/向小金1～4丁目/前ヶ崎/名都借/宮園1～3丁目/思井/思井一丁目/中/芝崎/古間木/前平井/後平井/野々下1～6丁目/長崎1～2丁目	東部高齢者なんでも相談室 野々下2丁目488番地の5 特別養護老人ホームあざみ苑内 TEL 04-7148-5665 FAX 04-7141-2280
南部	南部中学校区 南流山中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	大字三輪野山/三輪野山一～五丁目/大字流山/流山1～9丁目/大字加/加一～六丁目/市野谷/平和台1～5丁目/大字木/木一～三丁目/南流山1～10丁目/大字鱒ヶ崎/鱒ヶ崎/鱒ヶ崎一～二丁目/大字西平井/西平井一～三丁目	南部高齢者なんでも相談室 平和台2丁目1番地の2 流山市ケアセンター2階 TEL 04-7159-9981 FAX 04-7178-8555

■日常生活圏域別の介護保険サービス事業所・施設等の状況 (令和5年10月現在)

区分	介護保険サービス事業 (在宅・訪問系)											地域密着型サービス*					介護 保険 施設	高齢者福祉施設等													
	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護(デイサービス)	通所リハビリテーション(デイケア)	短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所療養介護(ショートケア)	特定施設入居者生活介護*	認知症対応型生活介護(グループホーム)	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時訪問型訪問介護看護	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	ケアハウス*	有料老人ホーム(特定施設指定以外)*	サービス付き高齢者向け住宅*	高齢者福祉センター	福祉会館	高齢者趣味の家	シルバー人材センター	保健センター(平日夜間・休日診療所)	ケアセンター	公民館・文化会館	生涯学習センター	高齢者ふれあいの家
北部	2	15	19	5	2	9	2	6	1	3	2	0	1	1	2	1	5	1	1	5	9	1	4	1				1		7	
中部	1	11	10	6	1	13	3	6		3	3	1	1	1	3	1	1	2		3	6		3		1	1		1		12	
東部	1	7	10	3	2	7	1	3	1	4	4		1		5		3	1	1	4	3		4	1				1	1	7	
南部	1	11	13	1	10	1	12		1	1	2		1		5		1			4	4		4	1			1	3		6	
計	5	44	52	1	24	6	41	6	16	2	11	11	1	4	2	15	1	3	10	2	2	16	22	1	15	3	1	1	6	1	32

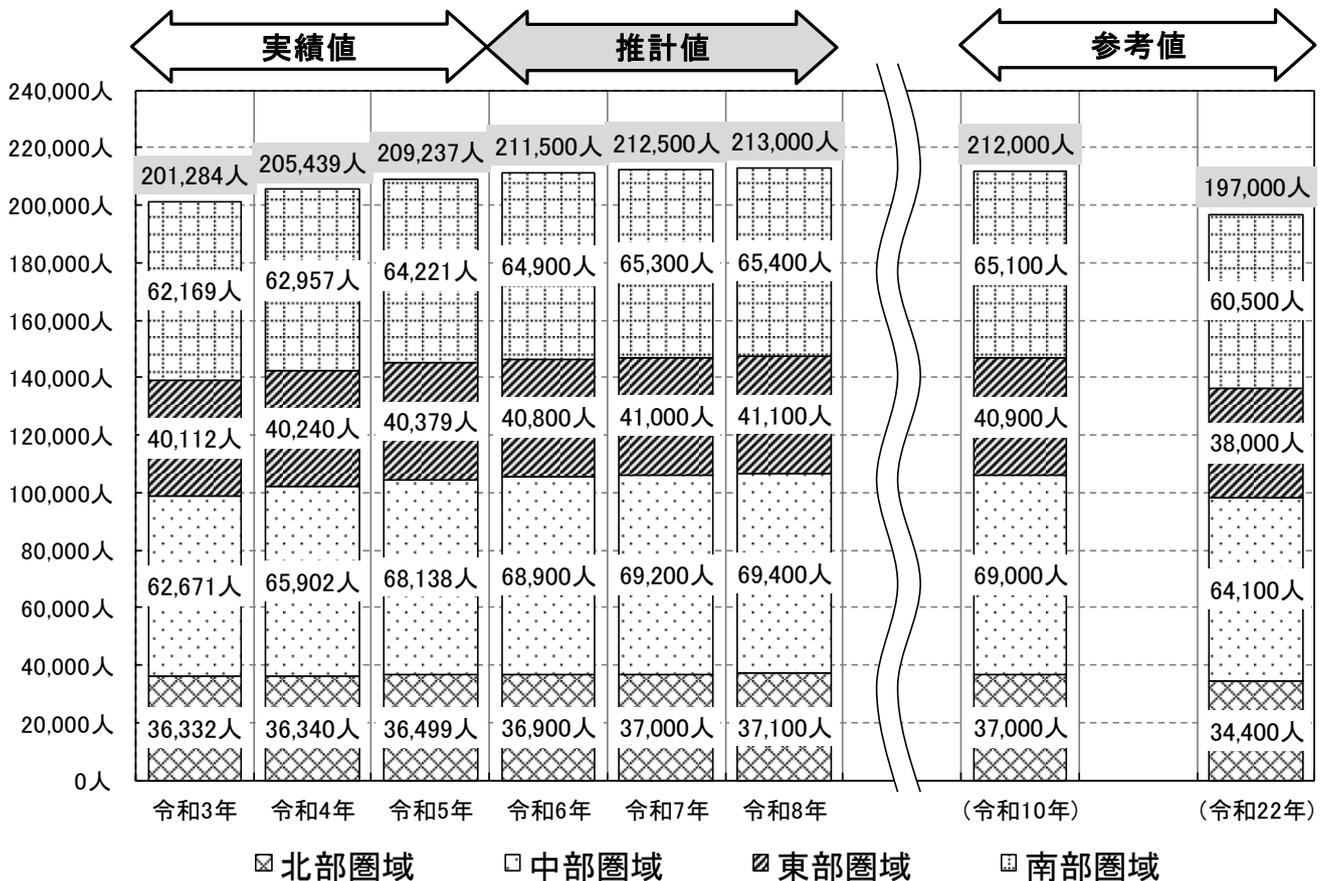
本文中の「」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

2 高齢者数の状況

高齢者数の状況等における人口推計の条件

- ※ 令和5年までの実績値は住民基本台帳人口です。(各年4月1日現在)
- ※ 実績値は実数です。推計値は(1)総人口の推移における合計値のみ500人単位で、それ以外の推計値は100人単位で調整しています。
- 【(1) 総人口の推移】
- ※ 令和6年以降の推計値は、令和2年4月からスタートした流山市総合計画の策定にあたり算定した将来人口推計(以下「将来人口推計」という。)の高位推計値を令和5年4月1日の住民基本台帳人口(以下「住基人口」という。)の圏域別の人口割合で調整しています。そのため、今後の人口動態によっては推計値より変動する可能性があります。
- 【(2) 高齢者数の推移、(3) 高齢化率の推移、(4) 圏域別・年齢階層別にみた高齢者数等の推移】
- ※ 令和6年以降の推計値は、令和5年4月1日の住基人口を基準に将来人口推計の中位推計の増減値を調整しています。そのため、今後の人口動態によっては推計値より変動する可能性があります。

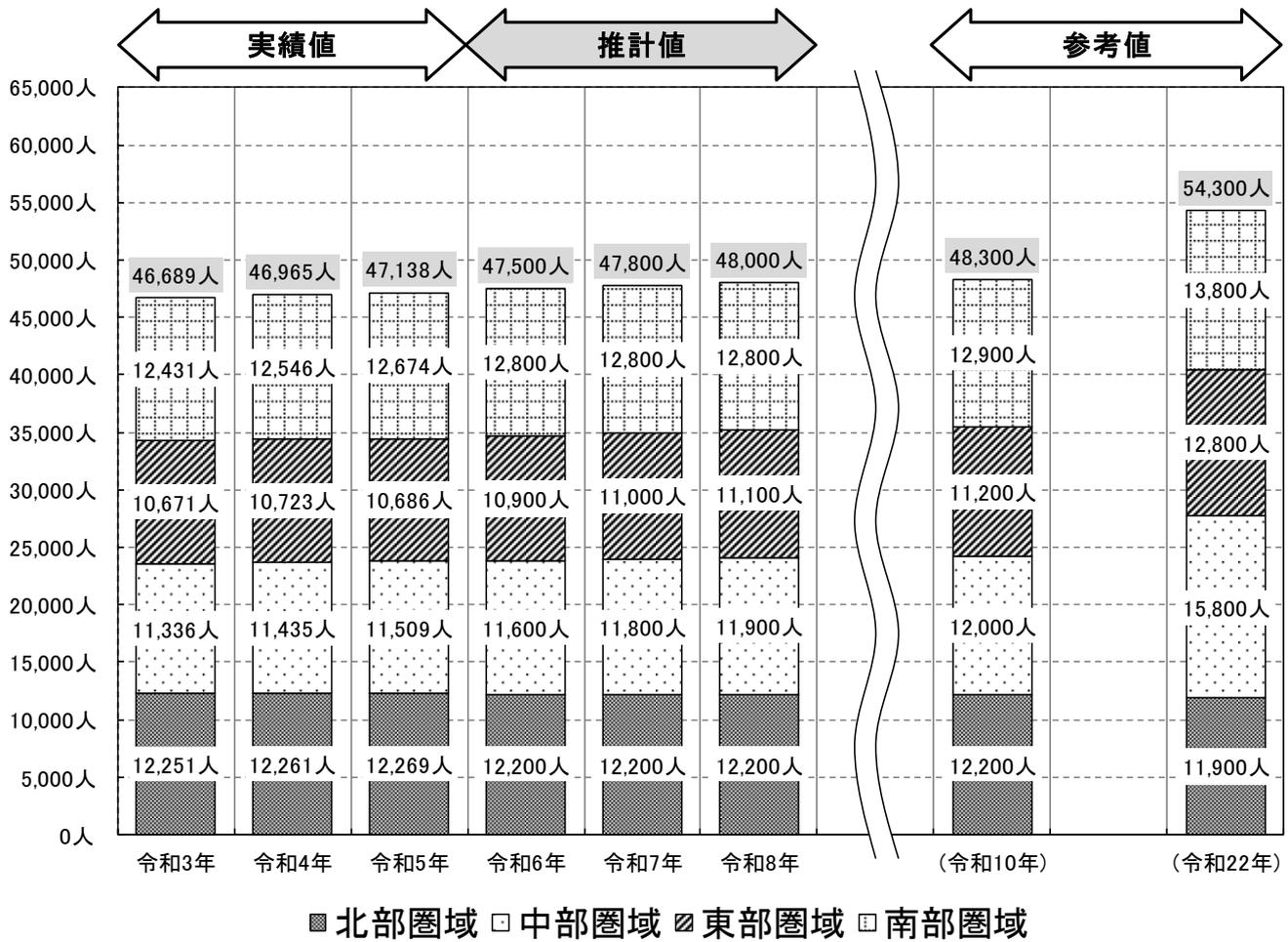
(1) 総人口の推移



総人口の推移をみると、令和3年から令和5年までの急激な人口増加は落ち着き、令和6年以降は、ゆるやかな上昇傾向にあります。圏域別にみると、開発の影響が続く中部圏域や南部圏域では増加が続いており、東部圏域や北部圏域では横ばいの傾向となっています。

なお、令和10年(212,000人)以降は、令和22年までにかけて人口が減少していくものと見込まれます。

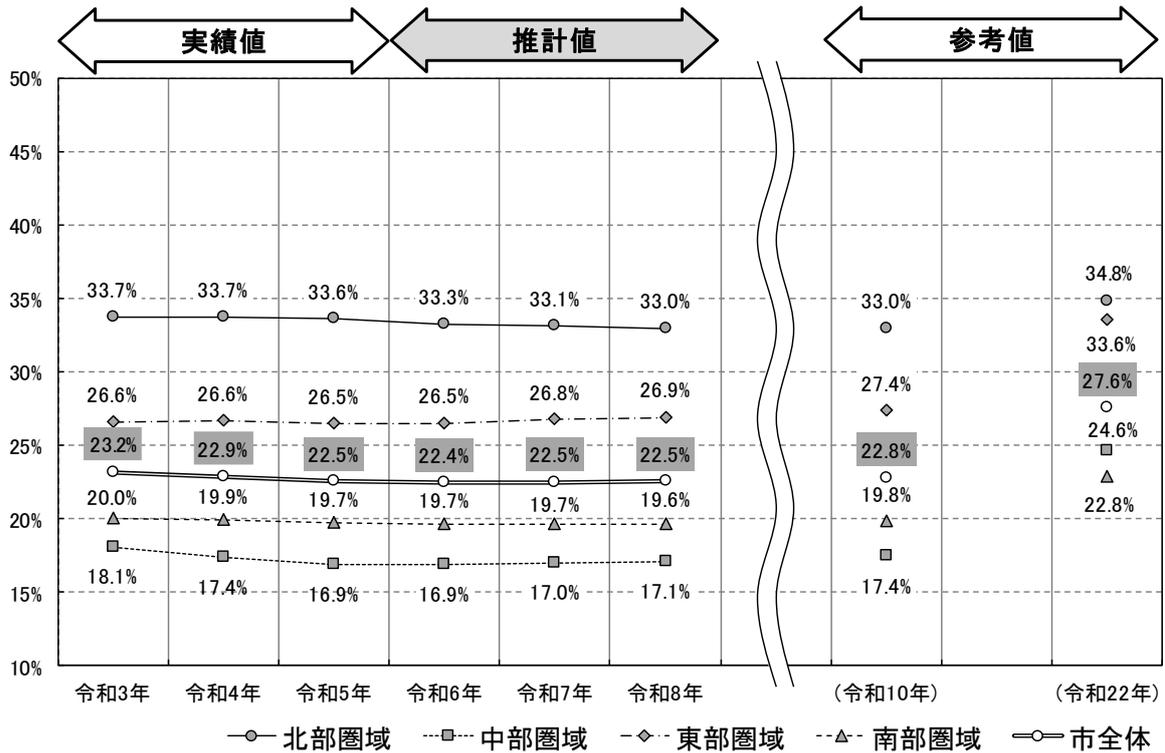
(2) 高齢者数の推移



高齢者数（65歳以上人口）の推移をみると、毎年300人程度の増加傾向であることが見込まれます。

圏域別では、北部圏域や南部圏域は横ばいの状況が続き、中部圏域や東部圏域は少しずつ増加していくと予測されます。

(3) 高齢化率の推移



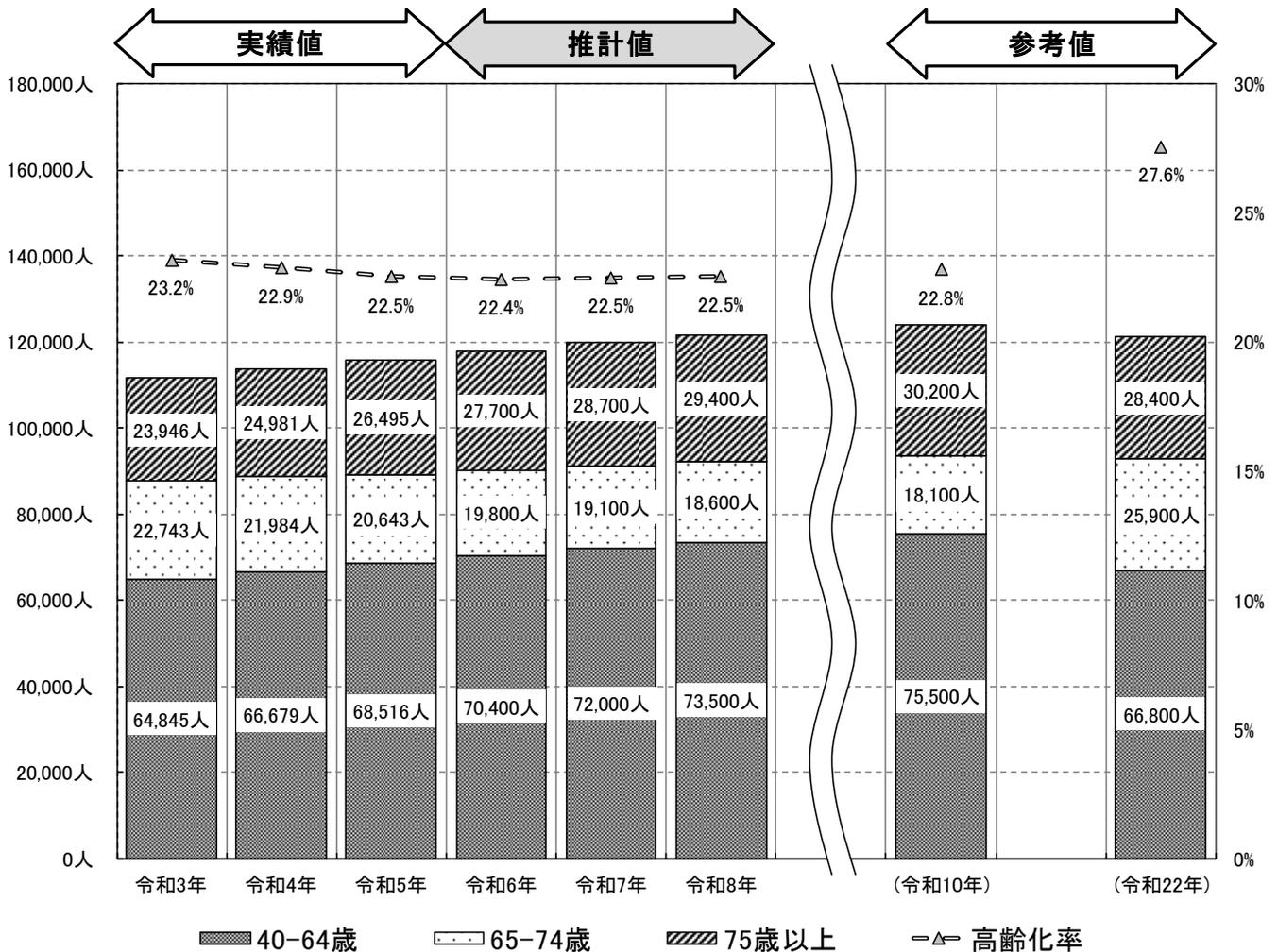
高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移をみると、令和3年から令和5年にかけて子育て世帯を中心に人口増加が続いているため、減少傾向が続いています。

令和6年以降の計画期間における市全域の高齢化率については、今後の開発の状況やこれに伴う転入者の年齢層、合計特殊出生率の上昇傾向等に影響を受ける可能性があります、ほぼ横ばいの傾向と見込まれます。

なお、高齢化率が低い南部圏域においても、高齢者数は最も高齢化率が高い北部圏域を上回る（令和5年の両圏域の差は405人）ことから、高齢化率だけでなく、高齢者の実数にも留意しながら計画を遂行していきます。

(4) 圏域別・年齢階層別にみた高齢者数等の推移

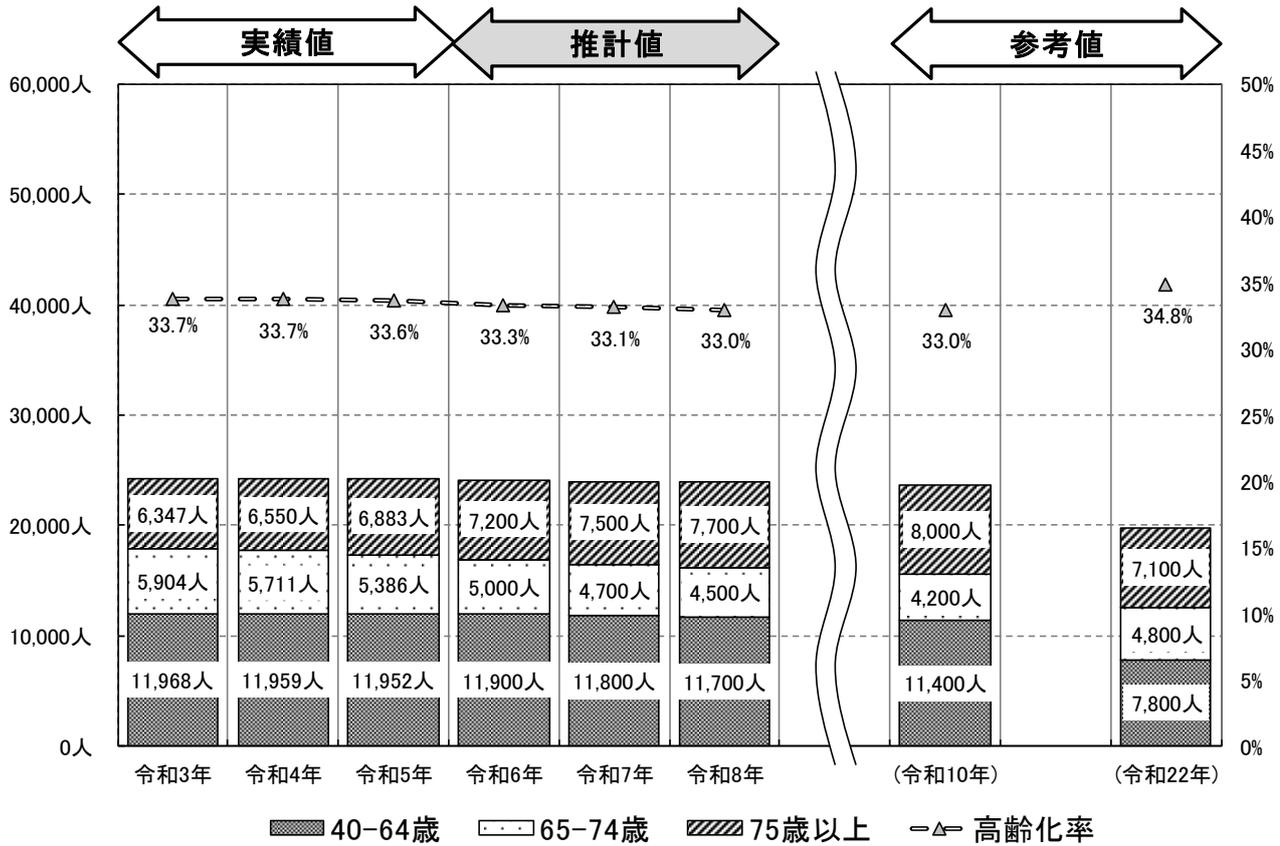
■流山市全域



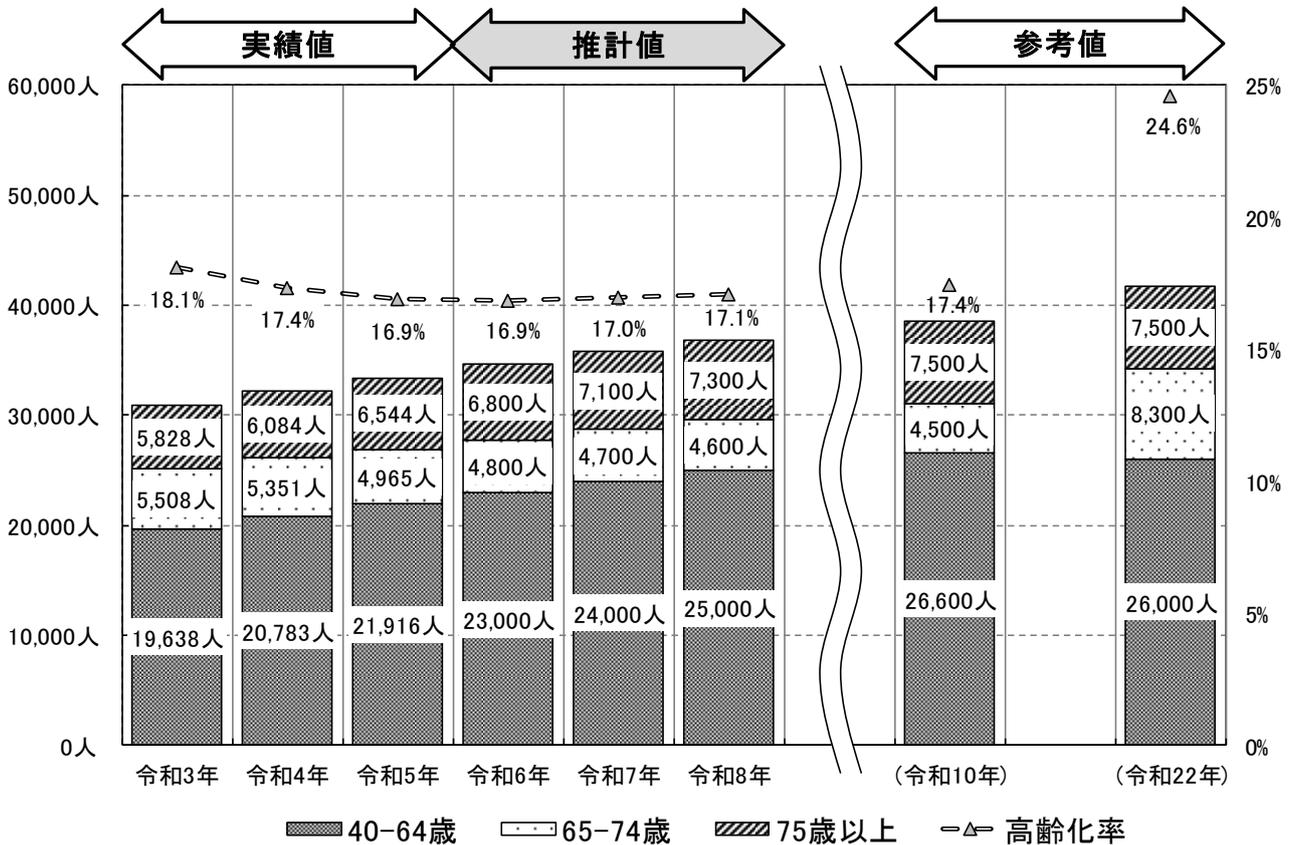
市域全体の40歳以上の人口の推移をみると、第8期計画の傾向と同様に、令和6年から令和8年にかけて引き続き65～74歳の前期高齢者数が減少する一方で、75歳以上の後期高齢者数は増加傾向にあります。

令和6年以降も、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年（2025年）に向けて、後期高齢者が増加していくものと見込まれます。なお、長期的な視点として、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）には、現役世代である40～64歳の人口が大きく減少するものと見込まれます。

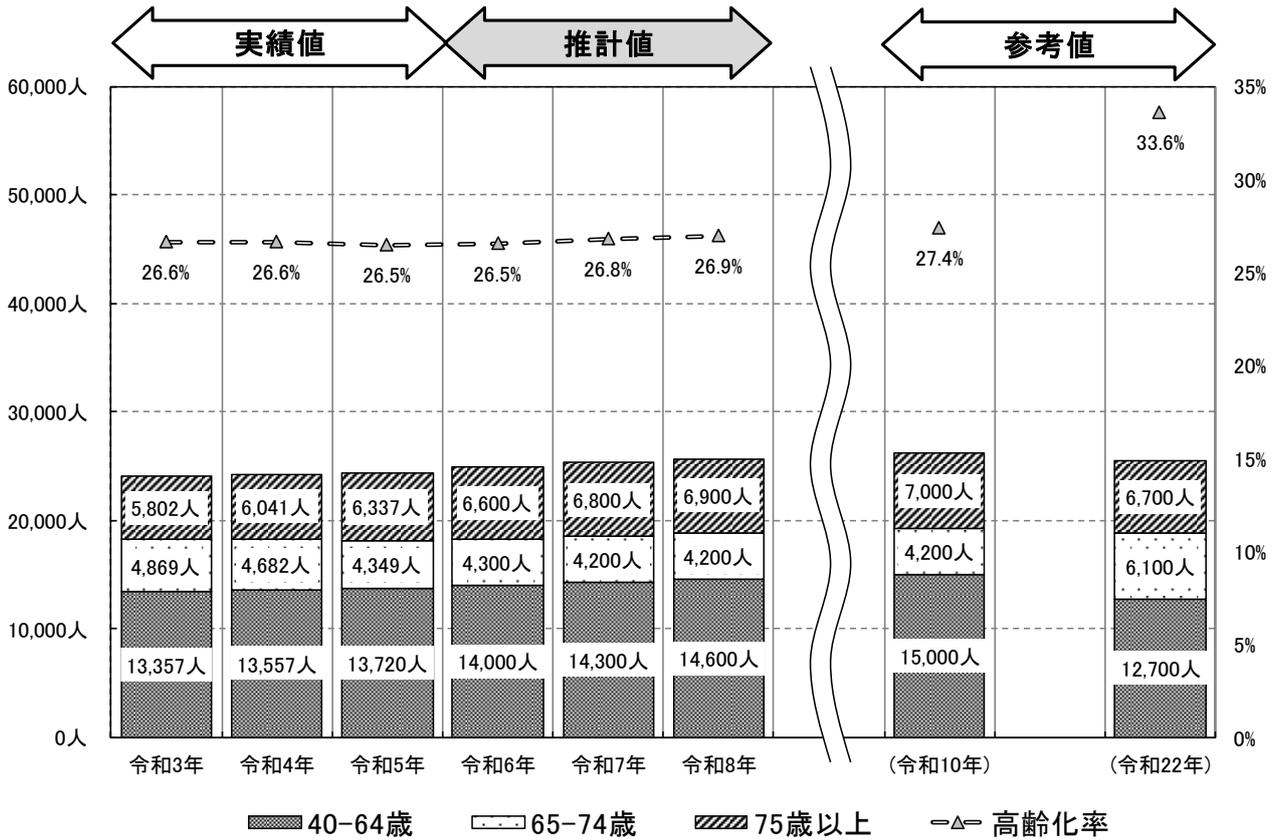
■北部圏域



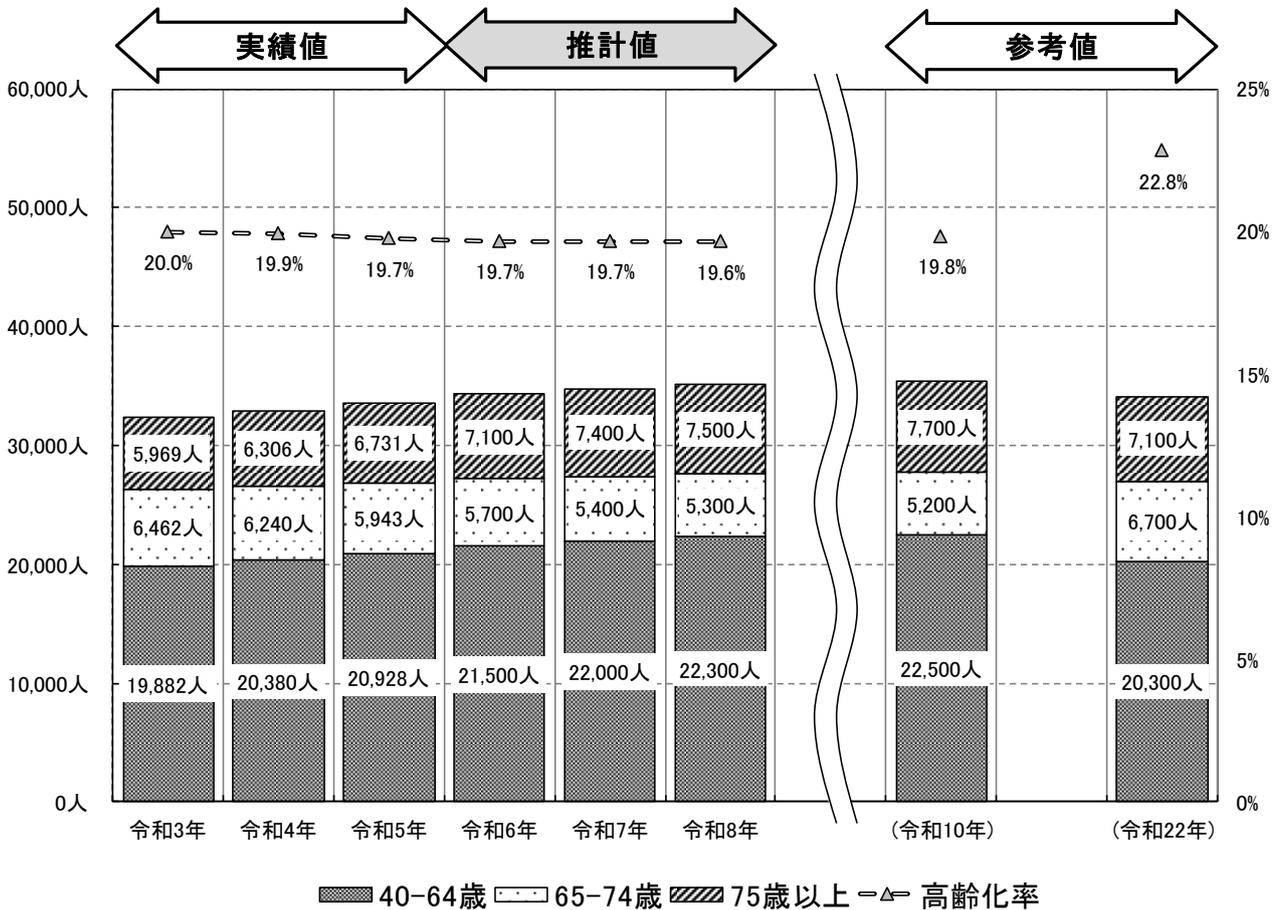
■中部圏域



■東部圏域



■南部圏域



3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況

(1) 調査の概要

① 調査目的

高齢者等の状況や高齢者福祉及び介護サービスに対する意見・意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

② 調査対象

調査名	調査対象	規模
1 高齢者一般調査 〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〕	要介護認定（要介護1～5）を受けていない 65歳以上の高齢者	無作為抽出 (2,000人)
2 要支援・要介護認定者調査 (在宅介護実態調査)	要支援・要介護認定を受けて在宅で生活されている 65歳以上の高齢者	無作為抽出 (1,000人)
3 介護サービス事業所調査	流山市内の介護サービス提供事業所	(266事業所)

③ 調査方法及び調査期間

調査名	調査方法	調査期間
1 高齢者一般調査	郵送によるアンケート調査 (お礼兼督促ハガキの発送1回)	令和5年1月16日(月)～
2 要支援・要介護認定者調査		令和5年2月13日(月)
3 介護サービス事業所調査	メールによるアンケート調査	令和5年5月11日(木)～ 令和5年5月31日(水)

④ 回収状況

調査名	調査対象数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
1 高齢者一般調査	2,000	1,577	78.9
2 要支援・要介護認定者調査	1,000	629	62.9
3 介護サービス事業所調査	266	99	37.2

⑤ 調査結果の見方

ここでは、3つの調査対象のうち「高齢者一般調査」と「要支援・要介護認定者調査」の結果を中心に掲載しています。集計は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

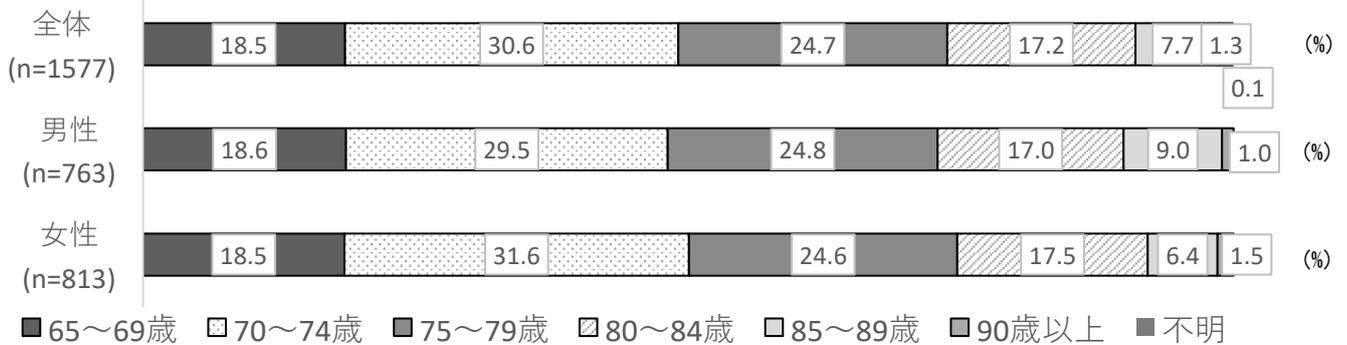
基数となるべき実数は、n (number of cases の略) として表示しています。回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出しているため、複数回答の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。

(2) 高齢者一般調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）結果

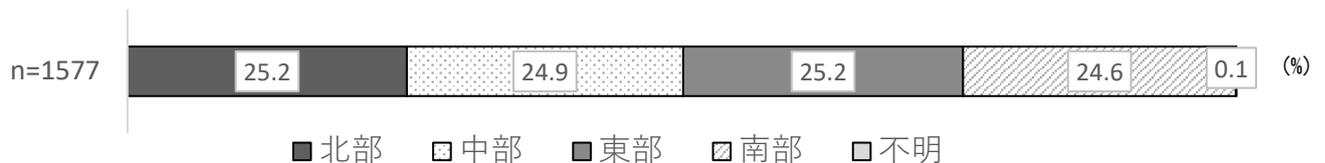
① 回答者の属性

性・年齢

対象者2,000人のうち有効回収数は1,577人（うち、年齢・性別および居住地区不明が1人）で、そのうち男性：763人、女性：813人でした。



居住地区



家族構成



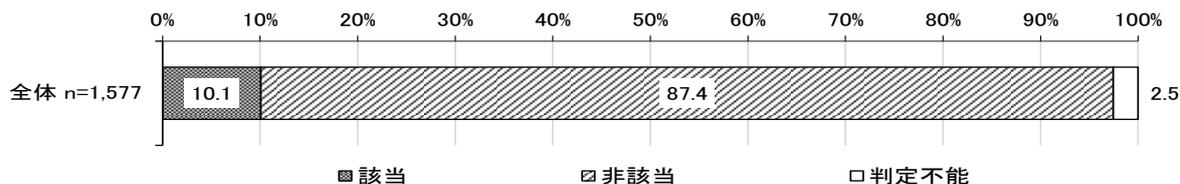
② 一般高齢者調査の状態像

設問ごとの回答の組み合わせによって、健康状態や身体機能に関するリスク該当者（判定基準に該当した方）の割合を算出します。

項目	配点		
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ	↑ 運動器の機能低下 5項目のうち、 点数が3点以上の方
椅子に座った状態から何もつかまらずに、立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ	
15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ	
過去1年間に転んだ経験がありますか	1.はい	0.いいえ	
転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ	
6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	↑ 低栄養 2項目のうち、 点数が2点の方
身長 cm 体重 kg	※BMI<18.5 なら「1」		
半年前に比べて硬いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ	↑ 口腔機能の低下 3項目のうち、 点数が2点以上の方
お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ	
口の渴きが気になりますか	1.はい	0.いいえ	

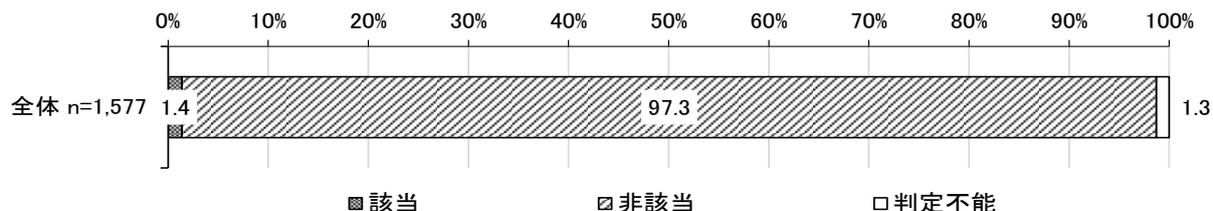
運動器の機能低下

運動機能については、「該当」が10.1%、「非該当」が87.4%、「判定不能」が2.5%となっています。



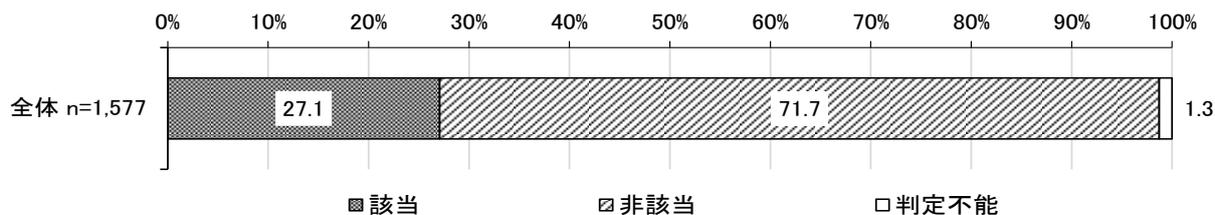
低栄養

栄養状態については、「該当」が1.4%、「非該当」が97.3%、「判定不能」が1.3%となっています。



口腔機能の低下

口腔機能については、「該当」が27.1%、「非該当」が71.7%、「判定不能」が1.3%となっています。

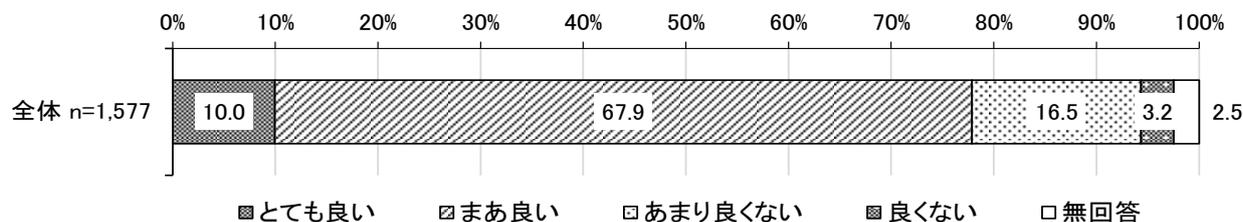


③ 健康・疾病・生活の状況

主観的健康感・主観的幸福感

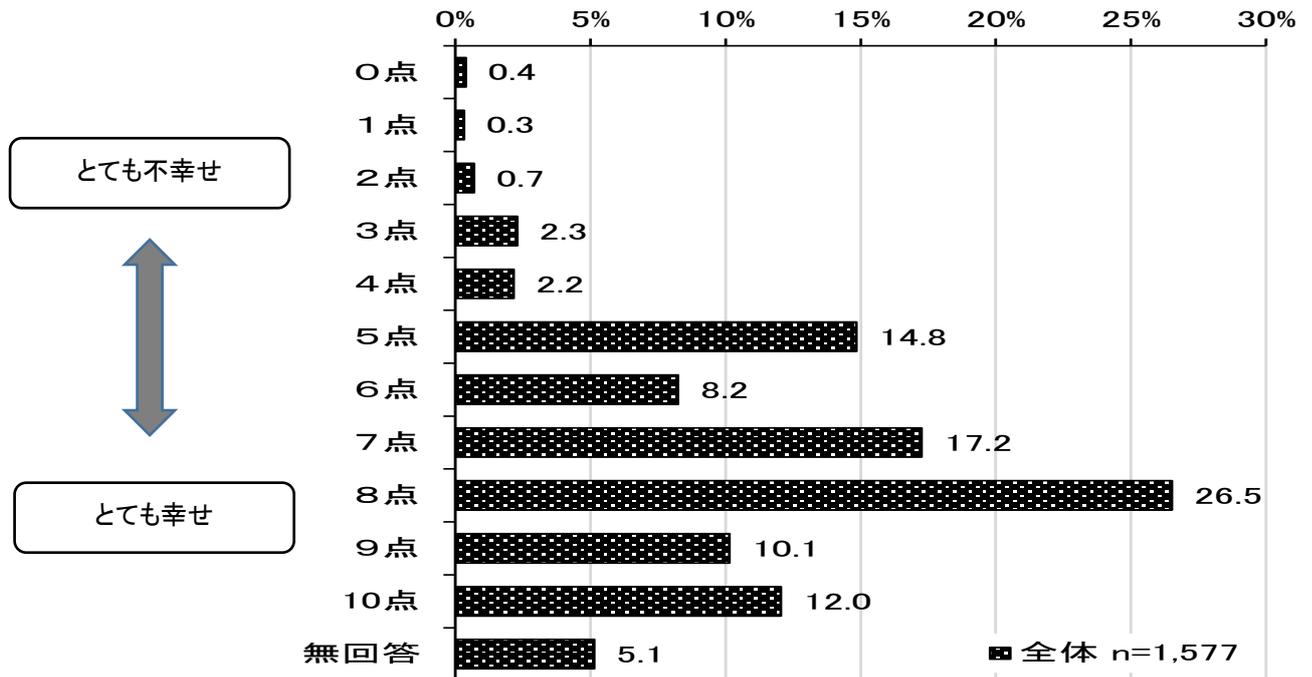
主観的健康感

現在の健康状態については、「まあ良い」が67.9%で最も高く、次いで「あまり良くない」が16.5%、「とても良い」が10.0%となっています。



主観的幸福感

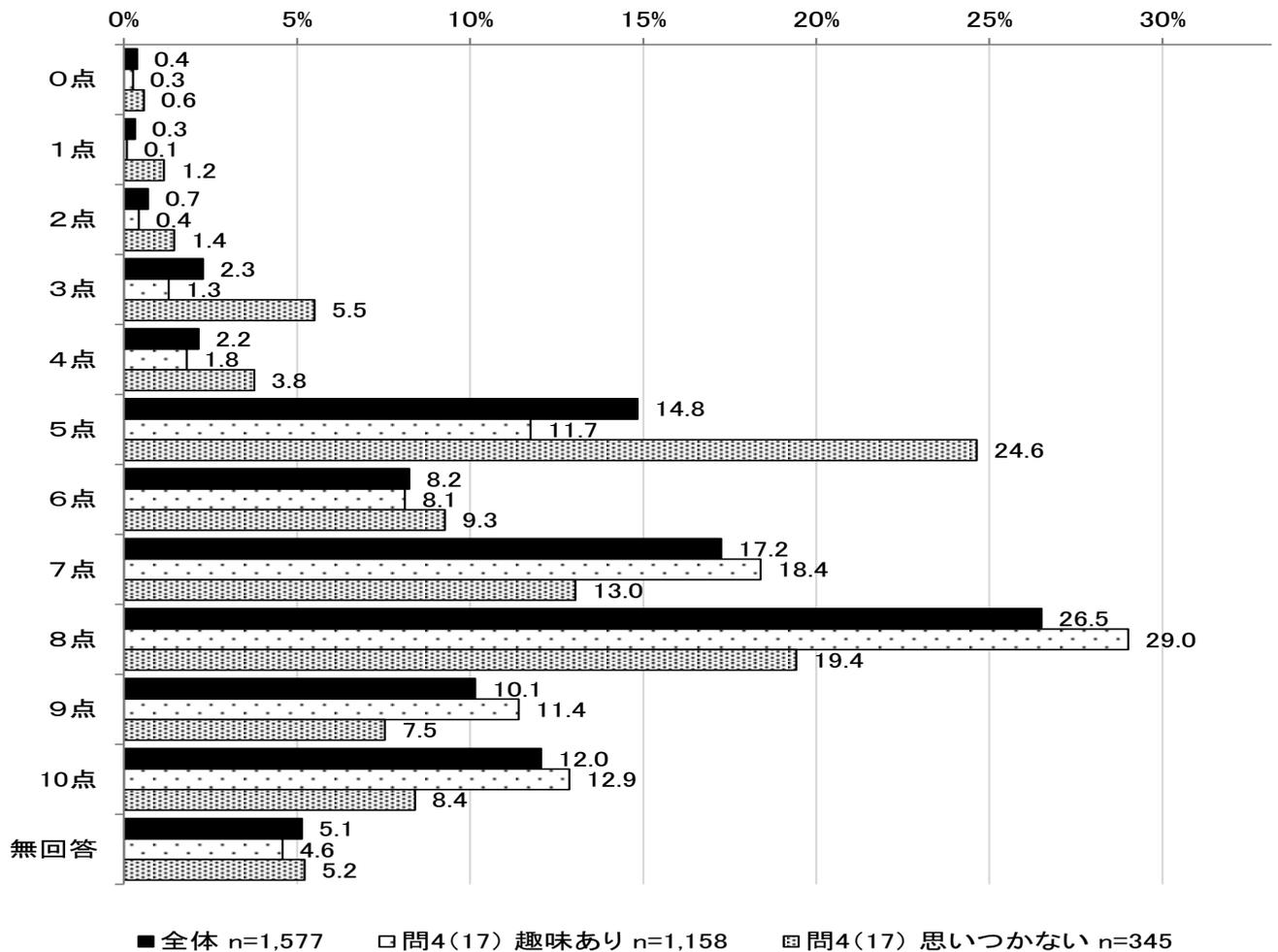
現在の幸福感については、「8点」が26.5%で最も高く、次いで「7点」が17.2%、「5点」が14.8%となっています。



主観的幸福感と趣味

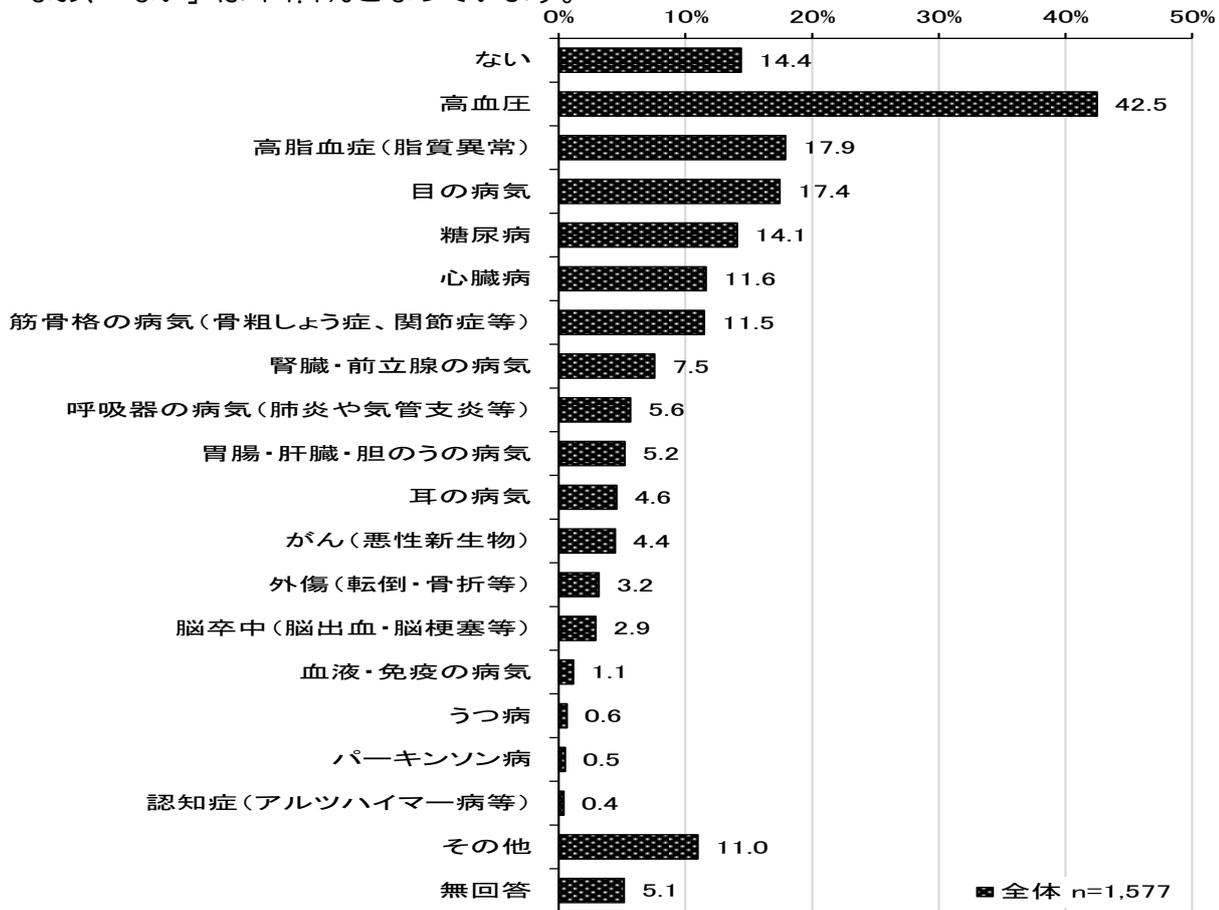
最も幸福度が高い10点から最も低い0点までのうち、8点以上の人全体の約5割を占めました。

「趣味あり」の人のうち8点以上の人割合は、53.3%でしたが、「思いつかない」人は35.3%でした。



現在治療中、または後遺症のある病気

現在治療中、または後遺症のある病気があるかについては、「高血圧」が42.5%で最も高く、次いで「高脂血症（脂質異常）」が17.9%、「目の病気」が17.4%となっています。（複数回答あり。）
 なお、「ない」は14.4%となっています。

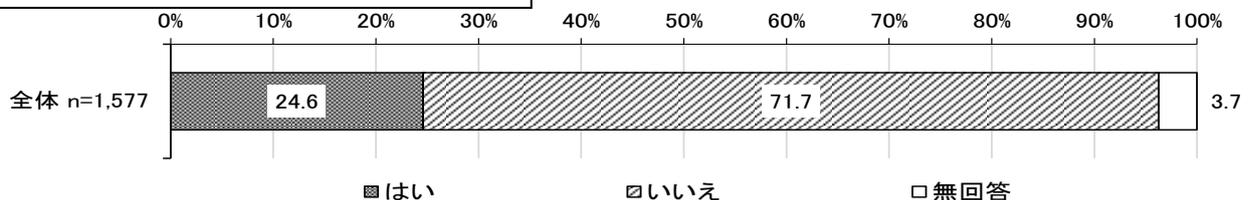


生活の中での「聞こえ」の困りごと

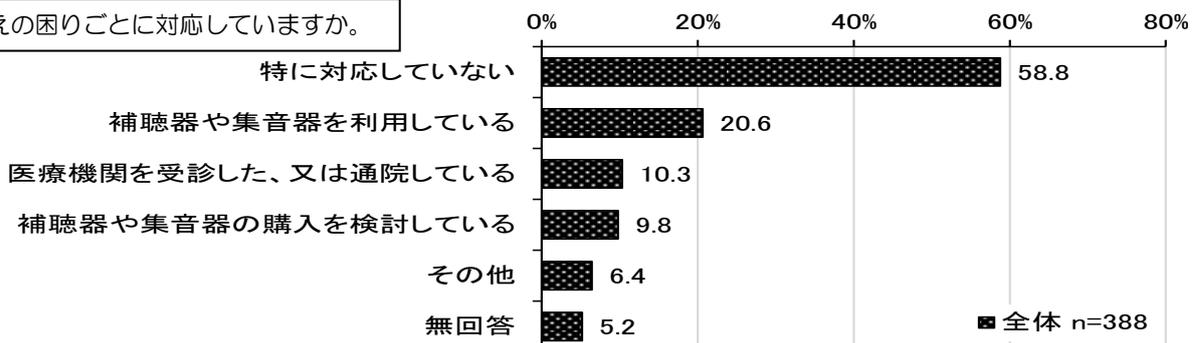
生活の中で、聞こえについて困っているかについては、「はい」が24.6%、「いいえ」が71.7%となっています。

「はい」と回答した方388人を対象とした聞こえの困りごとへの対応状況については、「特に対応していない」が58.8%で最も高く、次いで「補聴器や集音器を利用している」が20.6%、「医療機関を受診した、又は通院している」が10.3%となっています。

生活の中で、「聞こえ」について困っていますか。

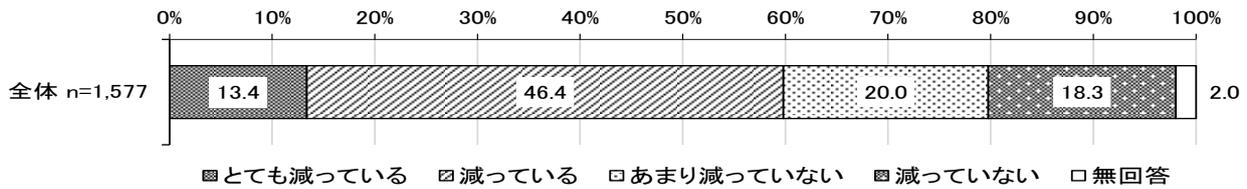


聞こえの困りごとに対応していますか。



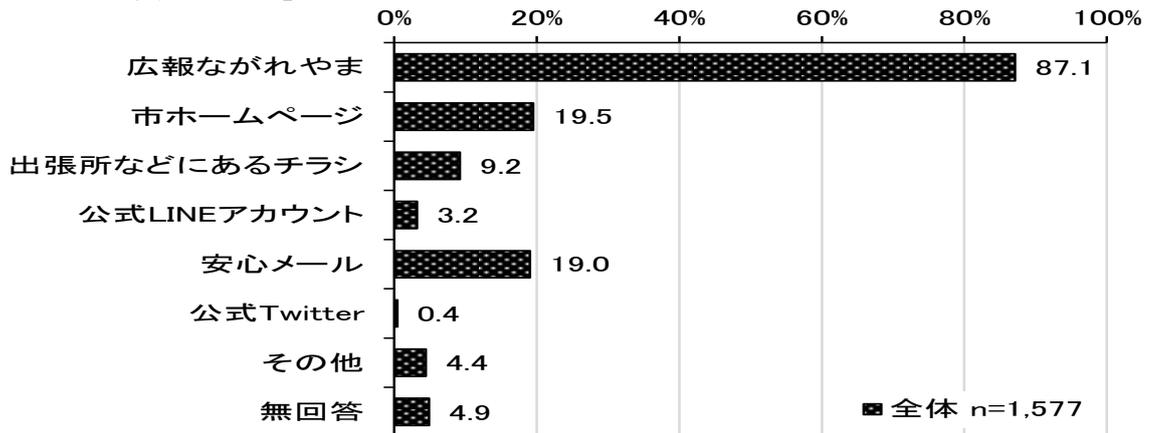
コロナ禍以前と比べて、外出の頻度が減っていますか。

コロナ禍以前と比べて、外出の頻度が減っているかについては、「減っている」が46.4%で最も高く、次いで「あまり減っていない」が20.0%、「減っていない」が18.3%となっています。



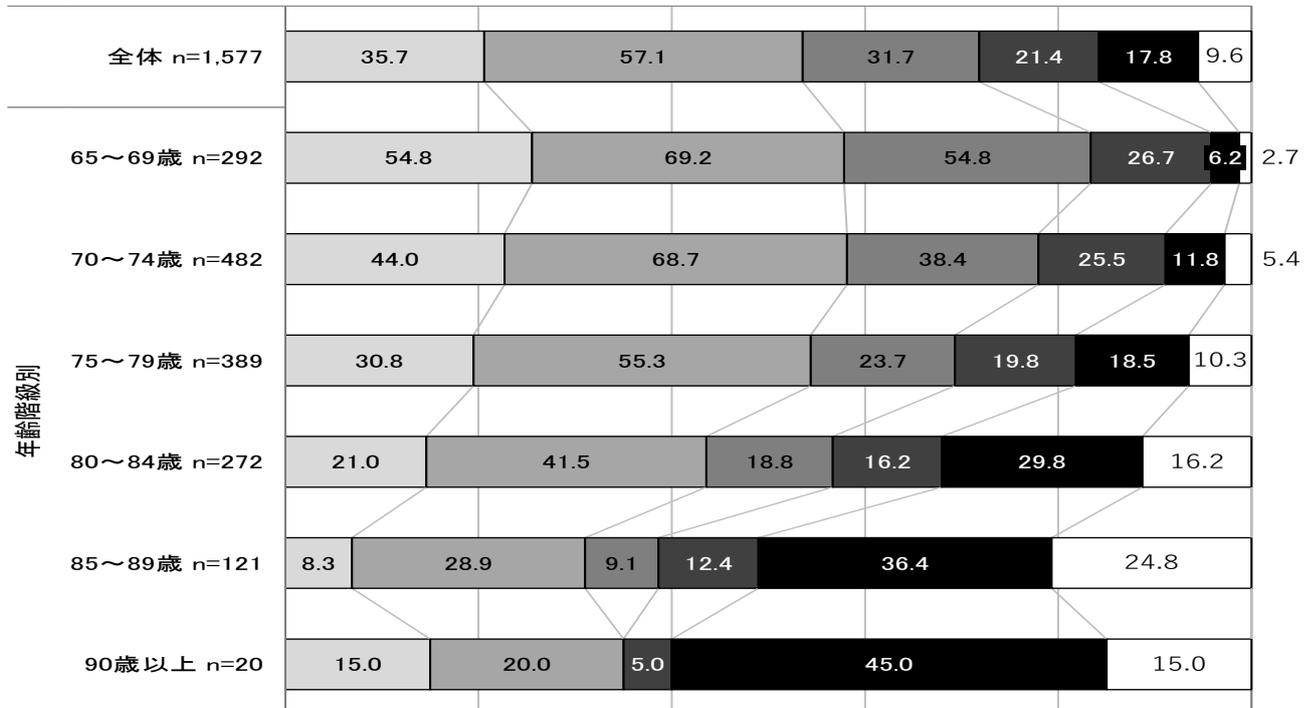
市からの情報入手方法

市からの情報の入手方法については、「広報ながれやま」が87.1%で最も高く、次いで「市ホームページ」が19.5%、「安心メール」が19.0%となっています。



情報機器（スマートフォンやパソコン等）の利用内容（複数回答可）

年齢別の情報機器（スマートフォンやパソコン等）の利用内容については、「SNSの利用」が60歳代で54.8%、70歳代で30%以上、「電子メールでの連絡」が65～79歳で55%以上、80～84歳で41.5%、85～89歳で28.9%、90歳以上で20%となっています。



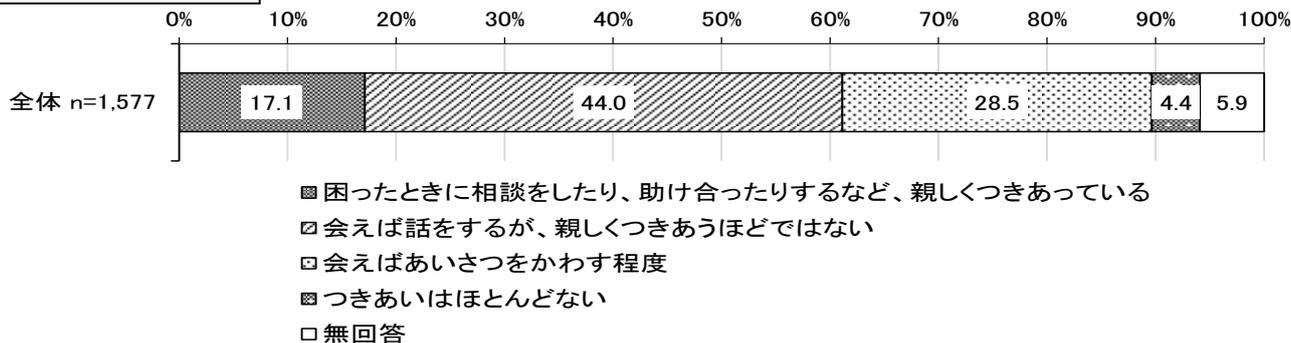
- SNS (Facebook、Twitter、LINE、Instagramなど) を利用する
- 電子メールで家族・友人などと連絡をとる
- インターネットで行きつけの店をしたり、ショッピングをしたりする
- インターネットの閲覧のみ使用する
- 情報機器は使わない
- 無回答

④ 地域・ご近所での活動

近所づきあい・地域での支え合いの現状

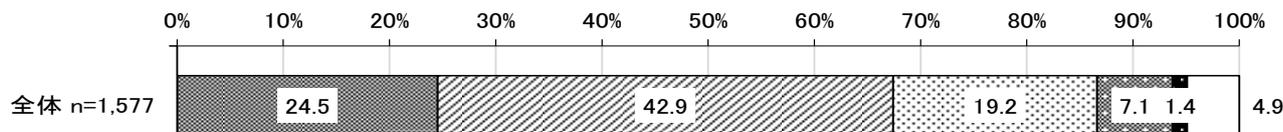
現在、どのような近所づきあいをしているかについては、「会えば話をするが、親しくつきあうほどではない」が44.0%で最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」が28.5%、「困ったときに相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくつきあっている」が17.1%となっています。地域での支え合いについては、災害時ご近所の人と助け合える、ご近所の人を信頼できる、地域で人の役に立ちたい、地域に愛着を感じる、といった項目で、とてもそう思う・ややそう思うとの回答が過半を占めています。

近所づきあいの程度

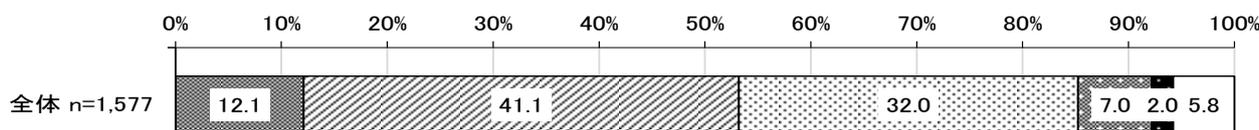


地域での支え合い

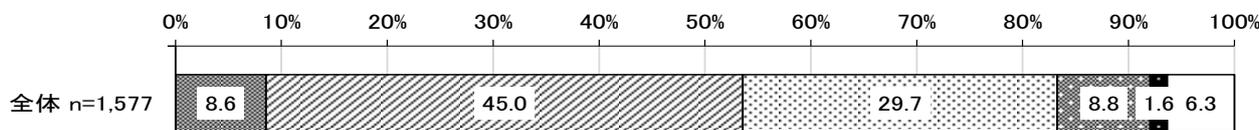
災害が起こったとき、ご近所の人たちと助けあえると思いますか。



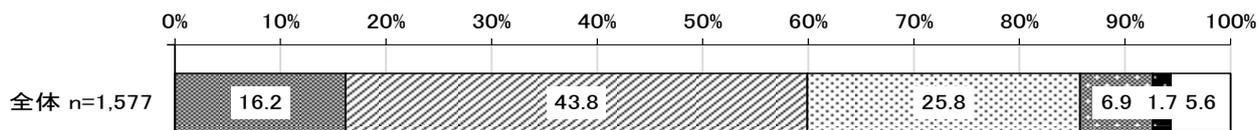
ご近所の人たちは、一般的に信頼できると思いますか。



あなたは、居住する地域で他の人の役に立ちたいと思いますか。



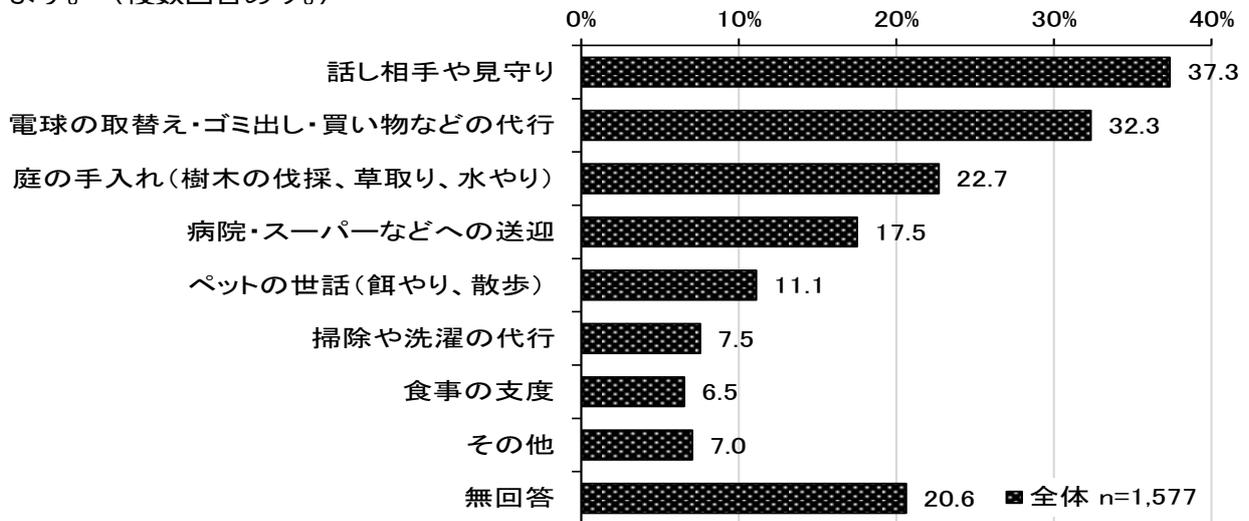
あなたは、現在居住する地域に誇りや愛着を感じていますか。



- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| とてもそう思う | ややそう思う | どちらとも言えない |
| あまりそう思わない | 全くそう思わない | 無回答 |

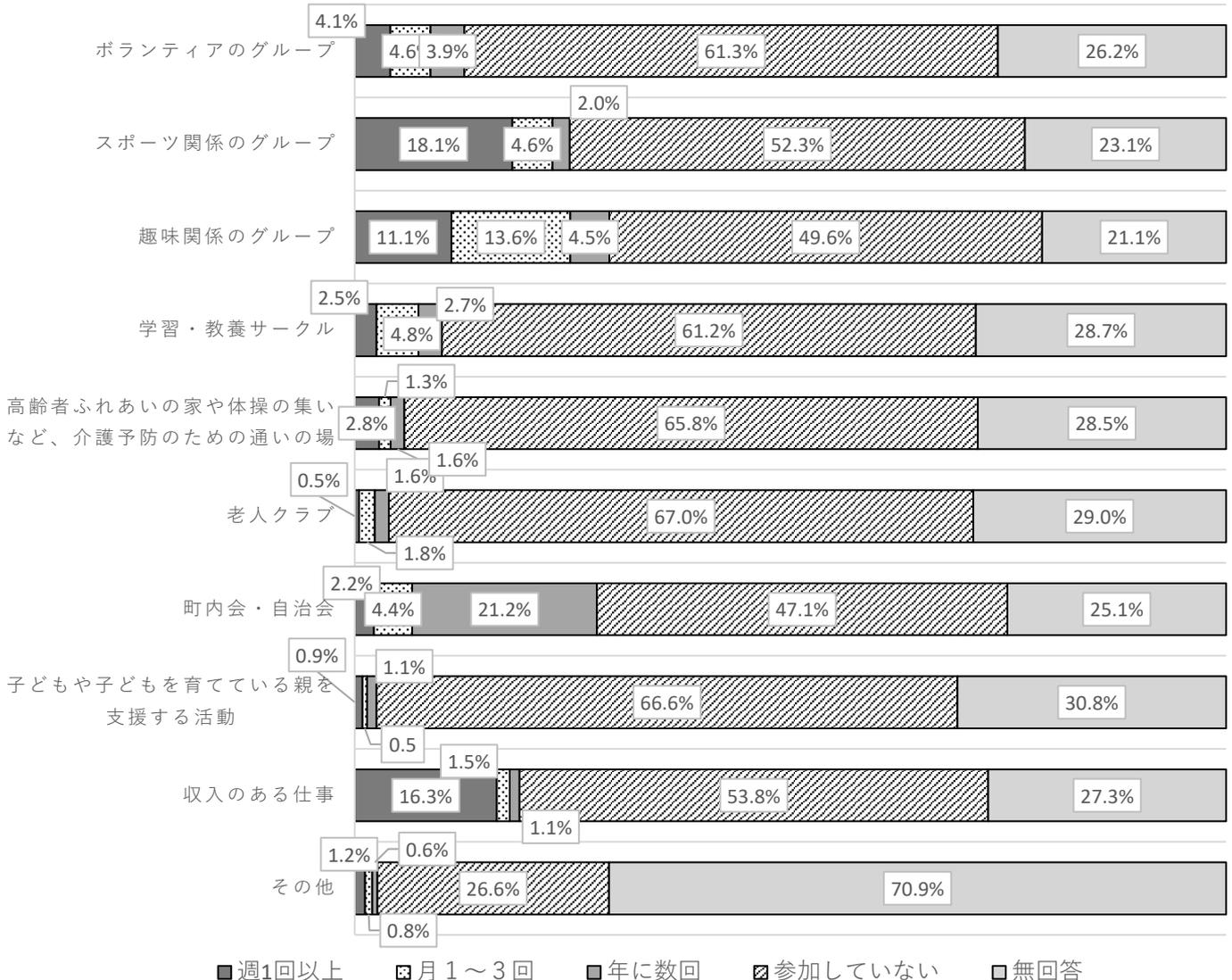
近所で困っている人がいたら手伝えそうなこと

近所で困っている人がいたら、あなたがやってもよいと思えることについては、「話し相手や見守り」が37.3%で最も高く、次いで「電球の取替え・ゴミ出し・買い物などの代行」が32.3%となっています。（複数回答あり。）



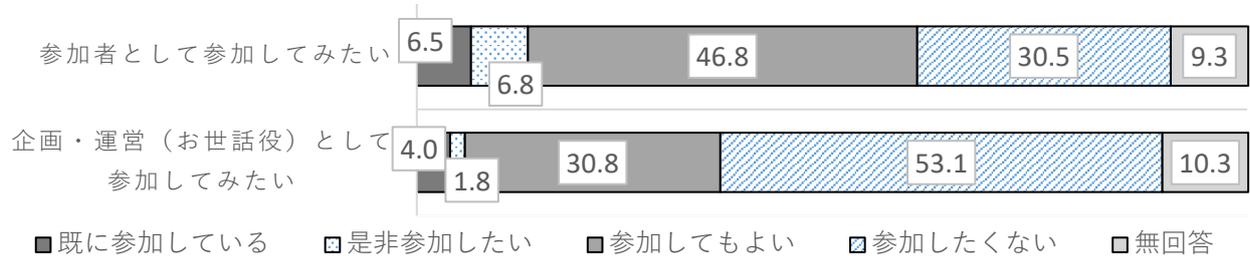
さまざまな活動への参加頻度

趣味関係のグループに参加している方(年に数回)は約30%となっています。定期的に収入のある仕事をしている方(月に1回から3回以上)が約18%となっています。（複数回答あり。）



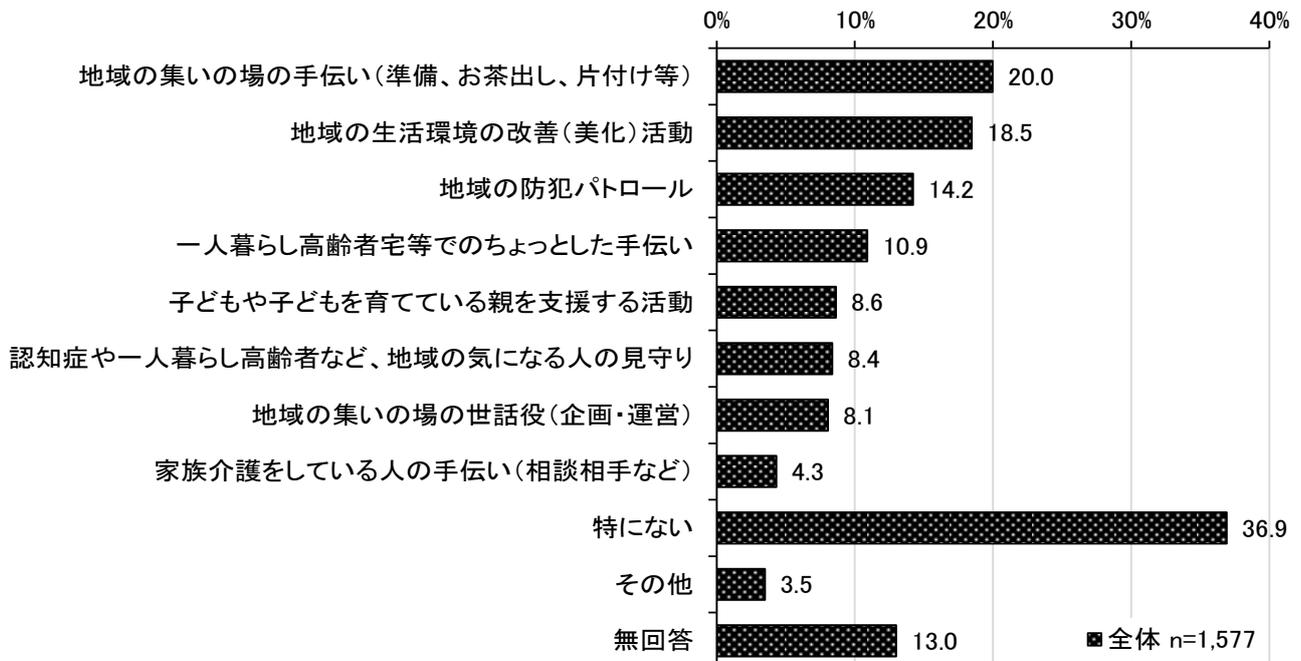
地域住民の有志による、地域づくりの活動への参加意向

地域住民の有志による、地域づくりを進める場合の参加意向は、参加者として参加してみたいと回答（既に参加・是非参加したい・参加してもよい）した方は、60.1%となっています。一方で参加したくないと回答した方も30.5%となっています。また活動の企画・運営（お世話役）として参加してみたいと回答（既に参加・是非参加したい・参加してもよい）した方は、36.6%となっています。



地域づくりの活動へ参加した場合に、やってもよい・できそうなこと

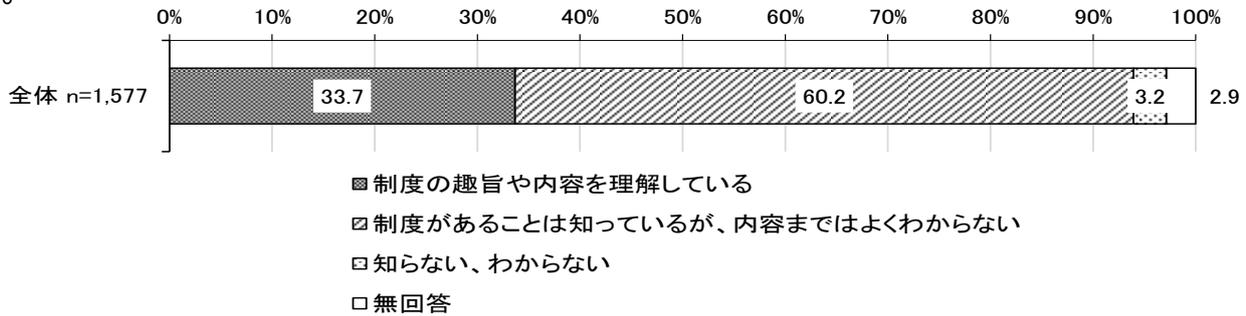
地域づくり活動に参加した場合に、やってもよい・できそうな内容を質問したところ、地域の集いの場の手伝いが20.0%と最も多く、次いで、地域の生活環境の改善（美化）活動などとなっています。（複数回答あり。）



⑤ 介護保険・高齢者福祉について

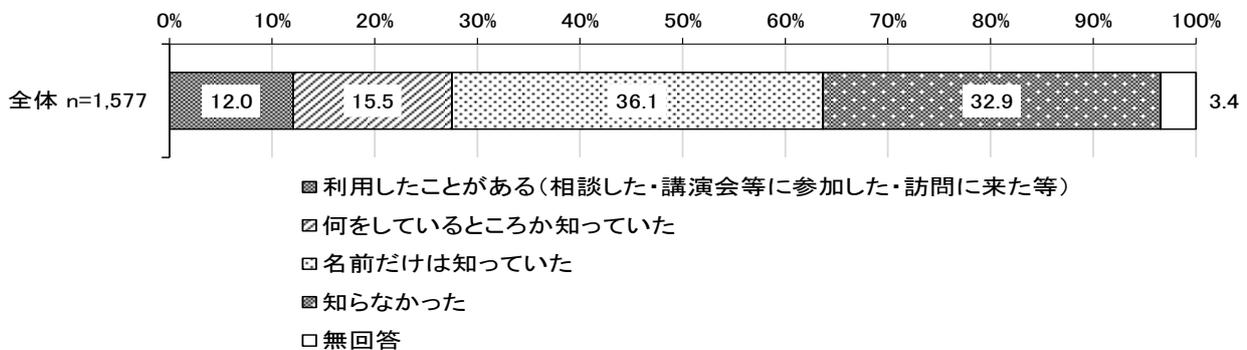
介護保険制度の認知度

「制度があることは知っているが、内容まではよくわからない」が60.2%で最も多くなっています。



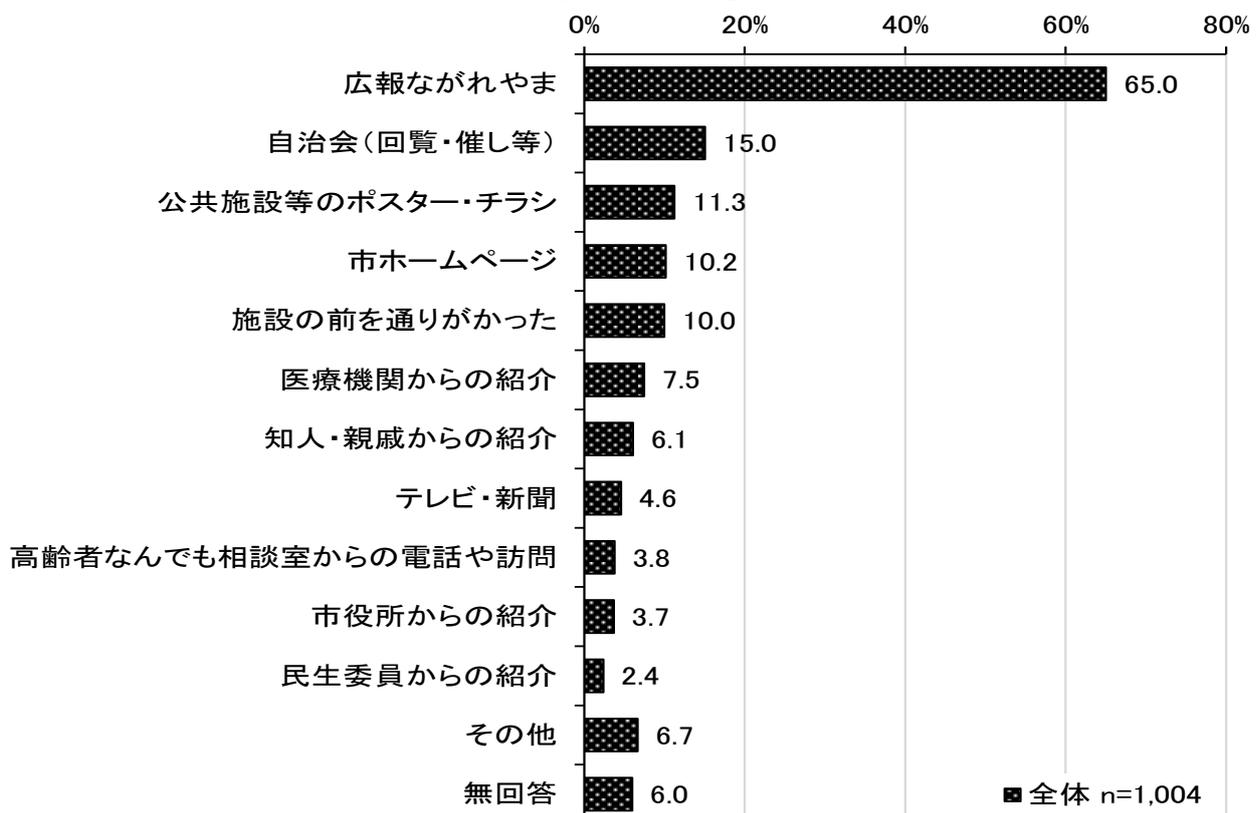
高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の認知度

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を知っているかについては、「名前だけは知っていた」が36.1%で最も高く、次いで「知らなかった」が32.9%となっています。



高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）をどのように知りましたか

高齢者なんでも相談室を知った媒体は、「広報ながれやま」が65.0%で最も高くなっています。

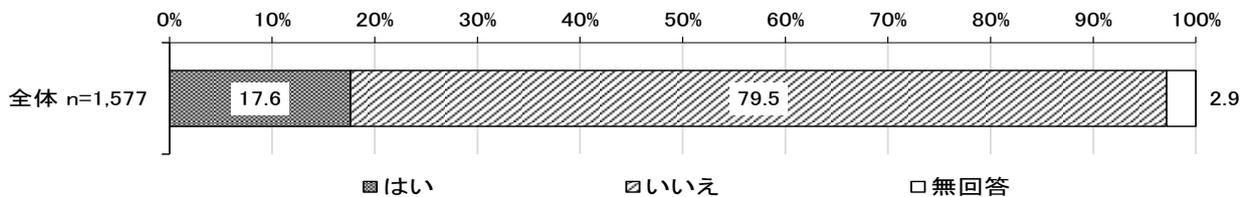


⑥ 認知症・成年後見

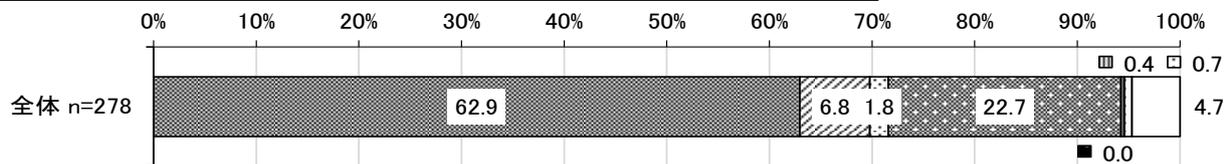
認知症に関する理解・考え

認知症に関する相談窓口については、知っていると答えた方は17.6%でした。最初に相談するところでは、高齢者なんでも相談室、病院、市役所など具体的な相談先を挙げる方が多く、どのような認知症施策に重点を置くべきかということについては、相談窓口の充実と答えた方が34.6%、身近なかかりつけ医でも認知症の相談ができる体制づくりと答えた方が31.5%となっています。

認知症に関する相談窓口を知っていますか。

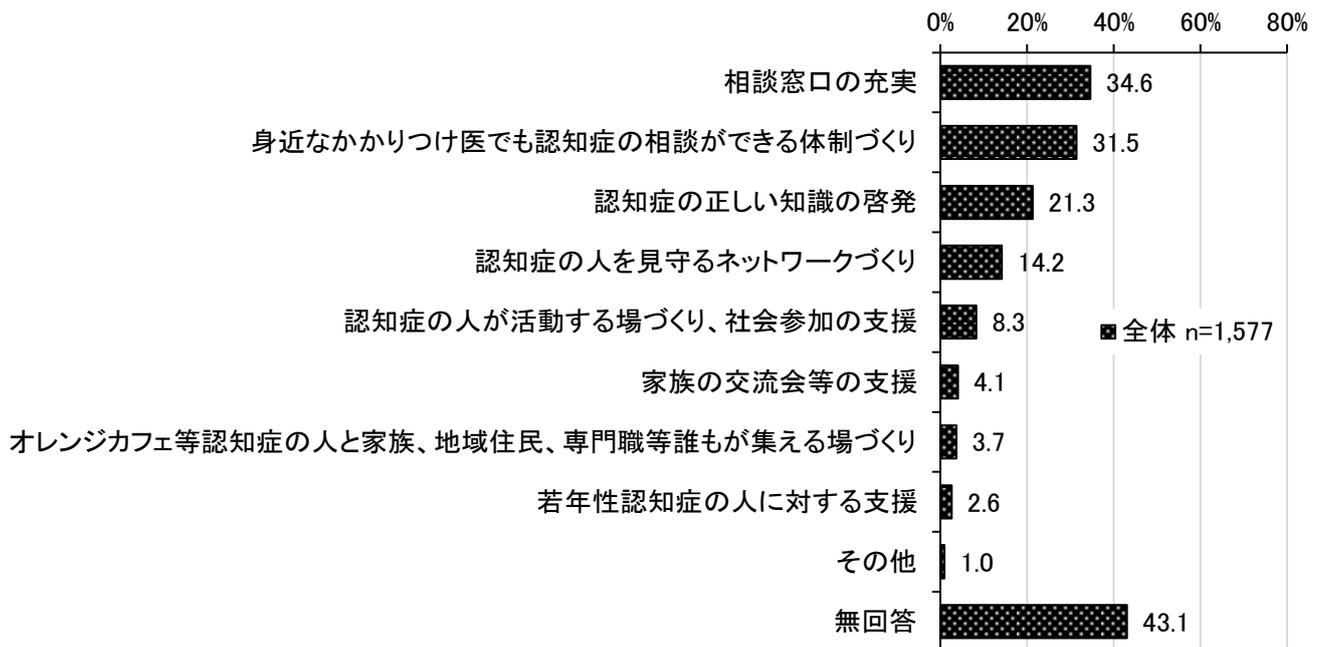


家族や近所の方に認知症が疑われる場合、最初にどこに相談に行きますか。



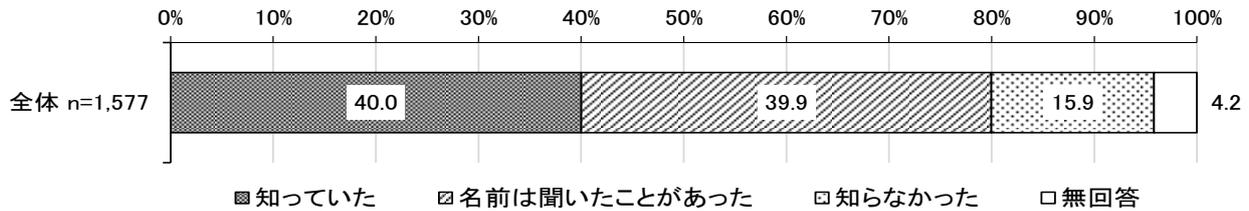
- 高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)
- 市役所
- 民生委員
- 病院
- 認知症地域支援推進員のいる介護施設
- その他
- わからない
- 無回答

どのような認知症施策に重点を置くべきだと思いますか。(複数回答可)



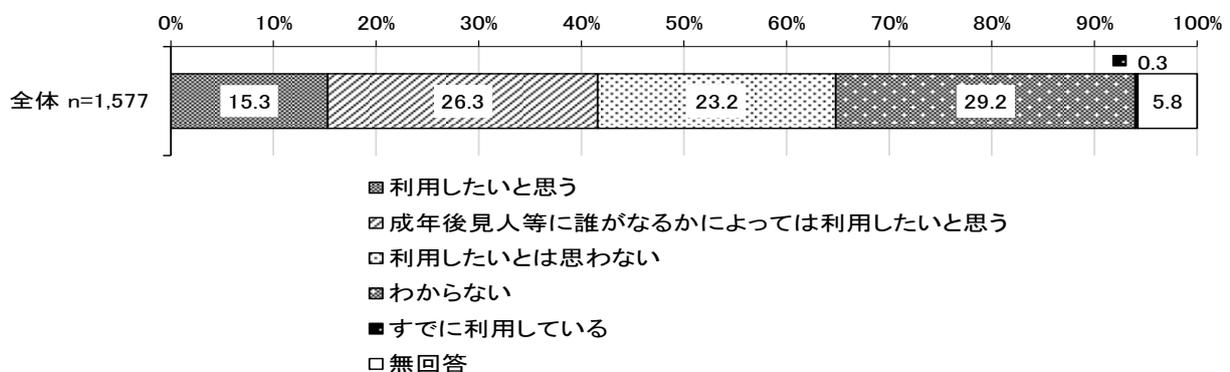
成年後見制度¹の認知度

成年後見制度について、知っていたと回答した方は40%となっています。一方で、名前は聞いたことがあった、知らなかったと回答した方が55.8%となっています。



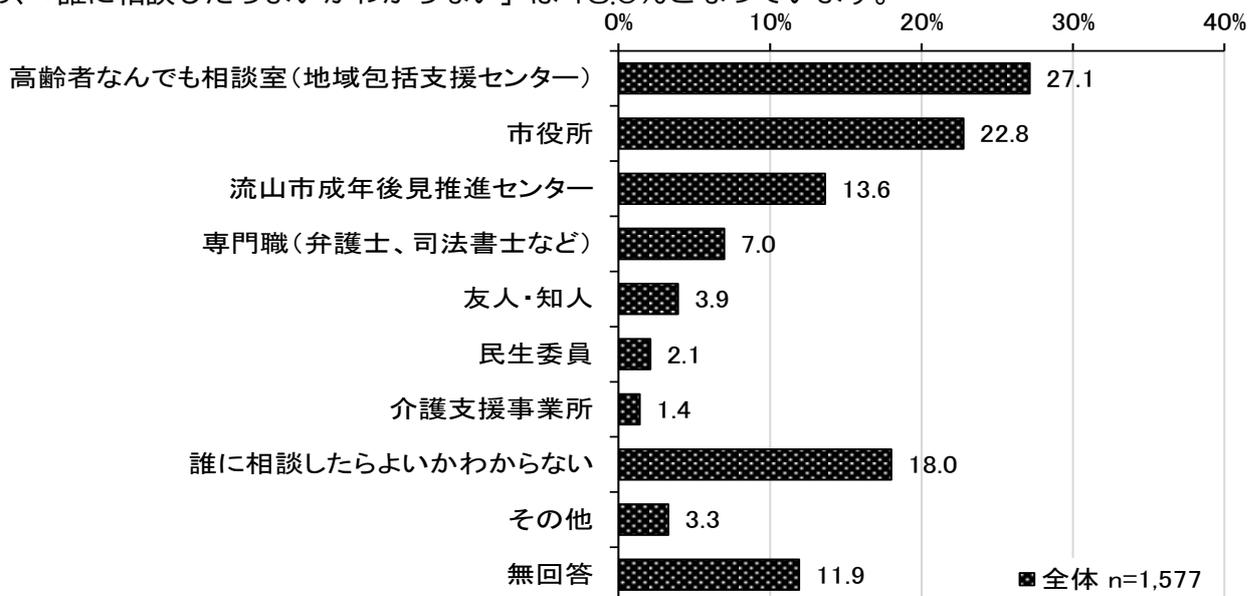
成年後見制度を利用したいと思いますか。

成年後見制度の利用意向については、「わからない」が29.2%で最も高く、次いで「成年後見人等に誰になるかによっては利用したいと思う」が26.3%、「利用したいとは思わない」が23.2%となっています。



成年後見制度のことを相談するならどこに相談しますか。

成年後見制度の相談先については、「高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）」が27.1%で最も高く、次いで「市役所」が22.8%、「流山市成年後見推進センター」が13.6%となっています。なお、「誰に相談したらよいかわからない」は18.0%となっています。

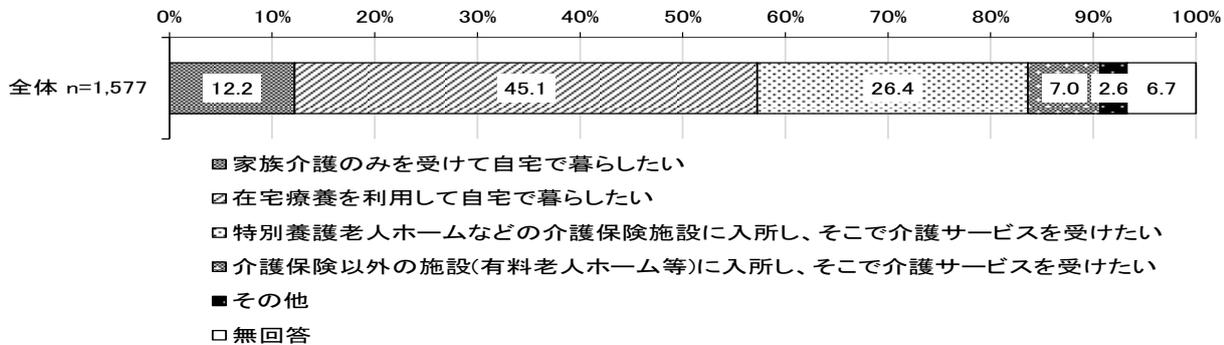


¹ 成年後見制度…認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を支援する法的な制度です。成年後見人等には親族、弁護士や司法書士などの専門職、社会福祉法人などの団体、市民後見人などがなることができます。

⑦ 今後の暮らし（地域包括ケア）

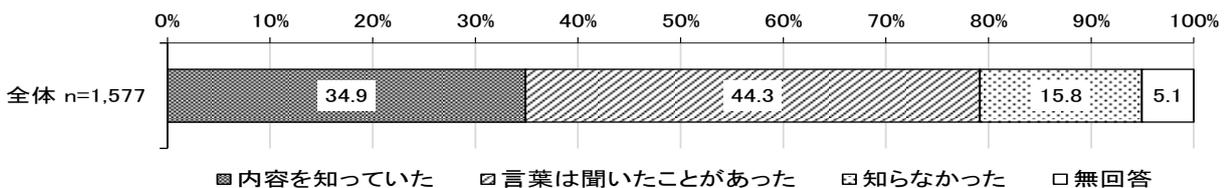
介護が必要になった時に望む暮らし方

介護が必要になった時、どのような暮らし方を望むかについては、「在宅療養を利用して自宅で暮らしたい」が45.1%で最も高く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、そこで介護サービスを受けたい」が26.4%、「家族介護のみを受けて自宅で暮らしたい」が12.2%となっています。



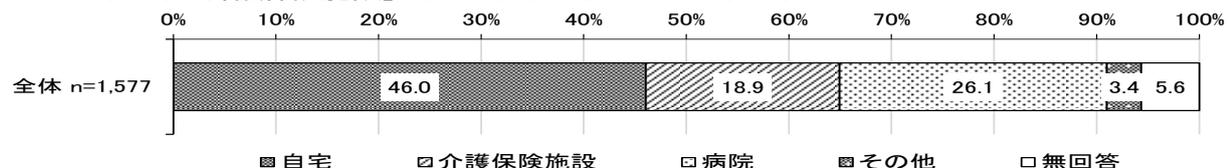
「在宅療養」(自宅に医師や看護師、ホームヘルパーなどに来てもらい医療や介護サービスを受けながら療養生活を送ること。)について知っていましたか。

在宅療養を知っているかについては、「言葉は聞いたことがあった」が44.3%で最も高く、次いで「内容を知っていた」が34.9%、「知らなかった」が15.8%となっています。



ご自身の人生の終末期はどこで迎えたいですか。

人生の終末期はどこで迎えたいかでは、「自宅」が46%で最も多く、次いで「病院」が26.1%となっています。「介護保険施設」は、18.9%となっています。



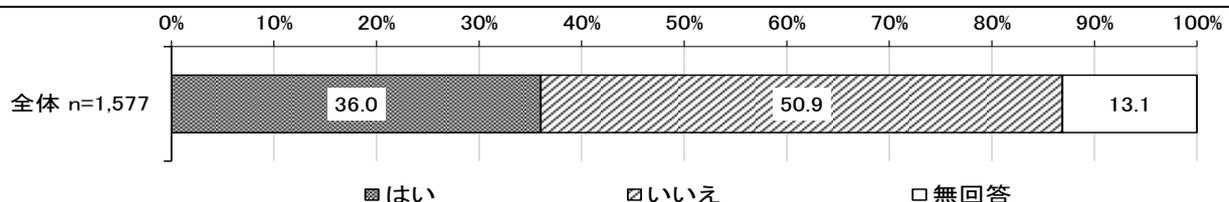
命に関わる病気やケガといったもしもの時に自身が望む医療やケア

命に関わる病気やケガといったもしもの時のために、自身が望む医療やケアについて考えたことはあるかについては、「はい」が36.0%、「いいえ」が50.9%となっています。

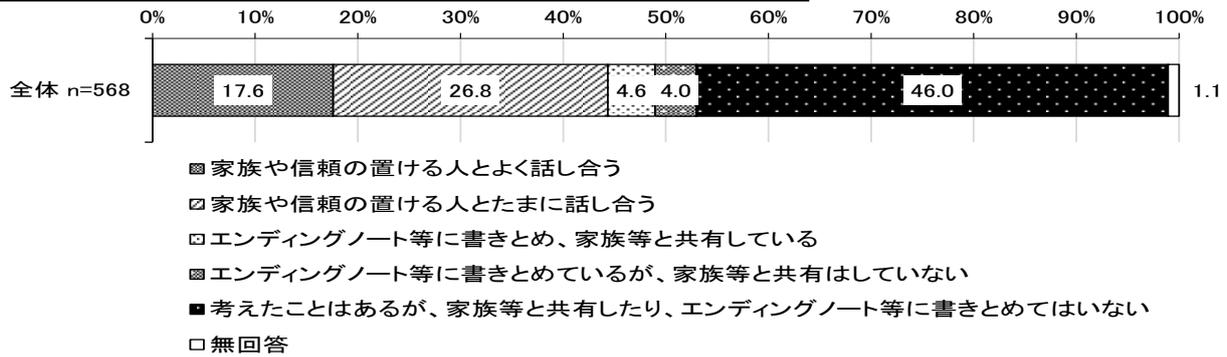
「はい」と回答した方568人を対象とした、自身が望む医療やケアを家族の方等と話し合っているかについては、「考えたことはあるが、家族等と共有したり、エンディングノート等には書きとめてはいない」が46.0%で最も高く、次いで「家族や信頼の置ける人とたまに話し合う」が26.8%、「家族や信頼の置ける人とよく話し合う」が17.6%となっています。

このように、命に関わる病気やケガといったもしもの時のために、自身の望みなどを家族や信頼の置ける人と共有しておくことを、人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)と言います。

命に関わる病気やケガといったもしもの時のために、自身が望む医療やケアについて考えたことはありますか。

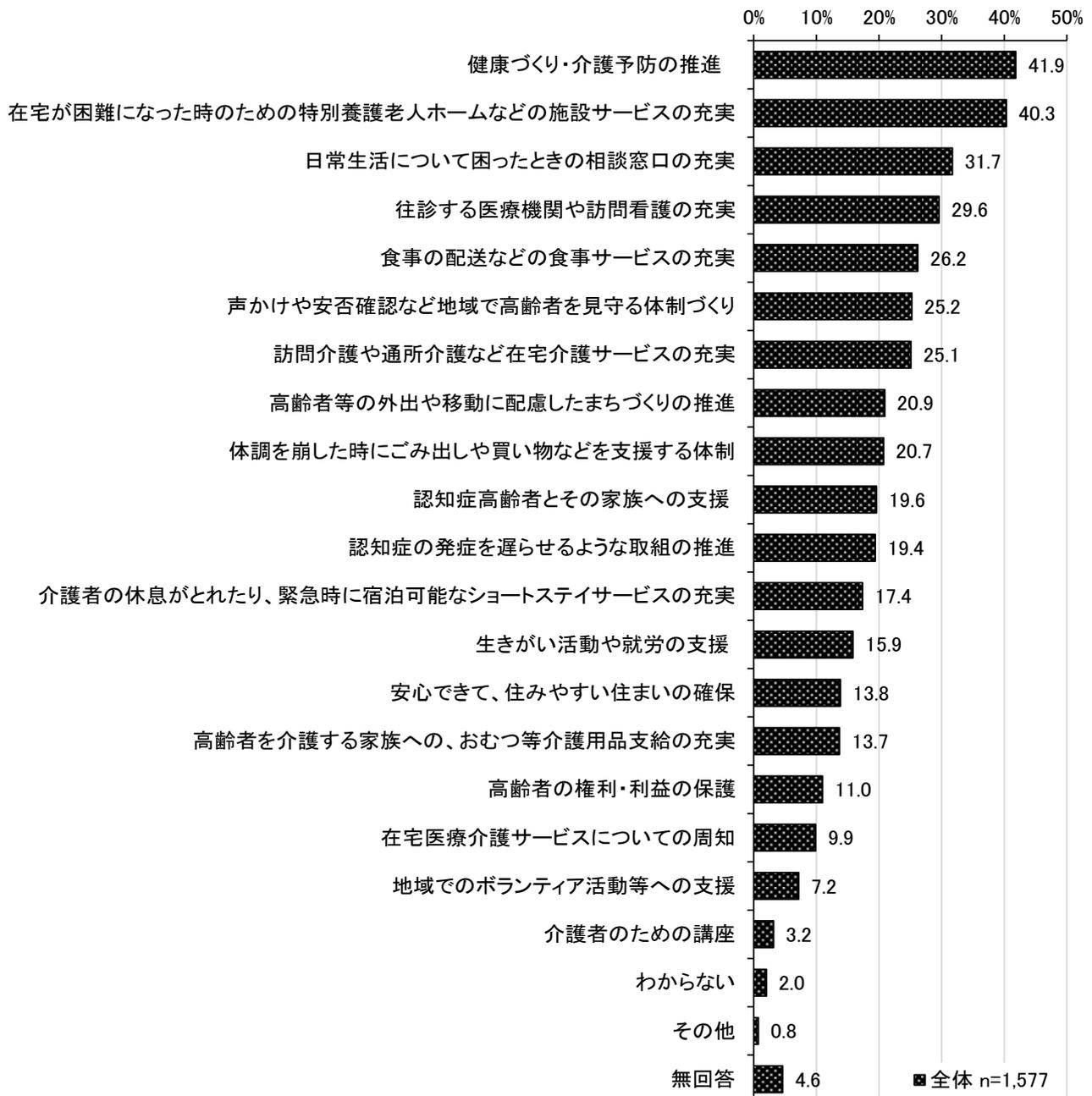


自身が望む医療やケアについて、家族の方等と話し合っていますか。



できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、力を入れるべきこと

できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために特に力を入れていくべきものについては、「健康づくり・介護予防の推進」が41.9%で最も多く、次いで、「在宅が困難になった時のための特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が40.3%などとなっています。(回答は5つまで。)

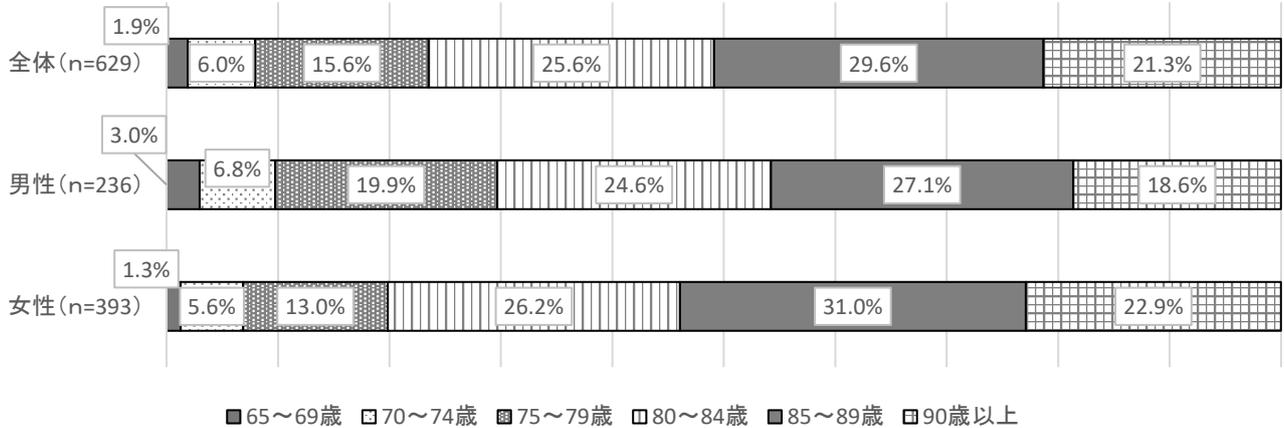


(3) 要支援・要介護認定者調査（在宅介護実態調査）結果

① 回答者の属性

年齢・性別

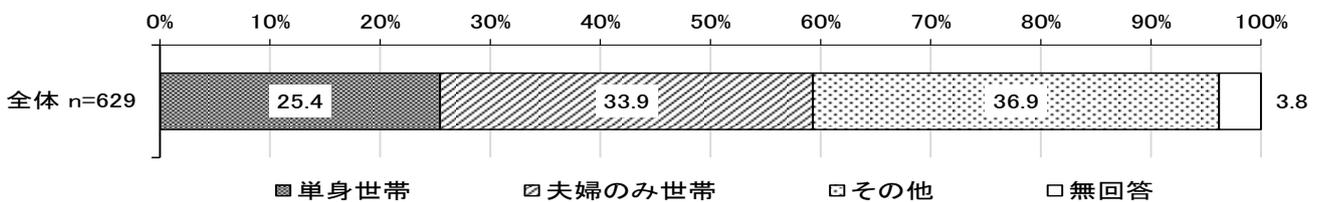
対象者1,000人のうち有効回収数は629人で、そのうち男性：236人、女性：393人でした。



居住地区



家族構成



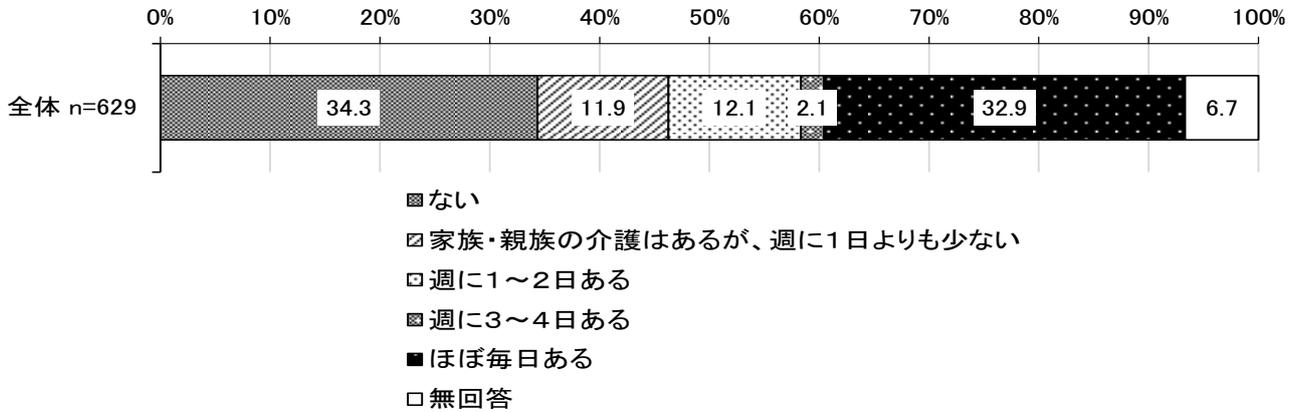
要介護度



② 在宅介護の状況

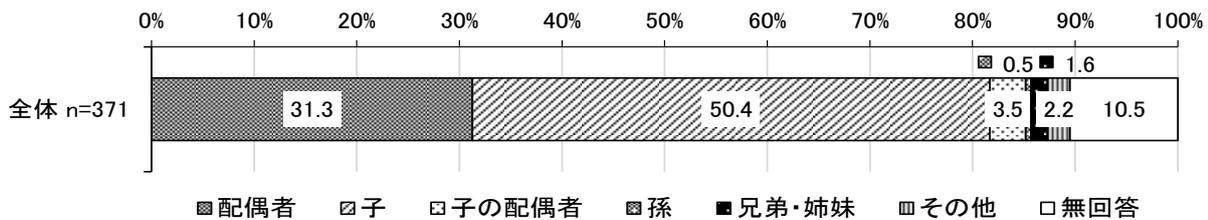
ご家族やご親族の方からの介護の回数

要介護認定を受けていても、介護を受けていない方が34.3%、「週に1日よりも少ない」が11.9%となっています。その一方で、「ほぼ毎日ある」が32.9%となっています。



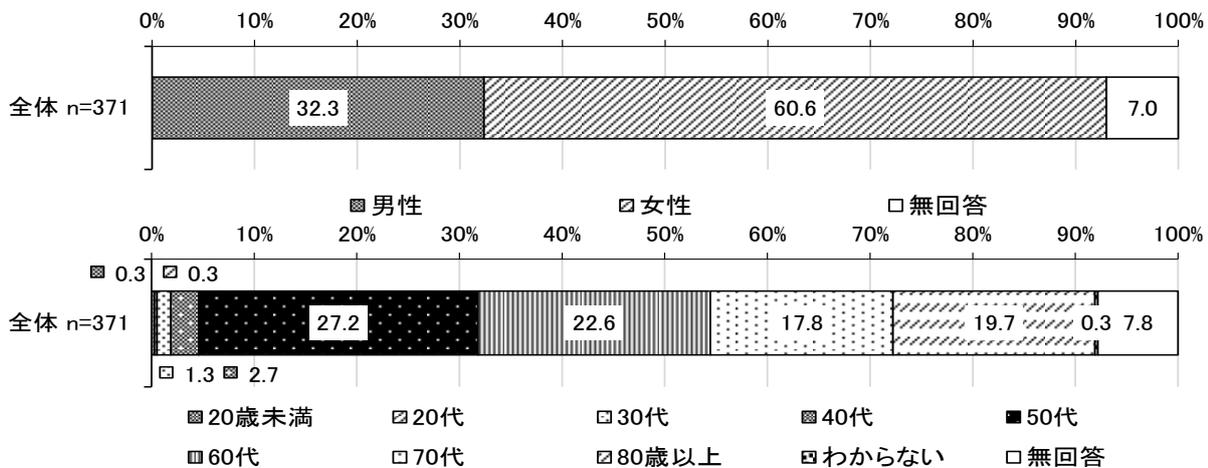
主な介護者の方の続柄

「子」が50.4%で最も多くなっており、次いで「配偶者」が31.3%、子の配偶者が3.5%となっています。



主な介護者の方の性別・年齢

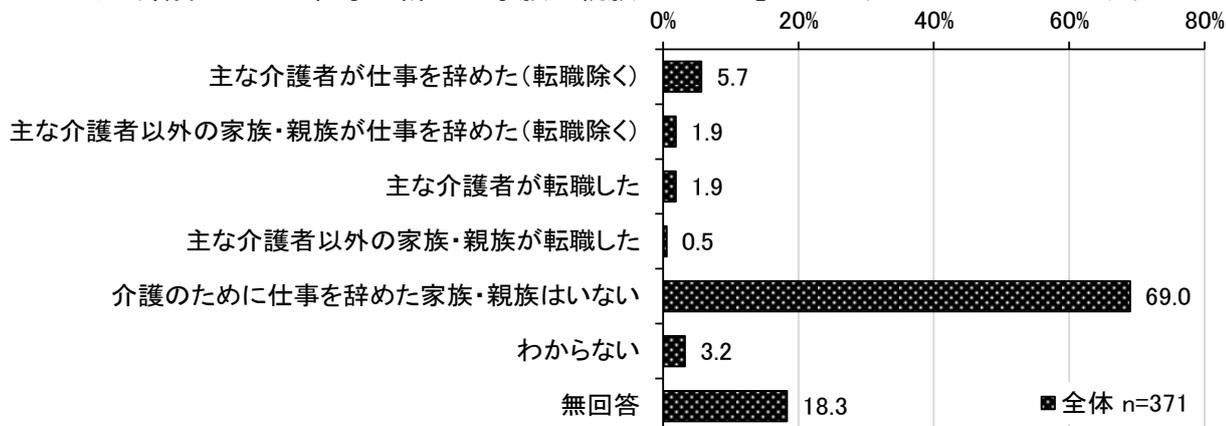
主な介護者について回答された方は371人で、そのうち男性の介護者は32.3%、女性の介護者は60.6%でした。「50歳代」、「60歳代」、「70歳代」が多くなっていますが、「80歳代以上」も19.7%を占めています。



介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか。

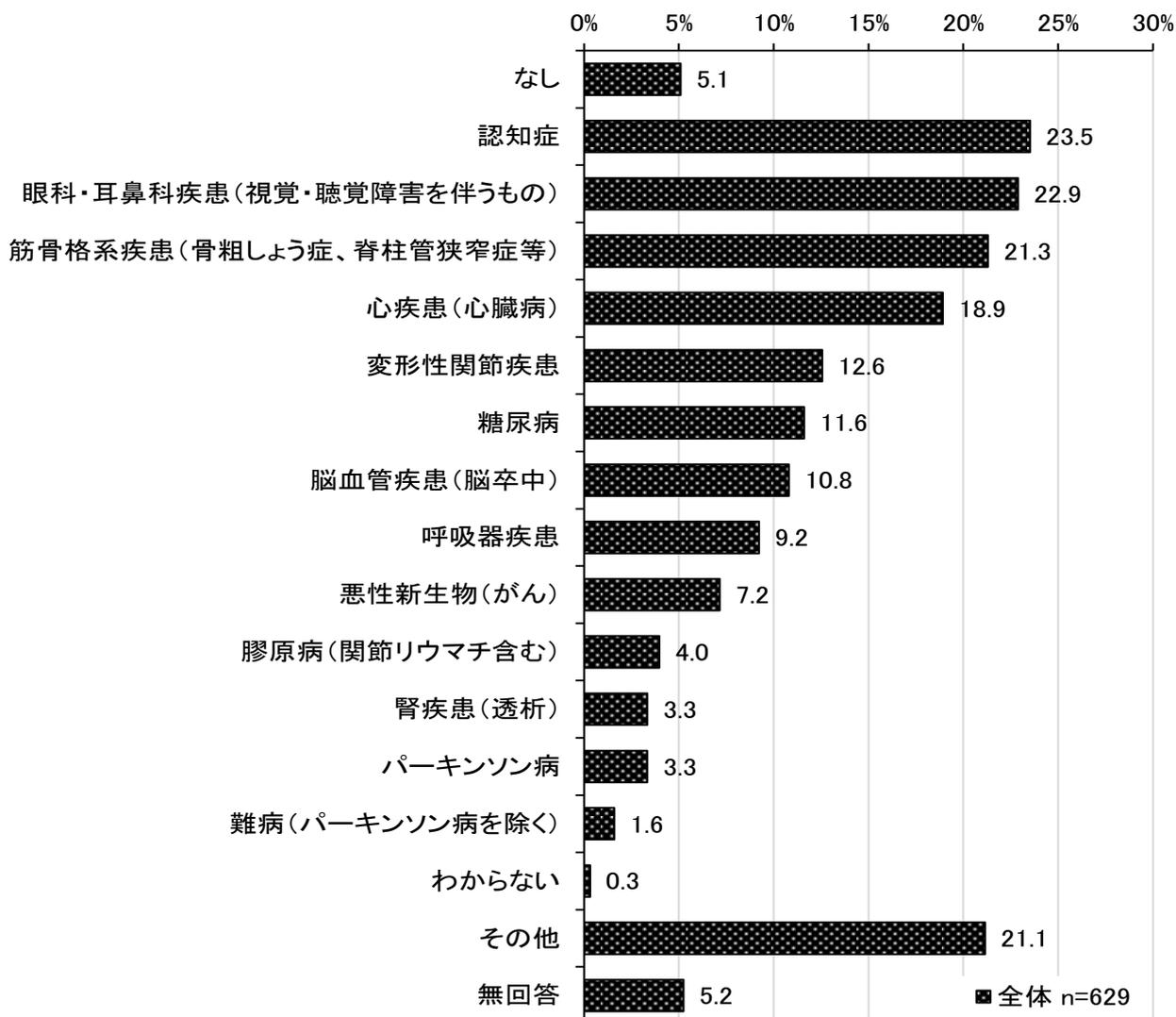
ご家族やご親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかについては、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が5.7%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」、「主な介護者が転職した」がともに1.9%となっています。

なお、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」は69.0%となっています。



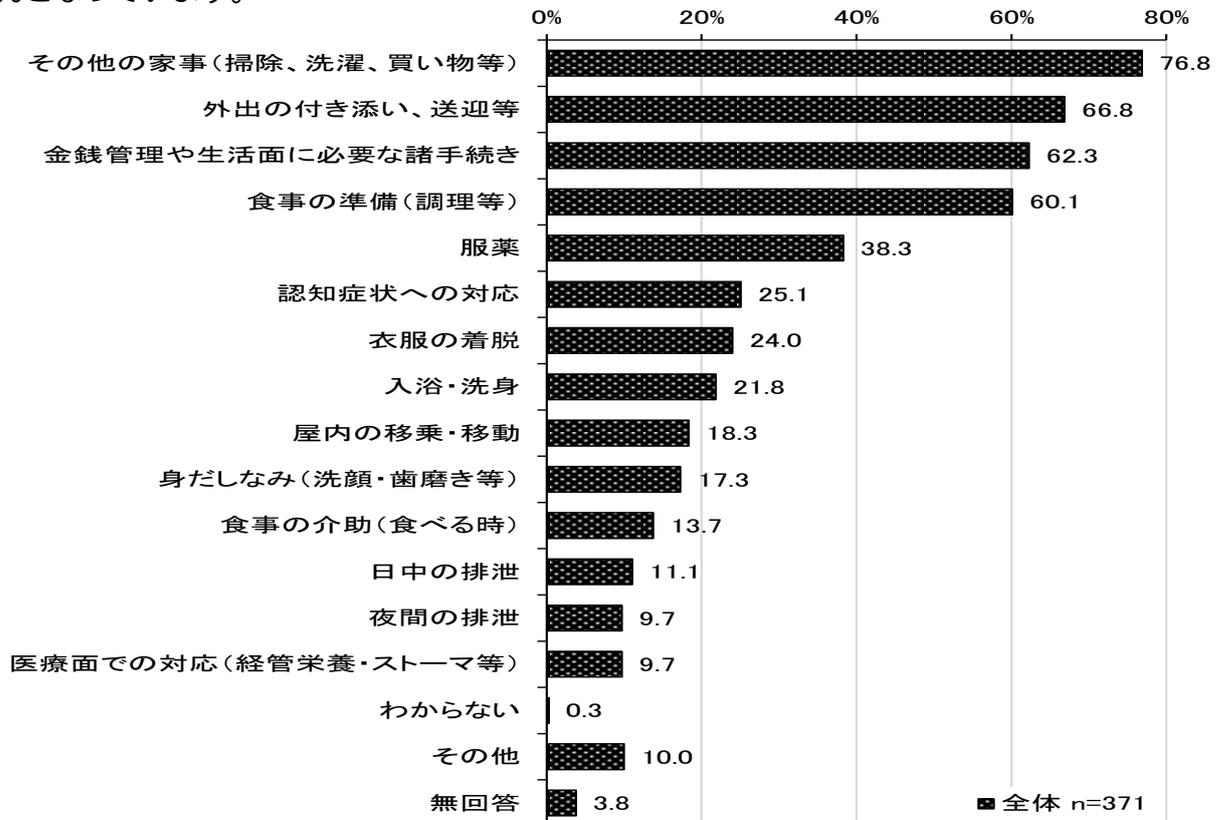
現在、(要介護認定を受けている本人が) 抱えている傷病

要介護認定を受けている本人が抱えている傷病は、「認知症」が23.5%、次いで「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が22.9%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が21.3%となっています。



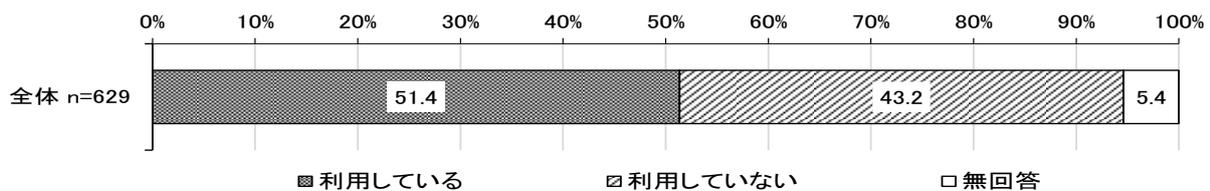
現在、主な介護者の方が行っている介護等

主な介護者の方が行っている介護については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が76.8%で最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が66.8%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が62.3%となっています。

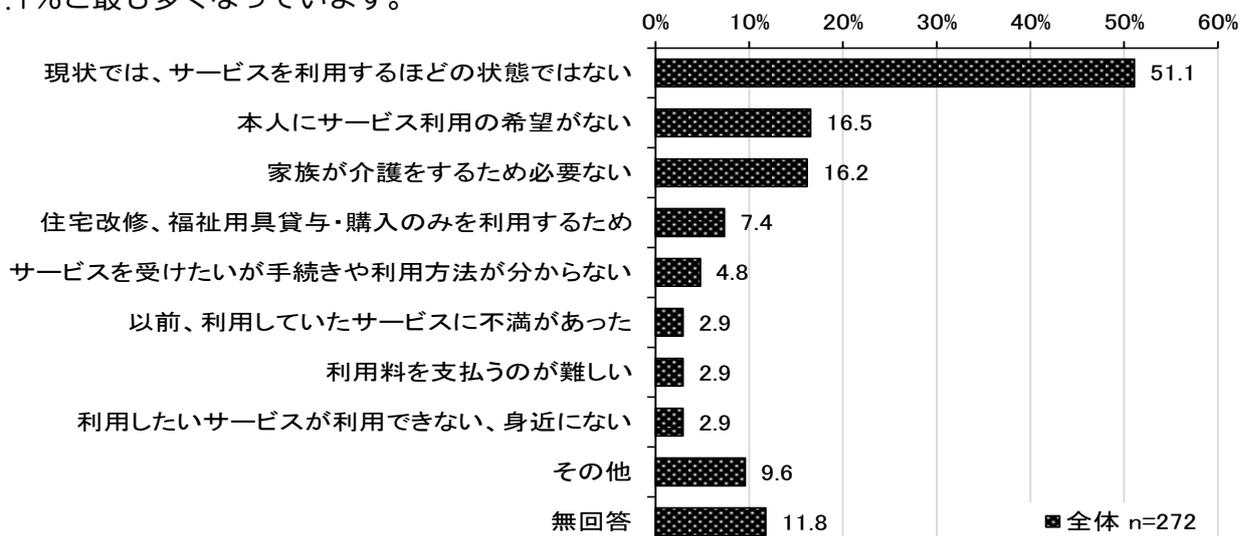


現在、介護サービスを利用しているか・利用していなければその理由

介護保険サービスの利用状況については、「利用している」が51.4%、「利用していない」が43.2%となっています。

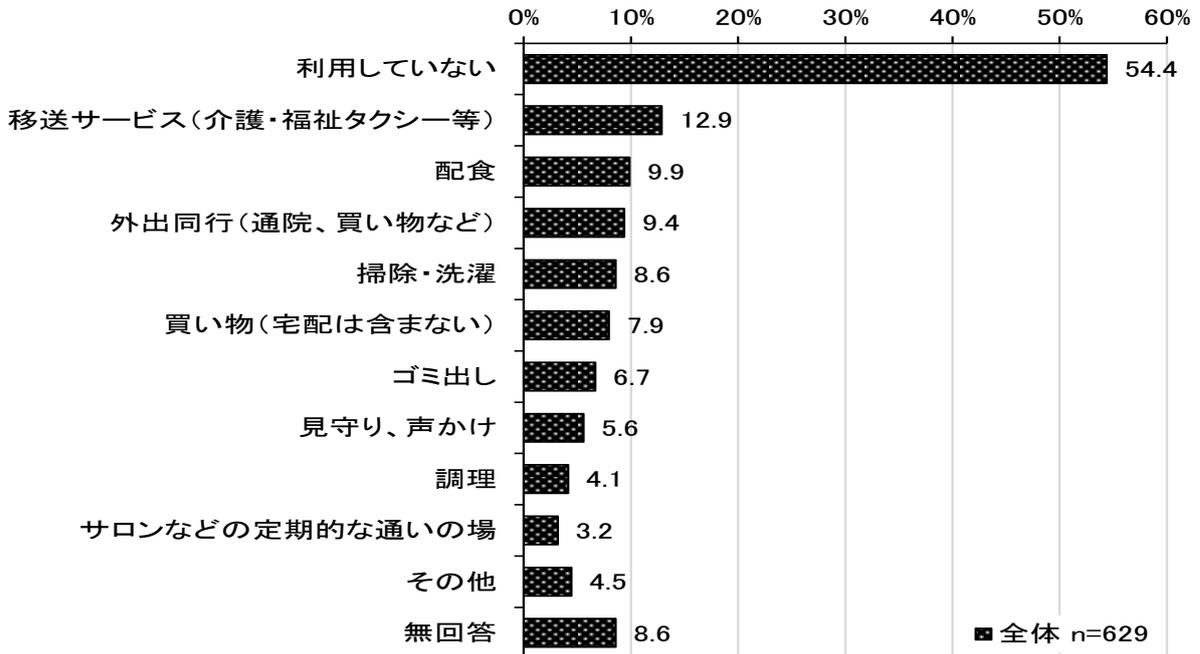


介護サービスを利用していない理由では、「現状では、介護サービスを利用するほどの状態ではない」が51.1%と最も多くなっています。



現在、利用している介護保険サービス以外の支援・サービスについて

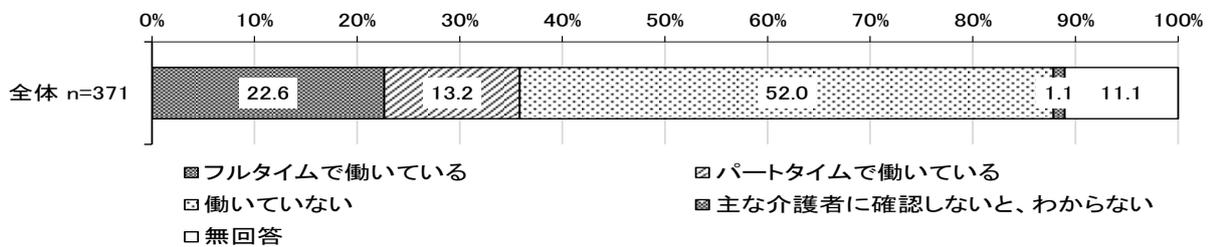
介護保険以外のサービスについては、「利用していない」が最も多くなっています。利用されているサービスの中では、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「配食」が多くなっています。



③ 主な介護者の状況

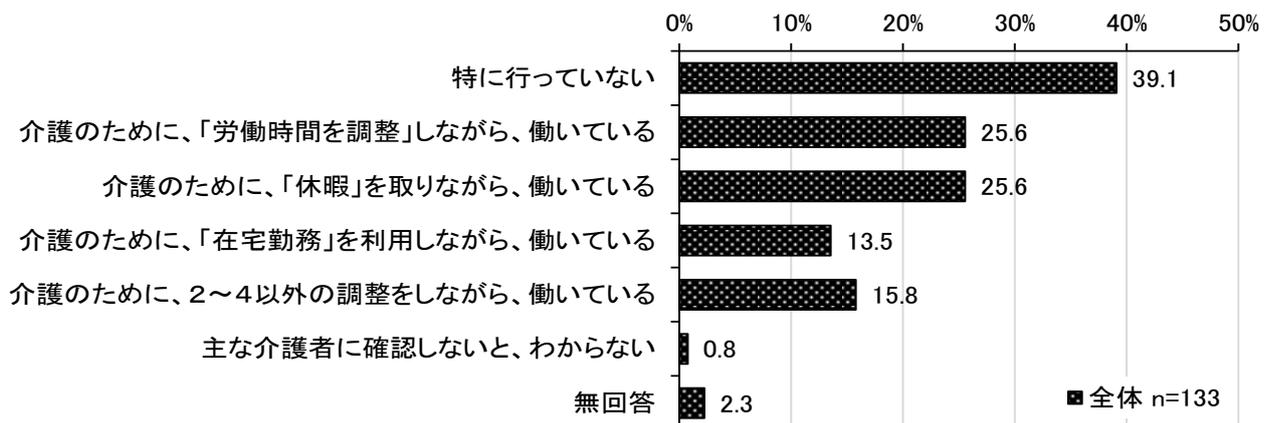
主な介護者の方の勤務形態について

主な介護者の方の勤務形態では、「フルタイム」が22.6%、「パートタイム」が13.2%となっています。「働いていない」との回答は、52%となっています。



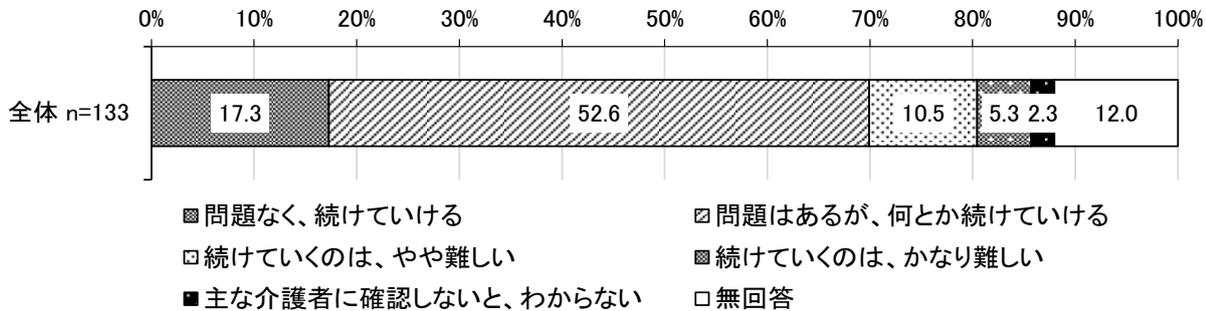
主な介護者の方が働き方の調整を行っていますか

主な介護者の方が行っている働き方の調整では、「特に行っていない」が39.1%となっています。実際に行っている調整方法では、「労働時間の調整」、「休暇」が多く、次いで「介護のために、2~4（労働時間の調整、休暇、在宅勤務）以外の調整をしながら、働いている」が15.8%、「介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている」が13.5%となっています。



今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

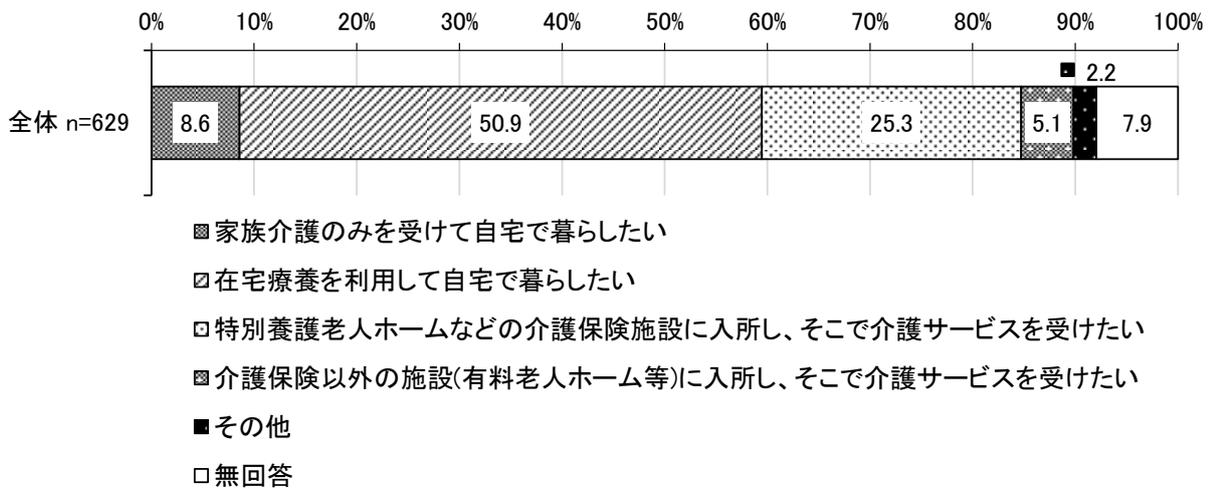
「フルタイム」「パートタイム」で働きながら介護をしている方は、「問題はあるが、何とか続けていける」との回答が52.6%で最も多く、次いで、「問題なく、続けていける」が17.3%となっています。一方で、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」との回答も合計で15.8%となっています。



④ 今後の暮らし（地域包括ケア）

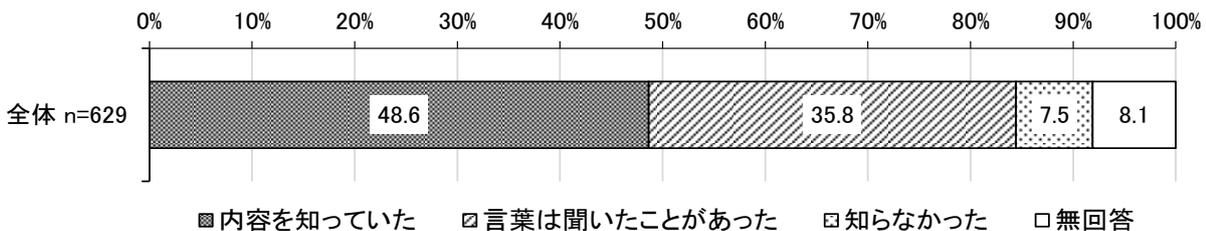
より介護が必要になった時に望む暮らし方

介護が必要になった時に望む暮らし方では、「在宅療養（介護保険制度に基づいた介護サービス）を利用して自宅で暮らす」が50.9%で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、そこで介護サービスを受けたい」が25.3%となっています。



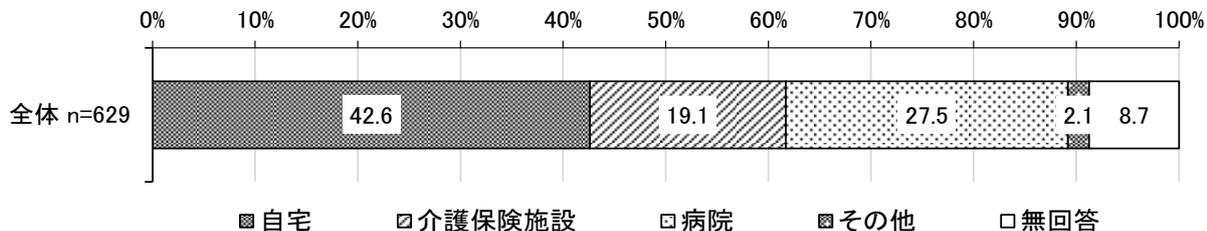
「在宅療養」（自宅に医師や看護師、ホームヘルパーなどに来てもらい医療や介護サービスを受けながら療養生活を送ること。）について知っていましたか。

在宅療養を知っているかについては、「内容を知っていた」が48.6%で最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあった」が35.8%、「知らなかった」が7.5%となっています。



ご自身の人生の終末期はどこで迎えたいですか。

人生の終末期は、どこで迎えたいと思うかについては、「自宅」が42.6%で最も高く、次いで「病院」が27.5%、「介護保険施設」が19.1%となっています。



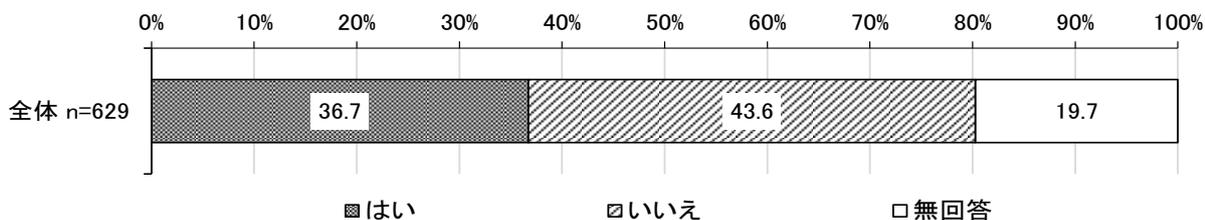
命に関わる病気やケガといったもしもの時に自身が望む医療やケア

命に関わる病気やケガといったもしもの時のために、自身が望む医療やケアについて考えたことはあるかについては、「はい」が36.7%、「いいえ」が43.6%となっています。

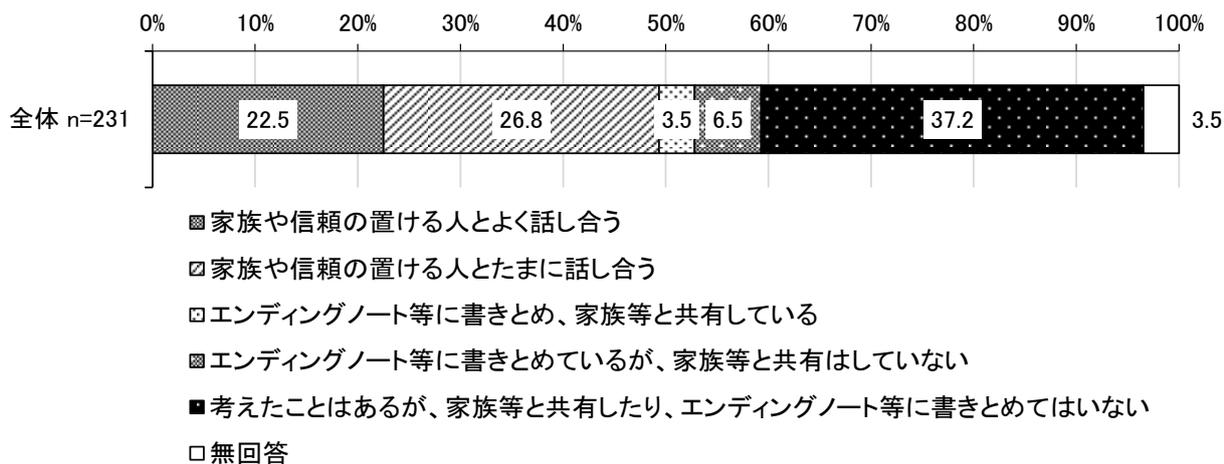
「はい」と回答した方 231 人を対象とした、自身が望む医療やケアを家族の方等と話し合っているかについては、「考えたことはあるが、家族等と共有したり、エンディングノート等には書きとめてはいない」が37.2%で最も高く、次いで「家族や信頼の置ける人とたまに話し合う」が26.8%、「家族や信頼の置ける人とよく話し合う」が22.5%となっています。

このように、命に関わる病気やケガといったもしもの時のために、自身の望みなどを家族や信頼の置ける人と共有しておくことを、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）と言います。

命に関わる病気やケガといったもしもの時のために、自身が望む医療やケアについて考えたことはありますか。

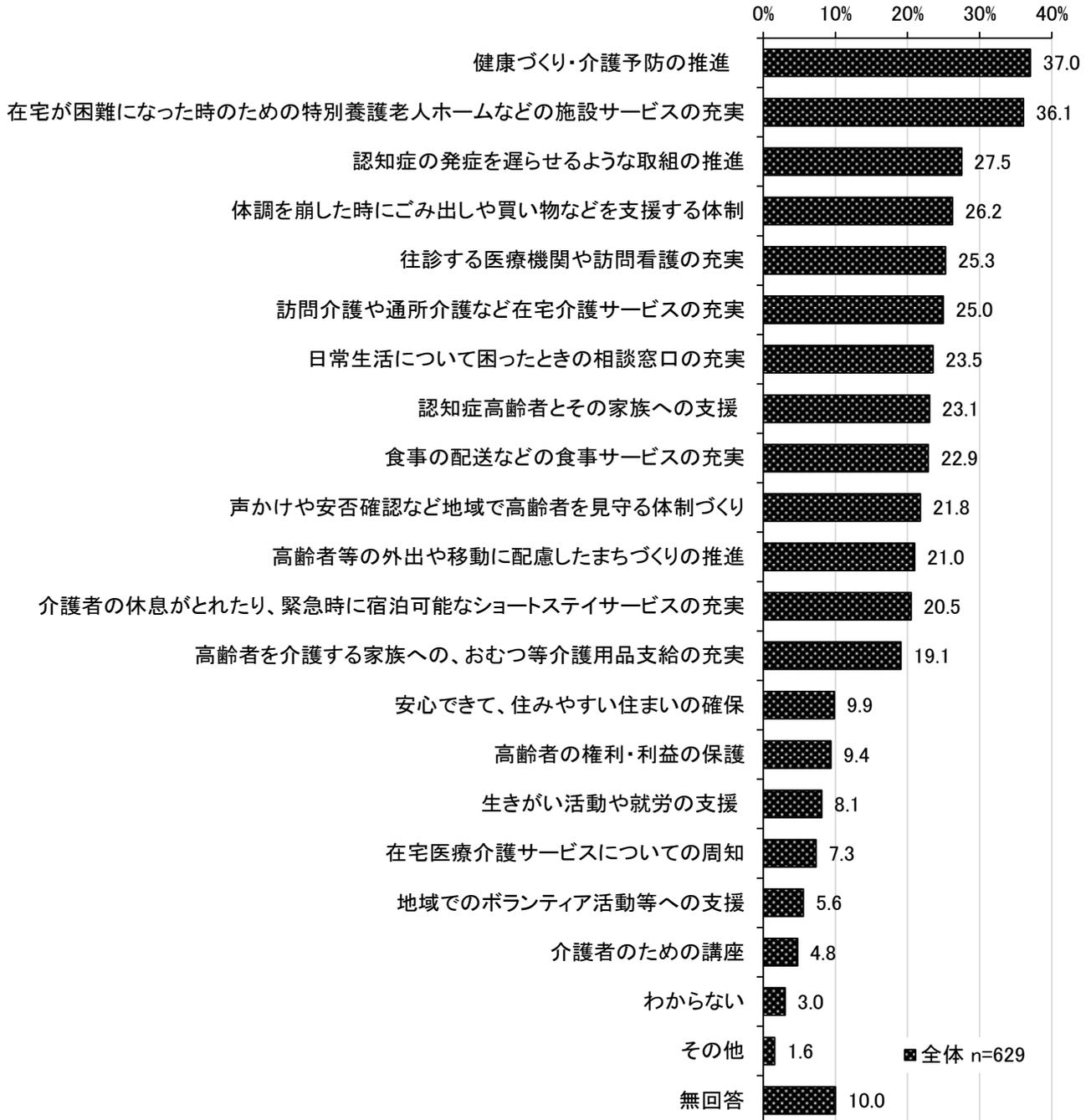


自身が望む医療やケアについて、家族の方等と話し合っていますか。



できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、力を入れるべきこと

できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために特に力を入れていくべきものでは、「健康づくり・介護予防*の推進」が37%で最も多く、次いで、「在宅が困難になった時のための特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が36.1%、「認知症の発症を遅らせるような取組の推進」が27.5%となっています。



* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

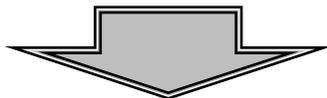
(4) 調査結果から見る高齢者施策への期待

ア) 介護保険制度等の評価について

【一般高齢者】

介護保険制度については、「制度があることは知っている」を含めると約94%、高齢者なんでも相談室については「名前だけは知っている」までを含めると約64%、成年後見制度についても、「名前は聞いたことがあった」までを含めると約80%認知度がありますが、制度や内容まで理解している人はどの制度も40%以下となっている現状があります。

また、高齢者なんでも相談室の認知度については、知る事となった媒体として「広報ながれやま」が65%、市ホームページは10%となっています。



今後、後期高齢者人口の急増に備え、相談体制の充実が求められており、その周知についてもホームページ等のデジタル媒体と比較して「広報ながれやま」など紙面により手元で確認できるものが高齢者にとっては有効となっています。介護保険サービスの利用や成年後見制度の相談の窓口となっている高齢者なんでも相談室では、相談体制の強化を図るとともに、引き続き一層の周知を図ることが必要です。

今後は、介護保険制度等が必要になった時に適切な利用選択ができるよう内容の理解が進むような周知等の取り組みや各制度の充実とともに、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者が増加することが予想されていることから、社会福祉協議会で行っている日常生活支援事業（すまいる）や成年後見制度など介護保険制度外の高齢者向けの制度の利用促進を図っていくことが求められます。

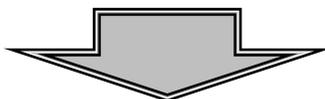
イ) 介護が必要になったときに望む暮らし方等

【一般高齢者】【在宅で生活する要介護認定者】

「介護が必要になったときに望む暮らし方」では、「介護保険制度に基づいた介護サービスを利用して自宅で暮らす」が最も多くを占めており、また、一定程度「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、そこで介護サービスを受けたい」方も見られます。また、「人生の終末期はどこで迎えたいか」の問いには、「自宅で迎えたい」が最も多くなっています。

【在宅で生活する要介護認定者】

在宅で主に介護をしている方は「50歳代」の現役世代の方が最も多く、次いで「60歳代」「80歳代」「70歳代」となっています。また高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯を合わせると、約60%となっています。



これまでは、介護度が重度化しても在宅生活を送れるよう、多様な介護サービス基盤を整備するとともに、「本人が望めば在宅で最期を迎えることができる。」を理念に掲げ在宅医療介護連携にかかる事業に取り組んできました。

しかし、高齢者独居、老々介護の増加や、生産年齢人口減少による介護人材確保についても、流山市のみならず全国的に大変厳しい状況になってきているのも現状です。今後も、高齢者の住まい、介護を受ける場所の選択支援についても相談体制の強化が必要です。「本人が望むこと」を叶えるための在宅生活を支える医療体制や介護について、周知に努めるとともに、介護サービスが安定して提供できるよう人材確保の対策についても引き続き取り組む必要があります。

ウ) 地域活動・社会参加について

【一般高齢者】

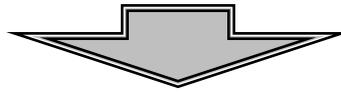
スポーツや収入のある仕事、町内会・自治会などの、地域活動・就労の機会を持っているとの回答が多くなっています。

「地域づくり活動に参加したい(してもよい)」「地域に誇りや愛着を感じている」と思っているとの回答も多く、具体的に活動できそうな事として、「話し相手や見守り」「電球の取替え・ゴミ出しなどの代行」が挙げられています。

【在宅で生活する要介護認定者】

主な介護者の方が行っている介護では、「家事(掃除、洗濯、買い物等)」、「外出の付き添い、送迎等」が多くなっています。

介護保険サービス以外で利用している支援・サービスでは、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」、「配食」が多くなっています。



全国的に就労している高齢者は増加傾向にありますが、流山市においても就労への意欲は依然高く、必要な知識や技能を習得できる機会など必要な情報を提供するとともに、経験を活かして地域活動の活性化に取り組むことが求められています。

高齢者が社会の中で役割を持ち生活することが生きがいや介護予防につながるほか、高齢社会の支え手や担い手としての活躍も期待されています。意欲と能力のある65歳以上の方には、支える側に回ってもらうという意識改革も不可欠であり、高齢者ふれあいの家等でリーダーや支える側として元気に活躍していただいている方の活動を紹介するなどの情報提供も必要です。高齢者が流山市で生涯現役で輝ける地域を目指して、地域づくりや社会参加に積極的に取り組めるように、支援を必要とする人と活動を希望する人との橋渡しが重要です。

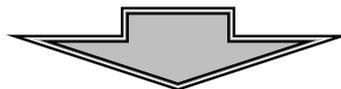
エ) 認知症施策の推進

【一般高齢者】

認知症に関する相談窓口については、79.5%の方が知らないという回答であり、どのような認知症施策に重点を置くべきについては、「相談窓口の充実」が34.6%、「身近なかかりつけ医でも認知症の相談ができる体制づくり」が31.5%、「認知症の正しい知識の啓発」が21.3%の順で主な回答でした。

【在宅で生活する要介護認定者】

本人が現在抱えている傷病について、「認知症」の割合が23.5%と1番目に高くなっています。また、主な介護者が不安を感じる介護等としても「認知症への対応」の割合が、27%と最も高くなっています。



前回調査時と比較して、認知症の相談窓口を知っている人の割合が24.0ポイント減少しています。高齢者なんでも相談室をはじめとした相談窓口の一層の周知に努めるとともに、認知症に対する不安の軽減に資するよう相談体制の充実が求められています。

また、認知症を抱えても住み慣れた地域で生活が継続できるように、認知症の正しい知識を習得する認知症サポーター養成講座の開催の継続や、認知症の方やその家族が暮らしやすい地域づくりのために地域ネットワークの推進を継続していく必要があります。

オ) 健康づくり・介護予防について

【一般高齢者】

地域生活のために「健康づくり・介護予防の推進」に力を入れるべきとする割合が41.9%となっています。

運動機能低下の恐れのある方（3点以上でリスクあり）が10.1%、口腔機能の低下の恐れがある方（2点以上でリスクあり）が27.1%にのぼっています。

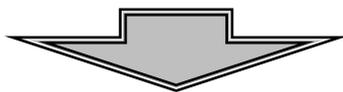
また、コロナ禍以前と比べて、外出の頻度が減っている方が59.8%にのぼっており、外出の頻度が減ったことが顕著な結果となっています。

生活の中で「聞こえ」について困っていると回答した割合が24.6%で、そのうち「特に対応していない」と回答した割合が58.8%と最も高い状況でした。「聞こえ」について困っていながら、対応できていない方が多い結果となっています。

【在宅で生活する要介護認定者】

地域生活のために「健康づくり・介護予防の推進」に力を入れるべきとする割合が高くなっています（37.0%）。

また、口腔機能や嚥下に課題を抱えている方の割合が一般高齢者よりも高くなっています（固いものが食べにくくなった：43.4%、お茶や汁物等でむせることがある：41.5%）。また、自歯が19本以下の方の割合が半数を超えています（54.7%）。



コロナ禍以前と比べて外出する頻度が減ったり、長いマスク生活の影響により、人と話をする、会食をする等の機会が減少し、口を動かす機会が減少したことから口腔機能の低下の恐れがある方が増加したと考えられます。元気なうちから介護予防に取り組むために、フレイル予防等の啓発事業や自主的に実践するための環境づくりをさらに推進していくことが重要です。第8期計画期間中には新型コロナウイルス感染症の影響から、介護予防の集いなどが行えない時期がありましたが、今後は必要な配慮をしながら介護予防の取組みを推進していく必要があります。

従来の「ながいき100歳体操」の普及に加え、口腔や嚥下の機能の低下を予防する「かみかみ100歳体操」の取組など地域の身近な場所で健康づくり・介護予防に取り組む体制の充実が求められています。

また、身近な場所で専門職等による相談ができる体制を整え、必要な場合は関係機関と連携し、適切な医療機関にすみやかにつなぐ仕組みづくりが求められています。

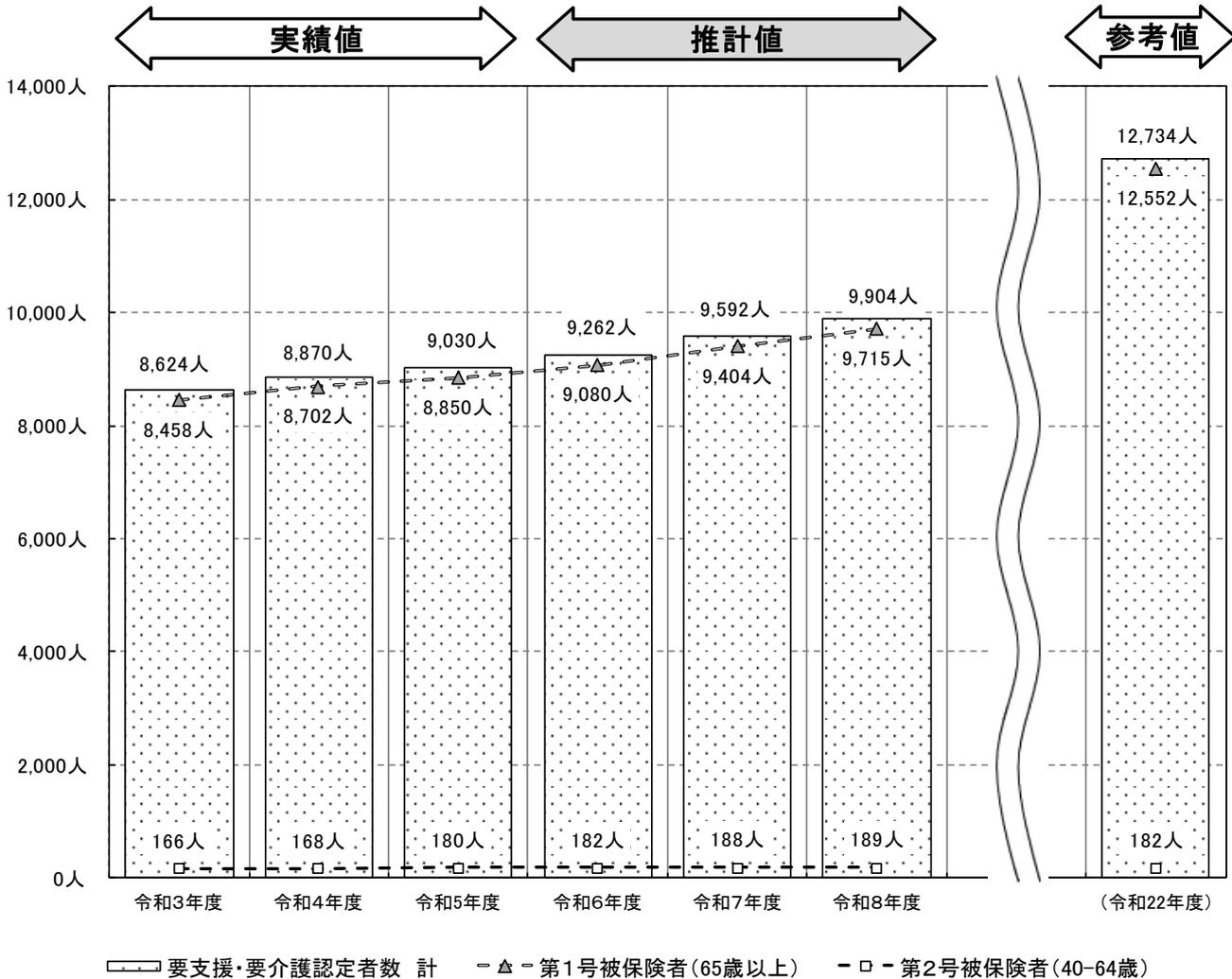
4 介護保険事業の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

■被保険者の区分別にみた認定者数の推移

※ 令和4年度までは実績値、令和5年度は実績見込値です。(各年度10月1日現在)

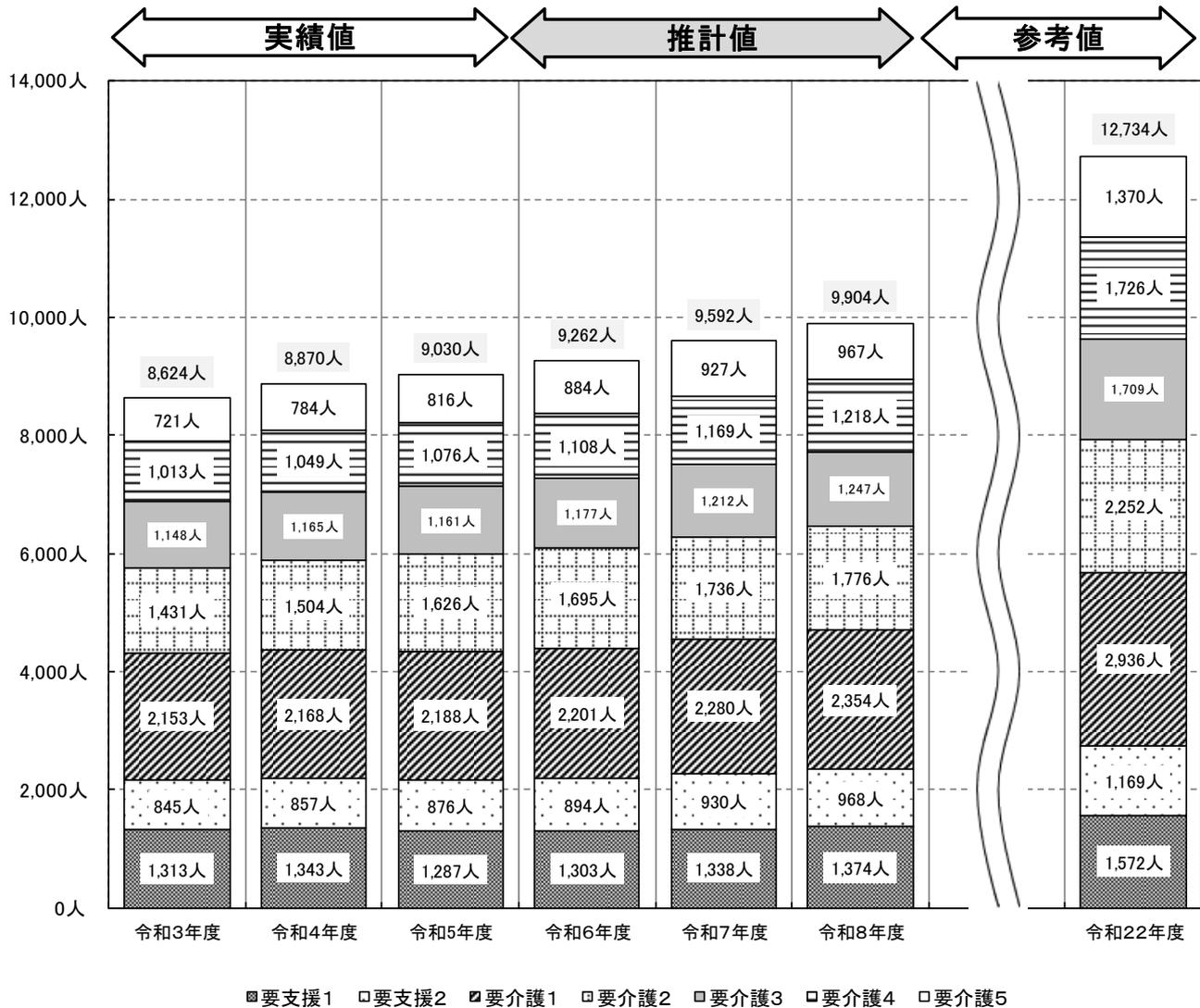
※ 令和6年度以降の推計値については、令和3年度までの人口に占める認定者数の割合に基づいて、人口推計の結果にその割合を乗じることによって算出しています。(各年度の平均値)



要支援・要介護認定者数の推移をみると、高齢者数の伸びとともに増加傾向にあり、令和6年度以降の推計値でも、本計画期間最後の令和8年度には、約9,900人となり、令和5年度に対して約900人の増加が見込まれます。

■介護度別にみた認定者数の推移

※ 令和4年度までは実績値、令和5年度は実績見込値です。(各年度10月1日現在)
 ※ 令和6年度以降の推計値については、令和3年度までの人口に占める認定者数の割合に基づいて、人口推計の結果にその割合を乗じることによって算出しています。(各年度の平均値)

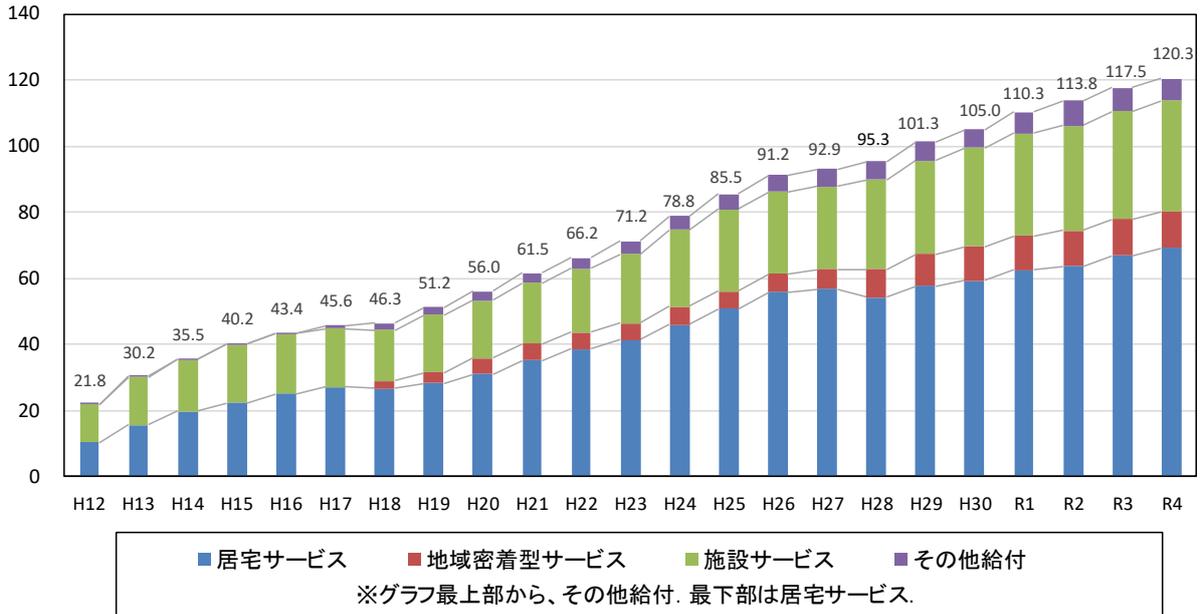


要支援・要介護度別認定者数の推移をみると、多くの介護度において増加傾向を示しています。

(2) 標準給付費の推移

▼ 標準給付費の推移（介護保険制度創設の平成12年度から）

(億円)



給付費は、要支援・要介護認定者数・介護保険サービスの利用者数の増加に伴って、増加傾向が続いています。増加するサービス給付費への対応が今後の課題となっています。

5 第8期計画の取組状況の評価

第8期計画における高齢者施策の展開として、2つの基本目標と5つの施策目標ごとに取組を進めてきました。ここでは、第8期計画の取組状況を評価し、第9期計画の策定に向けた方向性を整理します。

■基本目標1/施策目標1：介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活が送れるよう、趣味・娯楽・学習・就業、敬老行事・イベント等の活動の機会の充実を図るとともに、地域活動への積極的な社会参加を促進し、生きがいづくりと介護予防を推進します。また、介護予防と日常生活の総合的な支援や介護予防と健康づくりの一体的な実施の取組を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

【第8期計画の取組状況の評価】

- 介護予防の普及啓発のため、ながいき100歳体操自主グループへの講師派遣等を実施し活動支援するとともに、在宅時でも自主的に活動ができるよう、動画等を活用した「ながいき100歳体操」の周知を実施しました。また、介護支援サポーター事業では、感染症流行下で介護保険施設での活動が休止しましたが、各自ができる社会参加の方法を検討し、活動参加を促しました。
- 介護予防と健康づくりを一体的に実施していくために、高齢者の通い場等での「流山みんなのフレイル予防教室」を通じたフレイル予防の周知と、国保データベース（KDB）システムを活用し家庭訪問等個別指導を実施しました。
- 各種健診・検診の実施について、感染症流行下においても安心して受診できるような体制の整備を行いました。また、疾病の早期発見・治療により健康寿命の延伸を図るため、健診・検診を受診して異常があった場合には確実に精密検査を受診してもらえよう、電話や通知、訪問での受診勧奨を行いました。
- 高齢者がインフルエンザ予防接種や肺炎球菌感染症予防接種を円滑に接種できるよう、定期接種対象者への個別通知及び広報、ホームページ、ポスター掲示による周知を行いました。
- 新たに高齢者ふれあいの家を開設し、身近に通える場にて趣味・娯楽などを通じながら、情報交換や仲間づくりができる社会参加の場を促進しました。
- ゆうゆう大学、千葉県生涯大学校や高齢者福祉センター森の倶楽部で行われる講座の案内等を行い、高齢者の学習や趣味の活動機会の充実や情報提供に努めました。
- 就労意欲のある高齢者には、市シルバー人材センターを案内し、就業の機会の確保に努めました。
- 感染症流行下で、令和3年度・4年度は敬老行事は中止を選択する地区が多い状況でしたが、訪問による記念品の配布等、地域で工夫を凝らした取り組みが実施されました。

【第9期計画に向けた課題】

- 高齢者が生きがいを持って生活していくために、主体的にフレイル予防の取り組みや社会参加ができるように働きかけるほか、交流の場づくりを支援していく必要があります。
- 通いの場での活動と並行して、自宅で行うフレイル予防等の取組方法について更に普及啓発を行い、介護予防、健康づくりの主体的な実践を支援していくことが必要です。
- 高齢者が疾病を予防し、健康的な生活を送れるよう、引き続き、健診・検診の重要性の啓発を行い、健康教育・健康相談を充実させていく必要があります。
- 高齢者のインフルエンザや肺炎球菌感染症の発症や重症化を未然に防止するために、感染症予防の必要性について理解できるよう、予防接種等の重要性を周知していく必要があります。

■基本目標1/施策目標2：介護・福祉サービスの充実

高齢者なんでも相談室を中心に、医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築します。また、課題となっている介護人材不足と今後の現役世代の担い手減少を見据えて、介護人材の確保に取り組みます。

【第8期計画の取組状況の評価】

- 地域包括ケアシステムの中核となる高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）では、高齢者人口の増加に伴い、複雑・困難化して対応が長期化する相談内容の増加や相談室の求められる役割が拡大しています。そのため、各地域の相談室の人員を増員し、体制を強化しました。
- 介護人材の確保・定着については、介護職員初任者研修をはじめとした研修費用の助成、介護福祉士の資格を取得するための指定養成校に通う費用の貸付、市内介護職員に対する市独自の処遇改善事業による補助金の支給を行いました。また、市内介護サービス事業所が参加した合同就職相談会を実施しました。

【第9期計画に向けた課題】

- 高齢者人口の増加や地域に求められる役割の拡大に対応するために、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の機能を強化し、地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの更なる推進が必要です。
- 安定した介護の継続のためには、介護家族が心身ともに負担軽減が図られることが重要であるため、介護・福祉サービスの充実に向けた施策の検討が必要です。
- 介護人材の確保・定着については、処遇改善事業の補助対象者拡大の検討や、介護福祉士修学資金貸付の対象指定養成校を増やす等、既存の事業について拡充を図ると共に、新たな人材確保策について引き続き検討する必要があります。

■基本目標1/施策目標3：在宅での生活の継続を支える地域づくり

災害や感染症等の発生に備えるとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いの活動を促進し、医療と介護の連携の仕組みを構築して、高齢者が人生の最期まで自分らしく安心して地域・在宅等で暮らせる支え合いの地域社会の構築を目指します。

【第8期計画の取組状況の評価】

- 介護サービス事業所等に対して、防護ガウン等の衛生資材の提供や医師等の感染症専門家による研修を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、継続して介護サービスが提供できるように支援しました。また、介護サービス事業所等のBCP（事業継続計画）策定支援のために研修を行いました。
- 生活支援コーディネーター*と協働し、ふれあいの家の周知や地域課題の発見などに努め、移動スーパーの開始やながいき100歳体操自主グループの立ち上げなどを実施しました。
- 高齢者虐待*対策に関して、医師、介護関係者、民生委員・児童委員、警察機関等が連携して高齢者虐待防止ネットワークを組織し、会議や研修を実施することで、高齢者虐待防止に係る関係機関との連携強化と虐待の早期発見・早期対応への対策に努めました。
- 成年後見制度*については、制度の活用促進を図るため、成年後見推進センター（中核機関）を設置しました。また、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、民生委員・児童委員等関係機関が連携してネッ

本文中の「」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

トワークを組織し、会議の開催等を通して、連携強化に努め、制度の適切な運用について検討を重ねました。

- 医療・介護の関係機関と連携し、必要がある方は成年後見市長申立てを実施しました。また、成年後見人等への報酬支払いが困難な方に対しては、報酬助成の対象を拡充し、制度の利用促進を図りました。
- 地域における見守り活動を行いながら、老人クラブ*では社会貢献として奉仕活動を実施し、まちの美化活動に努めました。
- 流山市在宅医療介護連携推進事業を実施し、「在宅医療介護連携会議」における地域の医療と介護の課題抽出及び対応策の検討、医療介護関係者の研修会「介護と医療をつむぐ会」において、在宅や高齢者施設でのより良い看取りを推進するための研修等の実施、ICTを活用した情報共有システムの有効活用の検討や手続きの簡略化などにより、医療介護専門職の連携強化を図りました。また「市民公開講座」や出前講座の開催、「おうち療養情報紙」の発行を行い、在宅療養についての市民啓発に努めました。

【第9期計画に向けた課題】

- 生活支援コーディネーターと連携し、地域における多様な助け合いや生活支援の充実など地域の状況に応じた地域づくりが必要です。
- 高齢者が尊厳ある暮らしを送るために、関係機関や専門職が連携を強化し、虐待防止や必要な方への成年後見制度の活用を促進していく必要があります。
- 医療と介護の関係者が協働できる関係性の構築を促進し、市内全域において良質な在宅医療介護が提供できるようにする必要があります。
- 高齢者が最期まで自分らしく過ごせるよう、「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」や在宅療養に関する情報提供等の啓発をさらに進めていく必要があります。

■基本目標1/施策目標4：認知症に係る総合的な支援

認知症の発症・進行を遅らせるとともに、認知症となっても地域で希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指して、認知症の方やその家族の視点を大切にしながら、「共生」と「予防」を両輪とした取組を推進します。

【第8期計画の取組状況の評価】

- 9月を「認知症月間」とし、講演会や、認知症体験型講座、相談会等を開催しました。また、「認知症安心ガイドブック」の掲載情報を更新するとともに、より活用しやすいよう内容を見直し、新たに公共施設等での配布を行いました。さらに、認知症地域支援推進員の会議において、これらの取り組みをより良いものとするよう検討しました。
- 認知症の方やその家族に早期に関わり、初期の支援を包括、集中的に行う認知症初期集中支援チームによる支援を、関係機関との連携により実施しました。
- キャラバン・メイトによる、地域住民、学校、市役所などを対象にした、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発に取り組みました。

【第9期計画に向けた課題】

- 認知症に対する正しい知識や理解の普及及び啓発に向けて、認知症サポーターの更なる増加や、活動意欲のあるサポーターによる見守り活動なども含めた活動機会の創出を進めていく必要があります。
- 若年性認知症*に対する理解の促進を図るとともに、本人・家族の支援につながる施策のあり方を検討する必要があります。

本文中の「」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

■基本目標 1/施策目標 5：高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度や住宅改造費の助成等を通じて、ニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

【第8期計画の取組状況の評価】

- 住み替え相談会を定期的を実施するとともに、市内高齢者向け施設の情報を常に更新及び提供し、住宅セーフティネットを行っている民間事業所と連携をとりながら、住まいにお困りの方を支援しました。
- 住み慣れた自宅で末永く安心した生活ができるよう自宅に手すりの取り付け、段差の解消、トイレの交換など住宅改造を必要としている方に設置費用の一部を助成することで、転倒防止やケガの回避を行う環境整備について支援を行いました。

【第9期計画に向けた課題】

- 高齢者の住まいについては、市内高齢者向け施設の最新情報の提供や、民間事業所との連携により高齢者自身の住まいの選択について支援を行っていく必要があります。
- 高齢者の自立促進、介助に適した住環境づくりの支援のための高齢者等住宅改造費の助成については、介護保険サービスの住宅改修との併用となるため、運用について検討していく必要があります。

■基本目標 2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスを安定的に提供します。

【第8期計画の取組状況の評価】

- 本人・家族の負担を軽減し、適切な介護サービスを提供できるよう社会福祉法人や民間事業者等と協力して、施設整備を進めています。ニーズの多い特別養護老人ホームについては、令和4年度末までに110床が増加し、令和6年春にも60床が開設されます。

【第9期計画に向けた課題】

- 介護保険事業のサービス量が増加すると、介護保険料基準月額も増額することになるため、サービスの需要や介護人材の確保状況も踏まえて、適切な見込みで整備を進めていく必要があります。
- 介護サービスが適正に提供されることで、身体機能の保持につながります。本人の自立した生活に繋がるように、介護給付の適正化を進める必要があります。

第9期計画策定の方針

自助：高齢者が活躍できる地域・社会を実現するには、

流山市には意欲や能力があり元気な高齢者がたくさんいます。自身が健康であるためにも、今後の地域・社会の活力を維持するためにも、自身の能力を活かせる就労や地域活動などの社会参加、健康づくり、介護予防を積極的に呼びかけていきます。

共助：地域包括ケアを着実に構築していくためには、

市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の地域に係るすべての人・機関が「福祉の支え手・担い手」となって連携・協働し、地域ぐるみでの支え合いの取組を進めていきます。

公助：安心して利用・参加できる環境を整えるためには、

人口動態やニーズに応じた介護・福祉サービスの給付体制の整備、支え手・担い手の確保を行い、安心して利用できるサービス・制度を整えます。

第3章 第9期計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、最上位計画である総合計画において「生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち」「誰もが自分らしく暮らせるまち」をまちづくりの基本政策として掲げ、市民福祉の充実を図っています。

令和3年度に策定した第4期地域福祉計画「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ みんながずっと住みたいまち ながれやま」では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、健康づくりや介護予防、地域支え合い活動などの積極的な地域参加を呼びかけています。

また、平成19年1月の市制施行40周年を機に「健康都市宣言」を行い、WHOが提唱する健康都市の理念に基づく健康都市づくりを推進するとともに、令和元年度に「第2次健康づくり支援計画」を策定し、乳幼児期から高齢期までのすべての市民を対象とする健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指しています。

第8期高齢者支援計画では、介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できる地域ぐるみ支え合い体制づくり・地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期から引き続き取り組むとともに、取組の深化推進を図り、高齢者を支える介護体制づくりに取り組んできました。

第9期高齢者支援計画の策定・施策の展開にあたっては、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）、更には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、生産年齢人口の減少が加速する2040年（令和22年）も見据えて、これまでの地域包括ケアシステム構築に向けた取組の深化推進を図るとともに、地域福祉計画における自助・共助・公助の役割を具体化し、地域のチカラを活かした地域共生社会の実現を目指していきます。

これら本市のまちづくりに関する諸計画や方針、これまでの高齢者施策の実施状況を踏まえ、第9期計画においても、第8期の基本理念を継続することとします。

**地域ぐるみの支え合いでつくる
元気で 生き生き 安心 流山**

2 基本目標と施策目標

前述の基本理念をより具体化して、第9期計画において目指すべき基本目標とこれを達成するために取り組むべき施策目標を次のとおり定めます。

基本目標1：地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの深化推進）

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、生産年齢人口の減少が加速する2040年（令和22年）も見据えた本格的な地域包括ケアシステムの構築・深化を着実に推進していきます。保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携し、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等が協働して、本市の地域特性を活かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らすことができる流山の実現を目指します。

◎施策目標1：介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活が送れるよう、趣味・娯楽・学習・就業、敬老行事・イベント等の活動の機会の充実を図るとともに、地域活動への積極的な社会参加を促進し、生きがいづくりと介護予防を推進します。また、介護予防と日常生活の総合的な支援や高齢者の健康づくり、フレイル対策等の取組を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

◎施策目標2：介護・福祉サービスの充実

高齢者なんでも相談室*を中心に、医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、多様な相談に対して、重層的な支援を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築します。また、高齢者の住まいについては、高齢者が状況の変化に応じて、自身が希望する住まいが選択できるように、相談支援に取り組めます。

◎施策目標3：住み慣れた地域・在宅での生活の継続を支える体制づくり

地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いの活動を通じ、災害時にも助け合える地域づくりを促すとともに、医療と介護の連携の仕組みを構築していきます。人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）などによる本人の意思を尊重し、高齢者が人生の最後まで自分らしく安心して地域・在宅等で暮らせる支え合いの地域社会の構築を目指します。

◎施策目標4：認知症に係る総合的な支援

認知症についての早期診断や適切な医療・介護連携体制の整備等、認知症となっても地域で希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指して、認知症の方やその家族の視点を大切にされた取組を推進します。

◎施策目標5：高齢者の尊厳を守る取組みの推進

高齢者虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら安心して暮らせるよう関係機関とネットワークを構築し、成年後見制度を含む権利擁護*支援を計画的に推進します。

基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスを安定的に提供します。

◎施策目標1：介護保険サービスの安定的な提供

介護保険事業のサービスを安定的に供給するために、介護人材の確保に取り組むほか、負担軽減や効率化のためのICT化や介護ロボットの導入などの支援を行います。

◎施策目標2：災害・感染症の対策

各施設や事業所等が策定した機関型BCPで対応しきれない事案について、情報共有や相互支援など地域の連携によって事業を継続する連携型BCPの策定に取り組む等、大規模な災害や感染症等の発生に備えます。

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

3 施策の体系

【基本目標1】地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの深化推進）

【施策目標1】介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

- (1) 生きがいづくりの充実
- (2) 就業の支援
- (3) 外出の支援
- (4) 社会参加の推進
- (5) 健康づくりの推進
- (6) フレイル予防の推進
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

【施策目標2】介護・福祉サービスの充実

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 重層的支援（生きづらさ包括支援）の推進
- (3) 高齢者福祉サービスの充実
- (4) 高齢者が安心して居住する場の確保
- (5) 住宅の居住環境の整備
- (6) 介護家族の負担の軽減

【施策目標3】住み慣れた地域・在宅での生活の継続を支える体制づくり

- (1) 地域で安心して暮らすための支援
- (2) 地域における支え合い活動の推進
- (3) 介護と医療の連携推進

【施策目標4】認知症に係る総合的な支援

- (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発
- (2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- (3) 認知症の方を支える地域づくり

【施策目標5】高齢者の尊厳を守る取り組みの推進

- (1) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進
- (2) 成年後見制度の普及啓発

【基本目標2】高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

【施策目標1】介護保険サービスの安定的な提供

- (1) 予防給付サービス*の推進
- (2) 介護給付サービスの推進
- (3) 地域密着型サービスの推進
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業*の推進
- (5) 介護保険サービスの質の充実・適正化の推進
- (6) 介護人材に関する施策の推進
- (7) 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料

【施策目標2】災害・感染症の対策

- (1) 事業所・施設における地震、風水害対策の推進
- (2) 事業所・施設における感染症対策の推進

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

第2編：各論
【令和6～8年度における取組】

第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくり (地域包括ケアシステムの深化推進)

地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代（昭和22～24年生まれの方：約600万人）が75歳以上となる2025年（令和7年）以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれます。更に、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、現役世代が減少する中で高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

第8期までの計画を継承しながら、中長期的な視野に立ち、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）構築の深化・推進を図っていくことが必要となっています。

高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援し、成年後見制度や人生会議（ACP）などの老い支度の啓発を通じて、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる体制の構築をする必要があります。

図1-1) 地域包括ケアシステムの構成要素

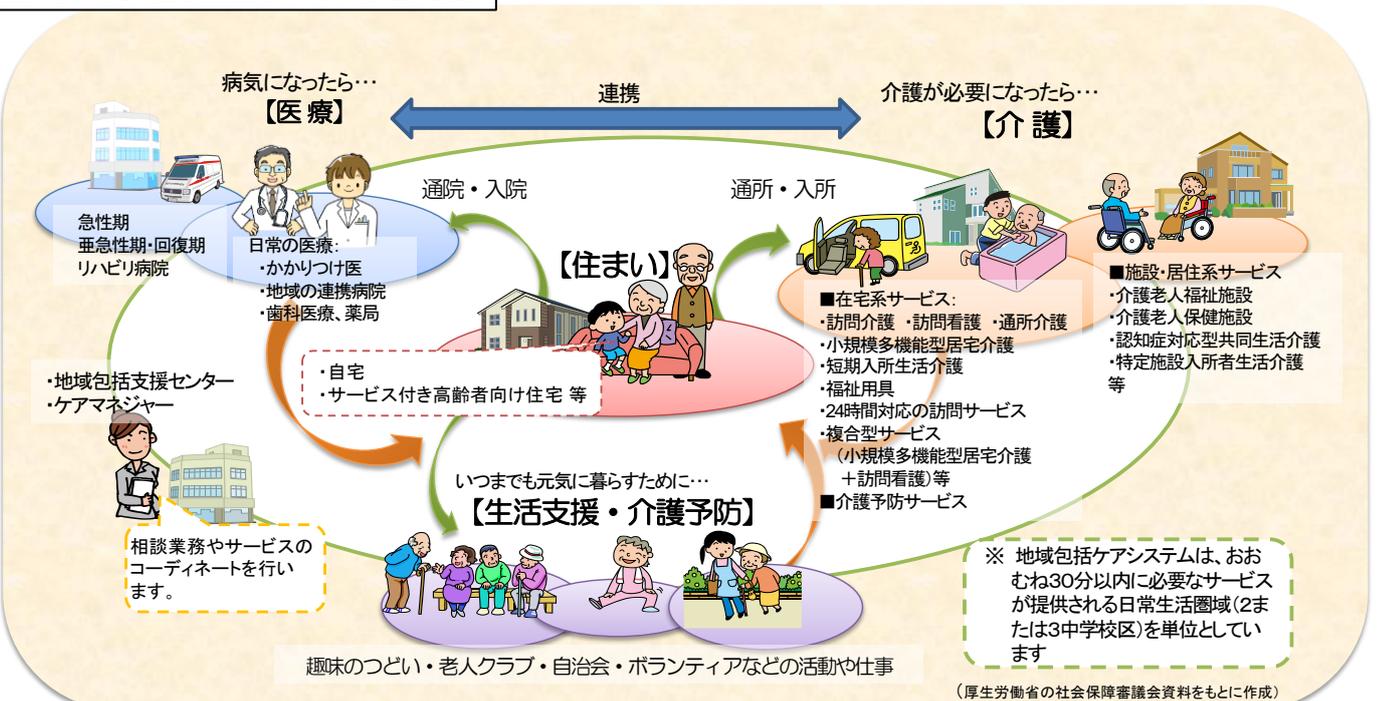


地域ぐるみの連携・協働

本人や家族の「在宅・地域で生活したいとの希望」を実現するためには、「住まい」・「介護予防・生活支援サービス」を基本として、そこに「介護・リハビリテーション」・「医療・看護」・「保健・福祉」という専門的なサービス・施策が相互に連携していく必要があります。

そしてサービス・施策の連携を進めていくためには、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の協働により、本市の地域特性を活かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりが重要です。

図1-2) 地域包括ケアシステムの姿



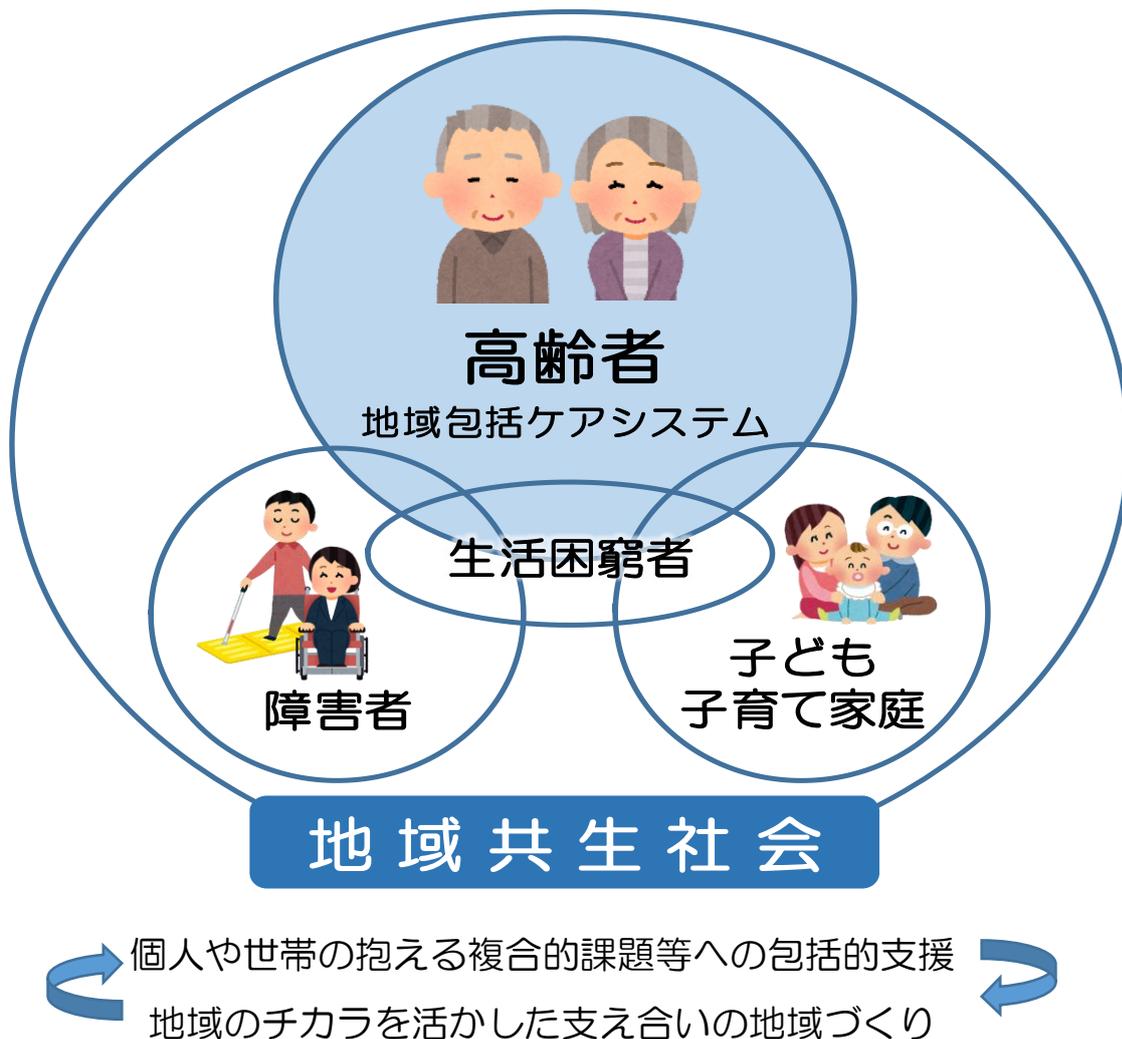
地域包括ケアシステムと「地域共生社会」

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。今後、日本社会全体で実現を目指すビジョンである「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。

この地域共生社会の考え方は、これまで主に高齢期の支援を地域ぐるみで確保する体制として実践されてきた地域包括ケアシステムの理念を普遍化するもので、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子ども・子育て家庭のほか、生活困窮等の複合的な課題を抱える人などが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の構築を目指すものです。

地域包括ケアシステムを推進し、さらに深化・発展させることは、地域共生社会の実現に寄与することにつながります。高齢者を対象とした地域包括ケアシステム構築に向けた取組をさらに推進するとともに、その専門性や今までの取組を活かしつつ、障害者福祉や子ども・子育て支援など、他の福祉分野との連携を強化し、誰もが必要な情報を取得及び利用し、円滑な意思疎通を図ることができるよう取り組むとともに、多様で複合的な地域生活課題に柔軟に対応できる包括的な支援体制・地域づくりが必要です。

図 1-3) 地域包括ケアシステムと地域共生社会のイメージ



以下の第8期の実績値のうち令和5年度分は、令和6年1月末現在の実績に基づき推計した年度末見込値です。実際の年度末実績値は変動する可能性があります。

1 介護予防と社会参加、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

(1) 生きがいづくりの充実

① ホームページ・広報等を活用した生涯学習情報の提供（文化芸術・生涯学習課）

【事業概要】

超高齢社会が進行する中、人生を豊かにできる生涯学習の推進を図るため、市ホームページや広報紙の掲載などによる生涯学習情報の提供を行います。

【取組の方向性】

市ホームページに掲載している文化芸術団体情報の充実を図ります。また、生涯学習センター及びおおたかの森ホールの指定管理者が実施する講座やイベントの開催情報を広報紙に掲載するとともに、国・県などが行う生涯学習事業についてもチラシを設置するなど、積極的な情報提供に努めます。

② スポーツ、レクリエーション活動（スポーツ振興課）

【事業概要】

スポーツ活動等により高齢者の親睦を深めるとともに、健康の保持、増進を図ります。また、楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	健康ジョギング 講習会開催回数	201 回	235 回	210 回
	健康ジョギング 講習会参加者数	10,472 人	11,441 人	10,000 人
	ウォーターバイク 講習会開催回数	8 回	8 回	8 回
	ウォーターバイク 講習会参加者数	150 人	231 人	337 人

【取組の方向性】

毎週日曜日の健康ジョギング講習会及び夏季のウォーターバイク講習会など、高齢者も参加できるプログラムを提供し、健康保持・増進と体力向上を図っていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	健康ジョギング 講習会開催回数	240 回	240 回	240 回
	健康ジョギング 講習会参加者数	12,000 人	12,000 人	12,000 人
	ウォーターバイク 講習会開催回数	8 回	8 回	8 回
	ウォーターバイク 講習会参加者数	300 人	300 人	300 人

③ 福祉会館の運営（社会福祉課）

【事業概要】

福祉会館（地域ふれあいセンター）では、高齢者から子育て世代まで幅広く、市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るため、研修、講座、会議や相談その他の催物、談話、娯楽、趣味、教養、レクリエーション等の利用に供しています。

【第2編：各論】

【取組の方向性】

市内の15福祉会館のうち、築30年を超す施設が大部分を占め、老朽化が課題となっているほか、利用者の高齢化に伴うバリアフリー化や畳から椅子が使用できる洋間への改修などの要望があり、計画的に施設の改修を図っていきます。

また、サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めており、現在13か所に指定管理者を指定して、施設管理の効率化を進めています。直営の福祉会館についても順次、指定管理制度を導入していきます。

④ 高齢者福祉センター森の倶楽部・高齢者趣味の家（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者が趣味と娯楽を楽しむ憩いの場として、60歳以上の方が利用できる施設です。

高齢者福祉センター森の倶楽部には、浴場、趣味のサークルや集会場などに利用できる大広間及び多目的室、囲碁や将棋を楽しめる娯楽談話室、利用者が軽食や喫茶を楽しめるカフェ機能を備えているほか、陶芸や盆栽などを楽しめる北部高齢者趣味の家を併設しています。このほかに東部高齢者趣味の家、南部高齢者趣味の家があります。

【取組の方向性】

高齢者福祉センター森の倶楽部や各施設では各種講座を開講するとともに、健康の維持や増進を図る健康相談、娯楽や趣味活動等の利用に供していきます。

施設の管理運営は、指定管理者が行っています。指定管理者の管理運営状況を把握及び評価し、適正かつ効果的な指導を行うことで、利用者へのサービス向上に努めます。

⑤ ライフステージに対応した学習充実事業（公民館）

【事業概要】

市民を対象に、社会的、現代的課題をテーマとした講座を開催し、市民に学習の機会を提供します。

【取組の方向性】

市民生活が複雑化、多様化する現代社会においては、学習ニーズも多岐に亘っていますが、市民のニーズや社会の課題を把握、整理して、今後も充実した学習機会を提供していきます。また、高齢者にも参加しやすい講座を各指定管理者と共に企画していきます。

⑥ 流山市ゆうゆう大学（公民館）

【事業概要】

65歳以上の市民を対象に、継続的な集団学習の機会と高齢者の社会参加による地域活性化に寄与するものとして、地域にある各公民館・センターで2年制のゆうゆう大学を6学園開設しています。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	入学人数 ※隔年募集	—	236人	—

【取組の方向性】

65歳以上の市民が必要な知識や技能を継続的な集団学習を通じて学べるよう、各公民館・センター毎に健康に関する事や流山の郷土などを学ぶ教養科目、音楽や自然と環境保全など趣味や高齢者のニーズに対応したカリキュラムである選択科目、通常の講座では紹介できないテーマに対する理解を深めるための合同講演会を実施し、中高年者の社会参加の喜びや生きがいをもてるよう企画していきます。

また、個人での学びに終わらせることなく、学びの成果を社会や地域に活かして、ボランティアや活動に参加してもらえよう取り組みます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	入学人数 (隔年募集※)	300人	—	300人

⑦ 地区敬老行事の支援（高齢者支援課）

【事業概要】

長年にわたり社会にご尽力いただいた高齢者を敬愛するとともに、敬老意識の普及を図るため、各地区社会福祉協議会と敬老行事を共催します。

【取組の方向性】

少子・高齢社会を迎え、地域の高齢化は進んでいます。現在の家族形成は核家族の傾向が強く、高齢者との関係が疎遠になりがちで、社会から孤立していく高齢者も少なくありません。

本市では自主性、独自性を持って活動している各地区社会福祉協議会が開催する各種敬老行事に多くの高齢者が参加できるよう引き続き支援していきます。

⑧ 敬老祝金（高齢者支援課）

【事業概要】

長寿のお祝いと敬老意識の普及を図るため、88歳、100歳の方にお祝い金を贈呈します。

【取組の方向性】

敬老祝金を支給することで、長寿の方を敬い、お祝いする敬老意識の高揚を図ります。

⑨ 敬老バスの運行（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の社会参加、高齢者相互のふれあいの推進、生きがい推進など高齢者の福祉の向上を図るため、レクリエーション活動の一助として敬老バスを貸出します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	稼働日数	31日	101日	124日

【取組の方向性】

利用者の声に耳を傾けながら利用しやすい環境整備に努め、より多くの高齢者に利用頂けるよう努めていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	稼働日数	180日	200日	220日

(2) 就業の支援

① 就労相談（商工振興課）

【事業概要】

松戸公共職業安定所と連携して、江戸川台のジョブサポート流山において、管内及び近隣地区の求人情報の提供、職業紹介を行います。

また、就労相談・就職情報提供の窓口の充実を図り、若年者から高齢者までの幅広い世代に対する雇用を支援します。

【第8期の実績】

項目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	就職率 (市内在住者)	60～64歳	10.9%	26.6%	23.3%
		65歳以上	28.3%	20.6%	22.8%

【取組の方向性】

国は、高齢化社会への対策として、「国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会（高齢社会対策基本法）」を目指しており、市では各種セミナーを開催し、高齢者を含めたあらゆる世代の就労を継続的に支援していきます。

項目			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	就職率 (市内在住者)	60～64歳	16.8%	16.8%	16.8%
		65歳以上	20.9%	20.9%	20.9%

② 公益社団法人流山市シルバー人材センターの支援（高齢者支援課）

【事業概要】

シルバー人材センターでは、植木の剪定や除草、駐輪場の管理、屋内外清掃など、技能や知識・経験を活用できる様々な就業の機会・場所を紹介しています。引き続き運営費を補助することにより、高齢者の生きがい推進を図るとともに地域社会への参加促進に努めています。

【取組の方向性】

高齢者の就業の機会・場所を幅広く確保していくため引き続き必要な支援を行うとともに、シルバーフェスタの協力並びに広報等を活用した会員募集のPR、促進等を図っていきます。

③ 雇用促進奨励金（商工振興課）

【事業概要】

市内企業が、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）を活用して高年齢者等を雇用し、国の助成金終了後も継続雇用した場合に、奨励金を交付します。

【取組の方向性】

国は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、事業主に高年齢者雇用確保措置の実施を義務付けています。今後も、市内企業において、流山市に住む高年齢者等の雇用数が増加するよう積極的に周知していきます。

(3) 外出の支援

① バリアフリーのまちづくり (道路建設課・まちづくり推進課・みどりの課)

【事業概要】

高齢者にとっても安全で安心なまちづくりを進めるため、まちぐるみのバリアフリー化を推進しています。土地区画整理事業による整備をはじめ、道路の新設・改良、公園緑地等の施設整備など、まちづくりの多様な観点から取組を進め、利便性の向上にも努めます。

【取組の方向性】

市による整備だけでなく、土地区画整理事業の施行者や民間事業者とも連携を図り、まち全体での取組が進むよう配慮していきます。

② 福祉有償運送 (福祉政策課)

【事業概要】

福祉有償運送は、ひとりで交通機関を利用することが難しい方を対象に、車での移動、乗り降りの介助、通院や買い物の付き添いを有償で提供するもので、市が主宰する協議会での協議を経て、国の登録を受けた NPO 法人等が自家用自動車を使用して行っています。利用に際しては、障害・要介護認定等を受けている方が福祉有償運送事業者にも会員として登録することで、本人及びその付添人が利用することができます。

【取組の方向性】

令和5年3月末現在、福祉有償運送を行う NPO 法人等は5事業者で、利用車両は福祉車両5台、セダン等車両61台となっています。

高齢化の進展により、要介護認定者やひとり暮らしの高齢者等が増加するため、今後も引き続き利用が見込まれます。このため、令和3年度から福祉有償運送事業に要する費用の助成制度を創設し、新規事業者の参入の促進や既存事業者の経済的な支援をしています。また、令和6年度からは受講者の負担を軽減するため、市の主催により、福祉有償運送運転者講習会を実施します。

③ 高齢者等市内移動支援バス (高齢者支援課)

【事業概要】

市内で送迎バスを運行している病院等の協力のもと、バスの空席を活用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加ができるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりに努めます。令和5年4月現在、5病院の協力を得て送迎バス6ルートで実施しており、新しいルートの開拓に努めていきます。

【第8期の実績】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止 (令和3年度・4年度)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	延利用者数	0人	0人	1,429人

【取組の方向性】

路線バス等の無い、交通不便地域に住む高齢者の移動手段を確保する必要があります。市内を運行する事業所に積極的に協力の依頼を働きかけます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	延利用者数	4,500人	4,600人	4,700人

④ 流山ぐりーんバス高齢者割引制度（まちづくり推進課）

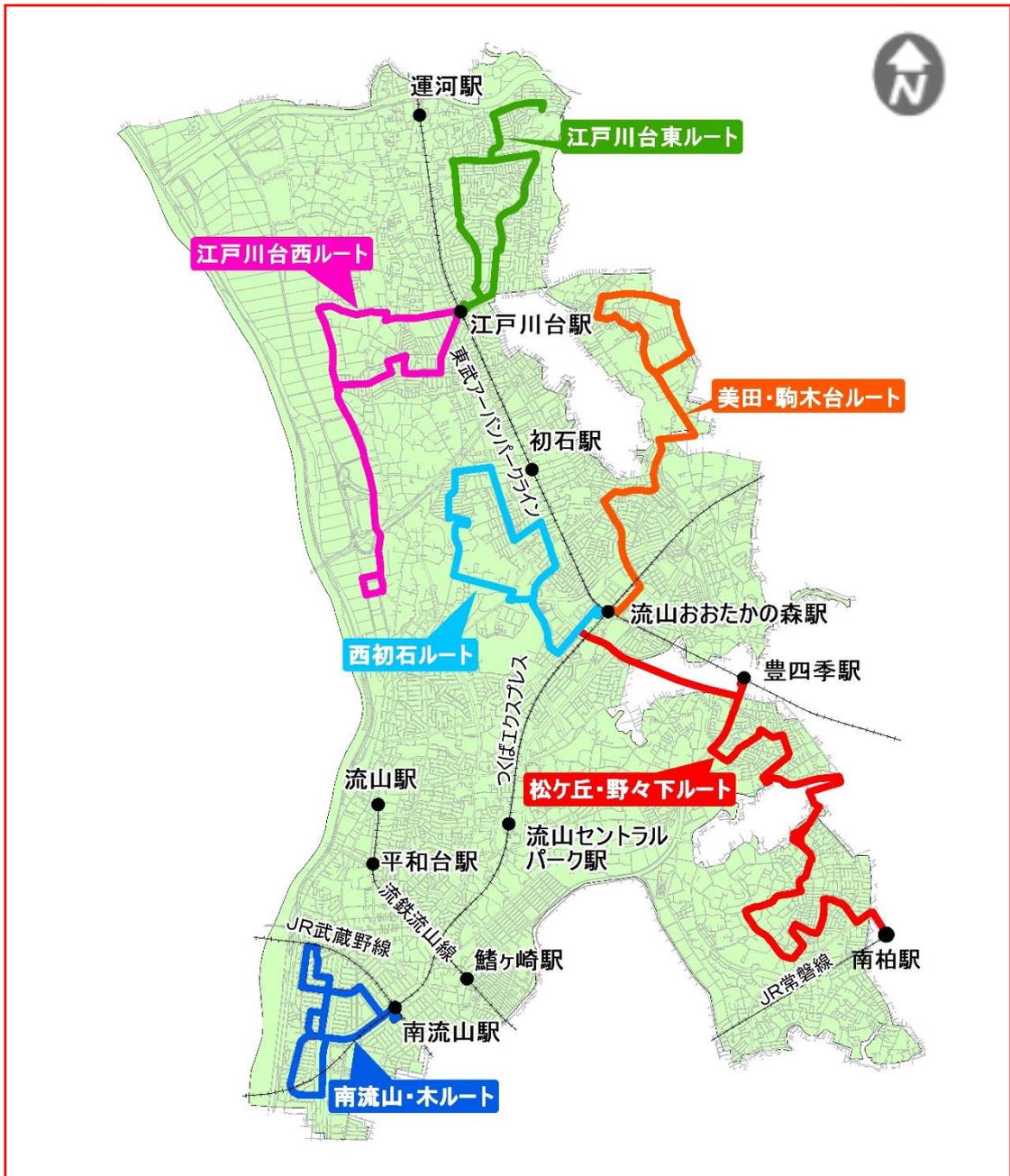
【事業概要】

高齢者の移動手段の確保と流山ぐりーんバス路線の利用促進を図ることを目的として、75歳以上の高齢者が流山ぐりーんバスを利用する際、バス乗務員に後期高齢者医療被保険者証を提示することで、所定の運賃の半額を割引とする制度です。

【取組の方向性】

平成31年4月から開始した制度で、現在、流山ぐりーんバス全6ルートで実施しています。高齢者割引制度の利用件数及び流山ぐりーんバスの収支状況の推移に注視しつつ、今後の方向性を検討します。

図 1-1-1) 流山ぐりーんバス ルート図（令和6年4月現在）



⑤ 高齢者免許返納一時金制度 (まちづくり推進課)

【事業概要】

高齢運転者による交通事故防止や、市内公共交通の利用促進などを目的として、運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」を取得した75歳以上の市内在住者が、市内を運行する路線バスの高齢者向け定期券購入費またはタクシー運賃の一部に利用できる10,800円分の助成券を交付する制度です。

【取組の方向性】

運転免許証を所有する高齢運転者が、自主返納後も移動手段に不安を抱かないよう、また、自家用車に頼ることなく充実した生活を続けられるよう、公共交通利用促進の観点から支援します。そして、高齢者の外出支援だけでなく、市内公共交通の積極的な利用を促し活性化を図り、持続可能なものへと発展させていきます。

(4) 社会参加の推進

① 社会参加を通じた生きがいの推進

高齢者が地域活動等に積極的に参加することは、本人自身の介護予防にもつながり、生きがいや目標を持って生き生きとした毎日を送ることが期待できます。

したがって、介護支援サポーター事業のほか、さまざまな地域活動が活発に展開されるように支援を行っていきます。

ア) 老人クラブ活動の支援（高齢者支援課）

【事業概要】

地域を豊かにするためのボランティア活動や高齢者向けのスポーツ等の実施、普及、推進を通じて生きがいや健康づくりを行う老人クラブに対して運営費を補助し、明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	クラブ数	61クラブ	59クラブ	54クラブ
	会員数	2,355人	2,173人	1,995人

【取組の方向性】

高齢者人口が増加する一方で、全国的に老人クラブの会員数は減少傾向があり、雇用の延伸や多様な趣味やスポーツなど高齢者の社会参加の場が増えたことや、その一方で会員の高齢化や傷病による退会などにより、市内老人クラブの数及び会員数も減少が生じています。

高齢者が生きがいを持ち、いきいきと過ごせるよう、引き続き老人クラブの活動に対する補助金による支援を継続するとともに、クラブ数及び会員数が増加できるよう、運動会やグラウンドゴルフ等の活動内容をホームページに掲載するとともに、会報誌の配布やポスター・チラシの掲示など、老人クラブにおけるイベント活動を取り上げることで周知を図り、自治会をはじめとした身近な地域住民に流山市老人クラブ連合会と協働して積極的に普及・啓発等を行っていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	クラブ数	56クラブ	57クラブ	58クラブ
	会員数	2,050人	2,075人	2,100人

イ) シルバーコミュニティ銭湯（高齢者支援課）

【事業概要】

地域住民のふれあい、コミュニティの活性化、高齢者の健康の増進を図るため、70歳以上の高齢者を対象に毎月12日と22日に、指定公衆浴場を無料で利用できるようにしています。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	延利用回数	1,989人	2,013人	1,834人

【取組の方向性】

高齢化が進む中で利用者の増加が見込まれるため、継続して事業を展開していきます。また、今後も広報紙、ホームページ等で制度の周知を図ります。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	延利用回数	2,500人	2,600人	2,700人

ウ) ひとり暮らし高齢者の招待 (高齢者支援課)

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者を高齢者福祉センター森の倶楽部へ招待して、演芸鑑賞や教養講座の受講、日帰り旅行などを通じて憩いの場と親睦・交流機会を提供することで、生きがいづくり、引きこもりの防止及び介護予防を図ります。

【取組の方向性】

本事業は指定管理者の指定管理事業として実施しており、今後もより多くのひとり暮らしの高齢者が満足できるよう指定管理者と協議しながら取り組んでいきます。また、参加者の募集については、「広報ながれやま」やチラシによる案内など、その他方法を考え、より多くの方が参加できるよう周知していきます。

エ) 協働による市民福祉活動の推進 (社会福祉課・コミュニティ課)

【事業概要】

「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という自治の姿の実現を目指して、協働のまちづくりに向けたNPOと行政のパートナーシップを強化していく必要があります。地域での公益的な市民活動(福祉・環境・まちづくり等)を行う団体等を市民活動推進センターと連携して支援することで、協働による市民福祉の促進を図ります。

【取組の方向性】

自由な社会貢献活動を行う特定非営利活動団体が新たな市民福祉活動事業を始めるにあたり、「市民福祉活動事業運営資金貸付」の周知を市ホームページで行います。また市民活動推進センターと連携して、市民活動の活性化を図っていきます。

オ) 地域住民によるボランティア活動の促進 (社会福祉課・高齢者支援課)

【事業概要】

ボランティアセンターを運営する流山市社会福祉協議会や地域の自発的な敬老活動・高齢者見守り活動などを行っている地区社会福祉協議会などを支援し、連携してボランティア活動の促進と地域福祉の推進を図っています。

【取組の方向性】

各地域に根差したボランティア活動を行っている団体に地区社会福祉協議会等があり、地域の実情に応じて柔軟に活動をしていることから、それらを支援していくことで、活動の更なる促進を図ります。なお、令和6年度の新設小学校開校に伴い、地区社会福祉協議会が増える予定です。

カ) 買い物支援 (移動スーパーとの協定締結) (高齢者支援課)

【事業概要】

月曜日から金曜日まで週に1回又は2回、近隣にスーパーや商店等のない地域、買物困難な高齢者がいる地域の市内30か所程度を生鮮食品、日用品を積んだ車両が定期的に移動販売します。また、移動販売中におけるさりげない見守りをしており、環境等の変化があれば随時、関係機関へ報告をしています。なお、移動販売場所のリクエストを随時受付しており、販売ルートの見直しを年1回程度行っています。

【取組の方向性】

買物困難な高齢者が自分の目で商品を選ぶ生きがいと、定期的に販売場所に集うことで情報交換を行い、互いに見守りあうことで、社会とのつながりを維持し生活の支援をしていきます。インターネット注文やフードデリバリーなどの事業が参入し、日用生活品をはじめ食品購入など便利になってきています。しかし、高齢者の中には自分の目で商品を手にとって選ぶ楽しみ、また、買物の場に集うことで、新たなコミュニティの場が創出されていきます。今後、高齢者人口の多い地域や買物が不便な場所にお住いのところに焦点を当てていきます。

キ) 高齢者ふれあいの家開設・活動支援 (高齢者支援課)

【事業概要】

65歳以上の高齢者が地域で自由に集える場として、民家等を活用して「高齢者ふれあいの家」を開設する個人や団体に対して、開設資金及び運営費の一部を助成します。

高齢者ふれあいの家は、令和6年1月現在で32か所が開設されており、高齢者の外出を促すことで、引きこもりの防止、社会参加の促進、介護予防につながっています。また、ボランティアとして活躍する高齢者の生きがいの充実、地域の子どもの多世代間の交流など多様な機能を担っています。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	開設箇所数	27か所	28か所	32か所

【取組の方向性】

流山市高齢者等実態調査（65歳以上 2,000名を対象）と同一の調査を高齢者ふれあいの家利用者100名に実施しました。

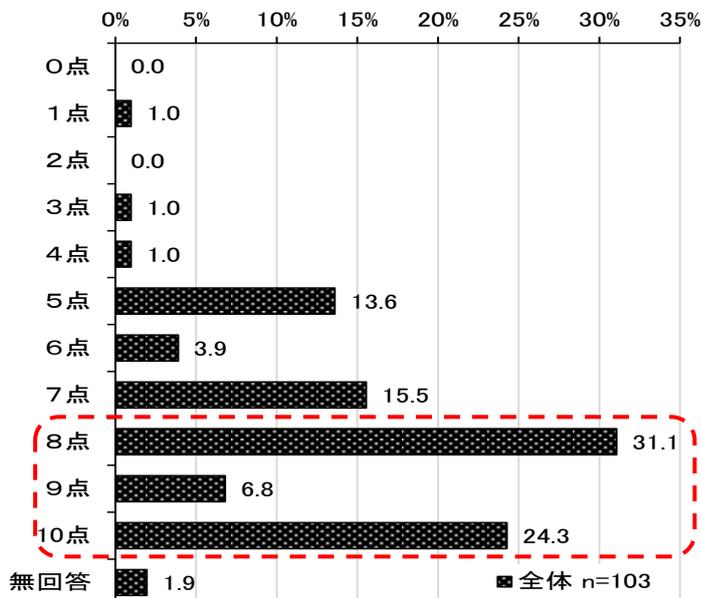
その結果、「あなたはどの程度幸せですか」の項目について、8点以上の方が62.2%であり、高齢者等実態調査の結果48.6%より、高齢者ふれあいの家利用者が13.6ポイント上回る結果となりました。

高齢者が徒歩で通える範囲内に高齢者の集いの場があることで、高齢者の交流や趣味等を通じた生きがいの充実を図ることが必要です。今後も、自治会、NPO法人等の団体や個人にも働きかけを行い、毎年2か所の開設を目指すとともに既存の高齢者ふれあいの家への支援を図ります。

図 1-1-2) 高齢者ふれあいの家通所の実態調査

(2) あなたは、現在どの程度、幸せですか。(点数1つに○)

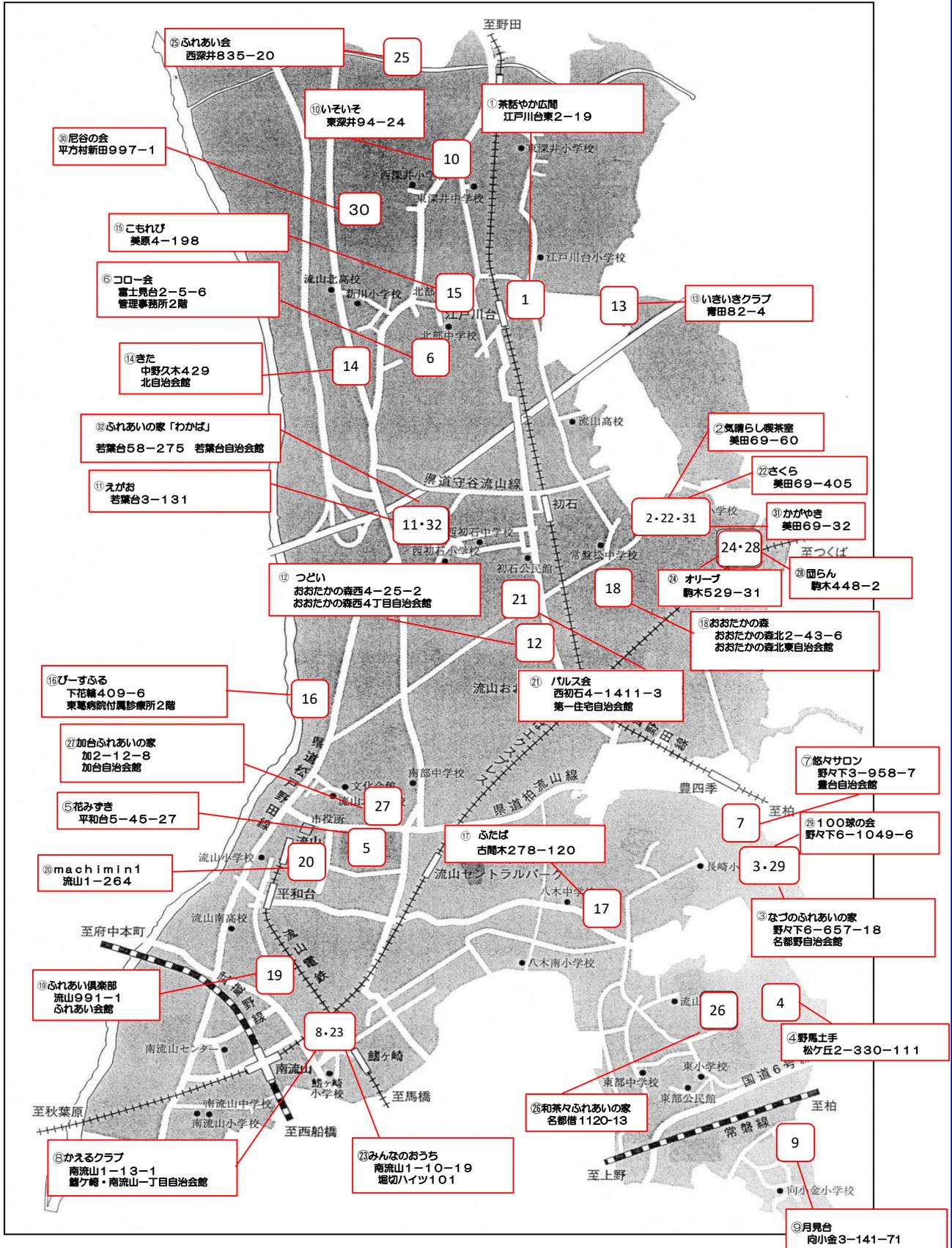
「とても不幸せ」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください。



項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	開設箇所数	34か所	36か所	38か所

図 1-1-3) 高齢者ふれあいの家一覧
(令和6年1月1日時点)

流山市高齢者ふれあいの家 MAP



【第2編：各論】

施設名・場所	開設日時	実施内容
①茶話やか広間 江戸川台東2-19(7156-1164)	月～金 午前10時～午後4時	サロン・教養講座 囲碁将棋・書道
②気晴らし喫茶室 美田69-60(7154-1325)	月～金 午後3時～午後5時	サロン、日本舞踊、 フラワーアレンジメント等
③なづのふれあいの家 野々下6-657-18(7138-6337)	月～木・土 午前10時～午後5時	フラワーアレンジメント 健康体操・3B体操 囲碁・健康麻雀・学習会
④松ヶ丘ふれあいの家「野馬土手」 松ヶ丘2-330-111(7144-8272)	月～金 午前10時～午後4時	サロン・ミニ教室 茶話会・ミニサークル 映画上映会
⑤平和台ふれあいの家「花みずき」 平和台5-45-27(080-8497-2495)	月～金 午前10時～午後4時	サロン・茶話会・教養講座 ながいき100歳体操
⑥ふれあいの家「コロ一会」 富士見台2-5-6 管理事務所2階(7154-7691)	水・金 午前10時～午後4時	健康麻雀・囲碁将棋 サロン・折り紙・手芸 ながいき100歳体操
⑦豊台高齢者ふれあいの家「悠々サロン」 野々下3-958-7(7146-0362)	火～土 午前10時～午後4時	囲碁将棋・コーラス カラオケ・3B体操 手芸・編み物・折り紙
⑧ふれあいの家「かえるクラブ」 南流山1-13-1(080-2020-1088)	火～金 午後1時から午後4時	グランドゴルフ・健康麻雀 絵手紙・手芸・卓球・囲碁将棋 健康体操・かえる公園清掃
⑨向小金ふれあいの家「月見台」 向小金3-141-71(090-1262-1192)	月～金 午前10時～午後4時	サロン・茶話会 ミニサークル・ミニ教室 ながいき100歳体操
⑩ふれあいの家「いそいそ」 東深井94-24(090-5396-5431)	月～金 午前10時～午後4時	介護予防運動・ながいき100歳体操 健康麻雀・カラオケ・茶話会・笑いヨガ
⑪ふれあいの家「えがお」 若葉台3-131(7153-5733)	月～金 午前10時～午後4時	音楽演奏・体操・落語・民謡・談話室 サロン
⑫ふれあいの家「つどい」 おおたかの森西4-25-2(7153-0173)	月・水・木 午前10時～午後4時	健康体操・物作り・コーラス 切手収集・折紙
⑬ふれあいの家「いきいきクラブ」 青田82-4(080-5195-2781)	月・火・水・土 午前10時～午後4時30分	健康麻雀・健康体操
⑭ふれあいの家「きた」 中野久木429(7153-7664)	月・水（祝日の場合は火・木） 午前10時～午後2時	茶話会・囲碁将棋・卓球 健康麻雀・カラオケ ミニミニ講座 ながいき100歳体操
⑮ふれあいの家「こもれび」 美原4-198(7155-7160)	月・火・金 午前10時～午後3時	茶話会・運動療法 音楽療法
⑯ふれあいの家「ぴーすふる」 下花輪409-6 東葛病院附属診療所2階(7158-9232)	月～金 午前10時～午後4時	囲碁・将棋 健康麻雀・手芸 ながいき100歳体操等
⑰ふれあいの家「ふたば」 古間木278-120(7150-1288)	月・木 午前10時～午後4時	手芸・茶話会・囲碁 将棋・健康麻雀 ながいき100歳体操等

第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくり

施設名・場所	開設日時	実施内容
⑱ふれあいの家「おおたかの森」 おおたかの森北2-43-6(7153-0624)	火・木・土・日 午後1時～午後9時	囲碁・将棋・茶和会等
⑲ふれあいの家「ふれあい倶楽部」 流山991-1 ふれあい会館(7159-6864)	月・水・金 午後0時～午後5時	健康麻雀・茶話会・体操
⑳ふれあいの家「machimin1」 流山1-264 (info@wacreation.com ※メールのみ)	火・水・金 午前10時～午後4時	コミュニティスペース兼観光案内所。 多世代交流拠点として、まち歩きの企画 や運営を共に行う。
㉑ふれあいの家「パルス会」 西初石4-1411-3 (7152-5326)	火：午後1時～午後3時 第1・2・3・4金 ：午前10時～午後0時	茶話会・映画会 脳トレゲーム・オセロ
㉒美田ふれあいの家「さくら」 美田69-405 (7154-1256)	開催日により異なる 詳細は美田自治会ホームページをご確認ください	囲碁・将棋・グランドゴルフ ・吹き矢・3B体操
㉓ふれあいの家「みんなのおうち」 南流山1-10-9-101 (7161-3032)	第2木・第3火・土曜 午前の部：10時～12時 午後の部：13時～15時	孫育て座談会・健康体操・健康麻雀 童謡・多世代交流
㉔駒木ふれあいの家「オリーブ」 駒木529-31 (080-3422-3669) *月、火、水 午前10時～午後3時のみ	月 午前の部：10時～11時 午後の部：13時～14時	茶話会・ながいき100歳体操 手芸講座・フラワーアレンジメント 健康講座
㉕ふれあいの家「ふれあい会」 西深井835-20 (7152-1552(安井))	火・木 午前10時～午後0時	茶話会・ストレッチ・囲碁
㉖和茶々ふれあいの家 名都借1120-13 (090-7286-7291(香月))	月により異なる。 詳細はNPO法人流山ひろがる和 ホームページをご確認ください。	茶話会・健康体操 教養講座・手芸
㉗加台ふれあいの家 加2-12-8 (04-7150-3166) *留守番電話にメッセージを残してください	火・水・金・日 火：14時～15時 水：19時15分～8時30分 金：14時～16時 日：13時30分～15時30分 (月1回のみ開催)	ながいき100歳体操・健康体操 歌声サークル・おひさま
㉘ふれあいの家「団らん」 駒木448-2 090-2245-7662(西尾)	水・日 午後4時30分～6時30分	まんが図書館・囲碁 将棋・健康麻雀
㉙100球の会 野々下6-1049-6 04-7146-1563	月・火・水 月：10時～12時 火：13時～16時 水：10時～12時	健康体操・卓球 茶和会(ひまわりの会)
㉚ふれあいの家「尼谷の会」 平方村新田989-4 平方村新田自治会館 090-8682-8386(小菅)	火 午前10時～12時	茶和会・健康体操 趣味活動・教養講座
㉛ふれあいの家「かがやき」 流山市美田69-329 080-5173-0787	月・水 午後1時～3時	健康麻雀・健康講座・筋トレ ストレッチ・演芸会
㉜ふれあいの家「わかば」 流山市若葉台58-275 若葉台自治会館 04-7152-1493	月・火・水・木・金・土・日 月：9時～11時、13時～18時 火：9時～11時、13時～16時 水：9時～11時、14時～17時 木：13時～16時 金：9時～11時 土：13時～18時 日：13時～18時 (実施内容により異なる)	100歳体操・バードゴルフ グラウンドゴルフ・カラオケ・健康麻雀 グラウンドクラブ(カラオケ等)

(5) 健康づくりの推進

① 健康づくりの啓発・推進

ア) 保健だより (健康増進課)

【事業概要】

各種検診や健康に関する催し等について、市民へ周知を図ることを目的として、事業案内等を取りまとめた「保健だより」を各戸に配布します。

【取組の方向性】

従来通り各種検診や催し物に関する内容を掲載することとし、配布方法についてもこれまで通り新聞折込みによる方法を実施していきます。

イ) 健康まつり (健康増進課)

【事業概要】

流山市民まつりと同時開催するもので、医療・歯科・薬の相談、毎年テーマに沿った体験や試食などの各コーナーを設けて、健康についての意識啓発を図ります。

【取組の方向性】

社会情勢や市民のニーズに合ったテーマや内容を検討し、より市民が身近に感じ参加しやすい健康まつりを目指し、健康に関する意識啓発を図っていきます。

ウ) 健康づくり推進員 (健康増進課)

【事業概要】

健康づくり推進員は、健康的な食生活及び健康づくりに関する知識や情報を普及させるため、3年間の任期で活動しています。栄養講座や運動講座の開催の他、研修会への参加や健康まつりでの啓発活動、広報紙の発行などを行っています。

【取組の方向性】

令和3年度、4年度の健康づくり推進員は、新型コロナウイルス感染症の影響により委嘱を見合わせていましたが、令和5年度に委嘱し、活動を再開しています。

地域住民に身近で取り組みやすい健康づくりに関する講座の開催や情報提供などに取り組んでいきます。

エ) ホームページ・広報等を利用した健康増進 (健康増進課)

【事業概要】

ホームページや広報等を活用し、健康増進に関わる情報を提供します。市民が必要とする保健情報や健康情報を確認できるようにします。

【取組の方向性】

市民にわかりやすいホームページの作成に努めます。提供する情報は、市事業のみならず、国・県の健康事業の最新情報の他、感染症や制度改正など、新たな情報を幅広く掲載していきます。

② 健康保持・増進（一次予防*）

ア) 健康教育（健康増進課）

【事業概要】

地域の中で健康教育を広く市民に行うことにより、健康づくりに対する自主性を促し、健康増進、健康寿命の延伸を目指していきます。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	回数	8回	43回	82回
	延参加者数	209人	921人	5,228人

【取組の方向性】

健康増進及び健康寿命の延伸を目指し、講座や地域の自治会や老人会等からの依頼、集団検診時の健康教育を実施します。また、健康づくりに対する個人の自主性を尊重しつつ地域全体の健康意識の向上を図ることができるように柔軟な事業運営に取り組みます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	回数	50回	55回	60回
	延参加者数	1,000人	1,100人	1,200人

イ) 健康相談・訪問指導（健康増進課）

【事業概要】

住民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現のためには、疾病の早期発見とともに、医療が必要となる状態の発生を予防していくことも重要です。それらの機会として、健康づくりを支えるために市民の身近な存在として心身の健康に関する各種相談を受け、必要と認められる方には訪問等行い、適切な助言・指導を行います。

【取組の方向性】

引き続き、検診や健康まつり等のイベントの機会を活用し、健康相談を実施していきます。また、相談者のニーズの把握に努め、より適切な支援につなげていきます。

ウ) 高齢者インフルエンザ予防接種（健康増進課）

【事業概要】

高齢者にインフルエンザの予防接種を行うことにより、個人のインフルエンザの発症や重症化を未然に防止します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	65歳以上の被接種者数	24,077人	25,832人	24,777人

【取組の方向性】

引き続き、高齢者が円滑に予防接種を受けることができるよう、他市の予防接種実施医療機関に予診票を設置し、さらに実施体制を整えていきます。また、多くの方に接種してもらえるように広報、ホームページ、ポスター掲示などで周知していきます。

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	65歳以上の被接種者数	28,200人	28,900人	29,300人

工) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（健康増進課）

【事業概要】

平成26年10月に、高齢者の肺炎球菌感染症が定期接種になりました。対象者は、65歳の方であり、予防接種を行うことにより、個人の肺炎球菌の発症や重篤化を未然に防止します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	被接種者数（定期）	1,577人	1,571人	1,461人

【取組の方向性】

高齢者が円滑に予防接種を受けることができるよう、他市の予防接種実施医療機関に予診票を設置し、実施体制を整えていきます。さらにより多くの方に接種してもらえるように、定期接種対象者への個別通知及び広報、ホームページ、ポスター掲示などで周知していきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	被接種者数（定期）	990人	990人	990人

③ 疾病の早期発見・早期治療（二次予防*）

ア) 健康診査・特定健康診査（保険年金課・健康増進課）

【事業概要】

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣の改善等を通じた疾病予防対策の推進、病気の早期発見、早期治療を目的とした健康診査を行います。また、40～75歳未満の国民健康保険の被保険者の方を対象として、主に生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査を行います。

特に、メタボリックシンドローム*（内臓脂肪症候群）の概念を導入することにより、健診受診者にとっては生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣病の改善に向けての明確な動機づけ支援ができるようにすることを目的としています。

【取組の方向性】

今後も受診率の向上を図るとともに、健康診査・特定健康診査及び特定保健指導等の総合的な評価、検証に取り組んでいきます。また、健診の結果が効果的に生活習慣の改善に繋がる事後指導を検討していきます。具体的には、生活習慣病の予防や重病化予防対策として、健診データを活かした効果的な保健指導や、健診結果の数値が悪いにもかかわらず治療に結びつかない方を重点的に訪問していきます。

イ) がん検診（健康増進課）

【事業概要】

20歳以上の市民（胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がん検診についてそれぞれ対象年齢を設定）を対象にがん検診を実施しています。また、検診の重要性について、広報ながれやまやホームページにより啓発し、がんに関する正しい知識を身につけて、がんの早期発見・早期治療を図ります。

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

【取組の方向性】

ホームページや広報、各種検診や健康教育の場を利用して市民への周知を行います。また、精密検査となった方が、確実に医療につながるができるよう、電話や訪問等による受診勧奨に取り組みます。

ウ) 骨粗しょう症検診 (健康増進課)

【事業概要】

骨粗しょう症は、寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患であるとともに、腰痛や脊椎の変形の原因にもなることから、その予防対策は高齢者の健康や自立した生活を維持するうえで重要となります。そこで、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症に関する健康教育・健康相談を行うことにより、早期発見・早期治療を図ります。また、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図ることにより、骨粗しょう症の予防を推進します。

【第8期の実績】

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により特例措置を実施したため、令和2年度の未受診者の方も対象となりました。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値 (65歳以上)	受診者数	426人	225人	209人
	受診率	9.9%	11.2%	10.8%

【取組の方向性】

受診率向上に向けて、ホームページ、広報、健康教育等で啓発を行っていきます。また、啓発方法をより工夫することで効果的な啓発活動に努めます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値 (65歳以上)	受診者数	260人	280人	300人
	受診率	12.2%	13.2%	14.3%

エ) 結核検診 (健康増進課)

【事業概要】

結核は過去の病気と思われがちですが、全国で毎年1万人以上の患者が発生しており、我が国の主要な感染症になっています。

一般住民に対する結核検診は感染症法により市町村長に義務付けられており、事業所や各種施設等で結核検診を受診する機会のない40歳以上の市民に対して検診を行い、結核の早期発見・早期治療、予防に努めます。

【取組の方向性】

新規の結核罹患者は70歳以上の高齢者に多いという結果が出ていることから、今後も高齢者がより受診しやすい検診体制づくりや受診率の維持に努めます。また、結核予防のため、新規受診者の受診率向上にも努めます。

オ) 歯周病検診 (健康増進課)

【事業概要】

高齢期に健康な生活を送るためには、自分の歯を十分に保有し食べる楽しみを感じる事が重要です。「8020運動」や「8029*運動」に基づき、歯の疾病を早期発見し、早期の保健指導により歯の喪失を防ぎ、いつまでも元気で暮らせる健康づくりを目指します。

本文中の「」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

【第2編：各論】

【取組の方向性】

平成26年7月1日に「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行しました。早い年齢から歯と口腔の健康づくりのために定期的に健診を受ける習慣をつけられるよう、他課や歯科医師会等が実施する事業においても、歯周病検診の周知に協力してもらい、受診率の向上を目指します。

力) 訪問歯科の推進 (健康増進課)

【事業概要】

通院困難な市民に対して、在宅で口腔の継続的な管理が受けられる機会の確保と併せて、かかりつけ歯科医をもってもらい、口腔の相談や治療が安心して受けられるよう支援し、心身機能の低下防止と健康保持を図るとともに、80歳で20本以上自分の歯を残すこと(「8020運動」)を目指した健康づくりを推進します。

【取組の方向性】

流山市の訪問歯科は在宅を対象としていますが、施設入所など対象外となるケースの相談にも迅速に対応できるよう歯科医師会と連携を図っています。

他課及び歯科医師会等が実施する事業においても、市民及び医療に携わる専門職に協力してもらい、訪問歯科の周知を図ります。

また、かかりつけ歯科医の推進を図るとともに、お口の健康や機能を保持することができるよう、健康づくりに関する健康教育などを実施していきます。

キ) 人間ドック等利用助成 (保険年金課)

【事業概要】

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、また自己の健康や生活習慣を見直し、健康づくりへの意識付けを高めていくため、人間ドック等の利用に助成を行います。

被保険者の健康意識の高まりを受け、平成27年度から脳検査、脳ドック利用助成を開始しました。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	国民健康保険の利用助成請求件数	1,281件	1,270件	1,270件
	後期高齢者医療制度の利用助成請求件数	867件	980件	950件

【取組の方向性】

利用者の負担軽減が図られる制度であるため、更なる周知を図っていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	国民健康保険の利用助成請求件数	1,430件	1,430件	1,430件
	後期高齢者医療制度の利用助成請求件数	1,105件	1,250件	1,300件

ク) はり・きゅう・マッサージ利用助成 (保険年金課)

【事業概要】

健康増進や介護予防等健康づくりへの意識付けを高め、国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進に役立てるとともに、利用者負担の軽減、医療費の適正化を図っていくことを目指すため、市に登録されている施設ではり・きゅう・マッサージが利用できる助成券を交付します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	国民健康保険の利用助成請求件数	3,612件	3,116件	3,330件
	後期高齢者医療制度の利用助成請求件数	4,727件	4,885件	5,300件

【取組の方向性】

利用者の負担軽減が図られる制度であるため、更なる周知を図っていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	国民健康保険の利用助成請求件数	3,980件	3,980件	3,980件
	後期高齢者医療制度の利用助成請求件数	6,072件	6,300件	6,500件

(6) フレイル予防の推進

①フレイル予防の背景

人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくため、高齢者一人ひとりに対して、きめ細やかな保健事業と介護予防を実施することは大変重要です。高齢者については、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階であっても身体的な脆弱性的のみならず、精神・心理的な脆弱性や社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態《下記参照》になりやすい傾向にあります。そこで、身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を行うことが必要となります。



後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施するよう「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」が策定されました。

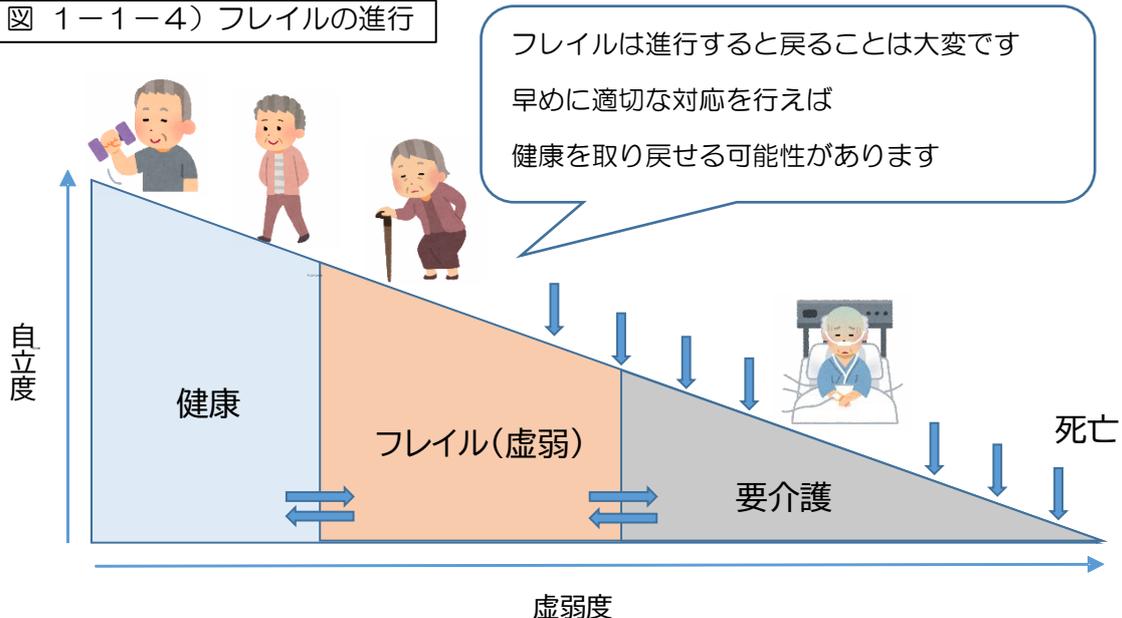
「フレイル」とは・・・

フレイルは、「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語で、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されています。

また、「フレイル」は、早期の段階からの介入・支援を実施することも重要です。



図 1-1-4) フレイルの進行



②高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業 (保険年金課・高齢者支援課・健康増進課・介護支援課)

【事業概要】

千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託事業である、高齢者の保健事業（国民健康保険保健事業及び後期高齢者保健事業）を効果的かつ効率的に活用し、高齢者の介護状態への進行を予防することで健康寿命を延伸し、住み慣れた地域で自立した生活の継続を図ります。特に、75歳からは後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険の種類が切り替わっても継続的に事業を実施するとともに介護保険の介護予防事業との連携を強化することで、介護状態への予防及び高齢者の保健事業の充実を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	通いの場での健康教育・健康相談の実施人数	1,981人	3,211人	4,980人

【取組の方向性】

高齢者等実態調査より、「フレイルについて、知っていましたか」の設問に対し、42.7%が「知らなかった」と回答しています。早期にフレイルの兆候に気づき、適切な対応をとることが重要であることから、「フレイル」の認知度の向上およびフレイル予防の知識の向上を目指し、普及啓発に取り組みます。

令和3年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業では、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士の専門職による「訪問による個別の相談・指導（ハイリスクアプローチ）」や地域の住民同士が集い、ふれあいを通じて生きがいや仲間づくりの輪を広げる場所である「通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）」として「流山みんなのフレイル予防教室」を行い、庁内関係部局との連携により一体的に事業を実施します。

また、国保データベース（KDB）システムを活用し、フレイル状態（虚弱）、慢性疾患による受診や重症化といった後期高齢者の把握や地域の健康課題の分析等を実施します。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	通いの場での健康教育・健康相談の実施人数	4,000人	4,100人	4,200人

【高齢者ふれあいの家や体操グループ等での「流山みんなのフレイル予防教室」の様子】



図 1-1-5) 通いの場での専門職からの健康教育

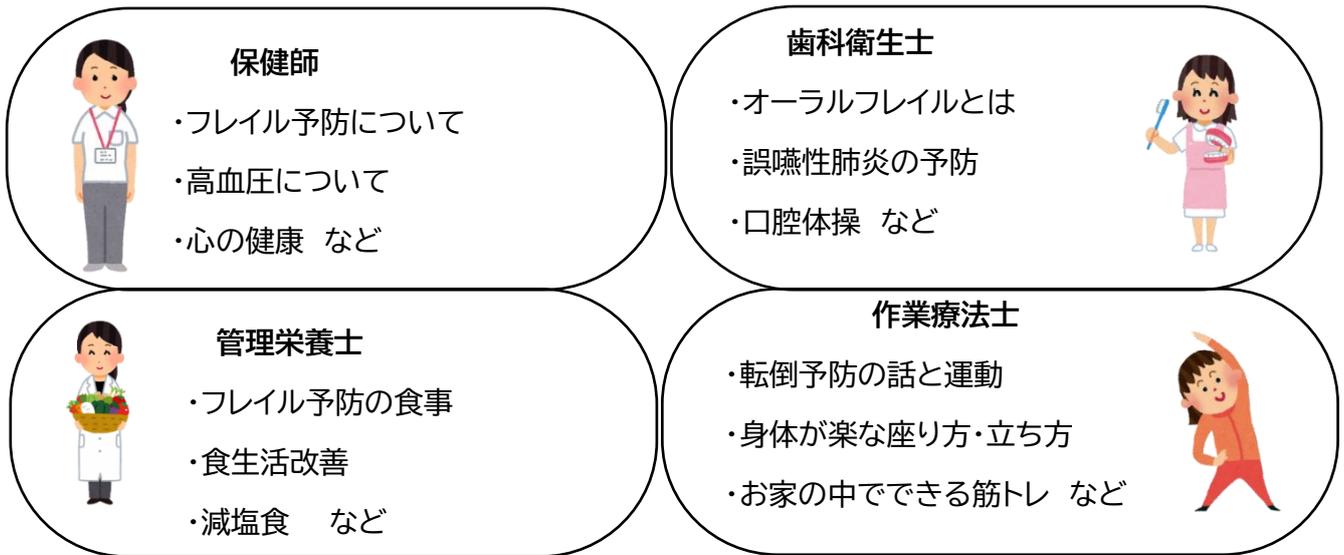
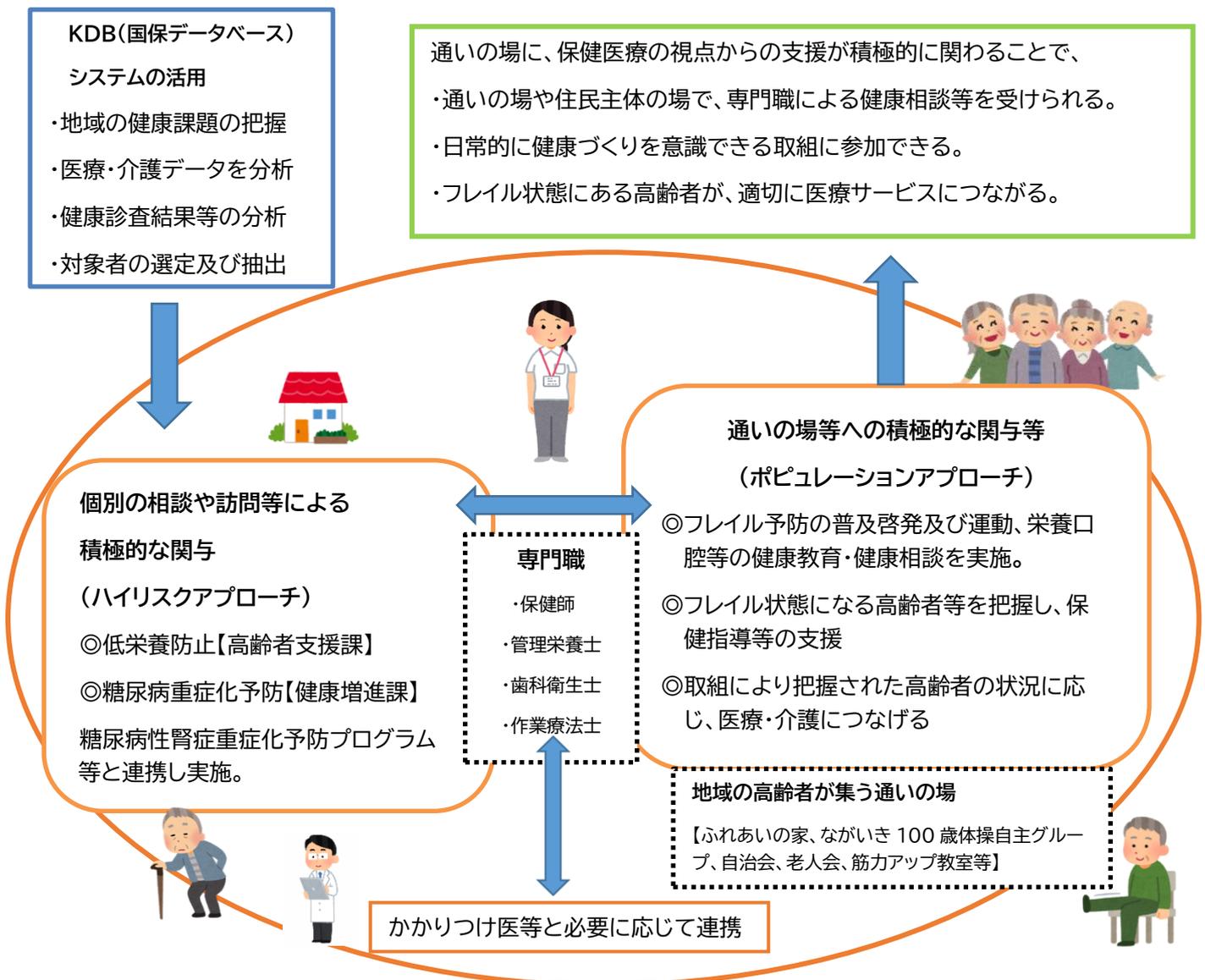


図 1-1-6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（流山市における実施のイメージ図）



(7) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

ア) 総合事業の趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）は、地域の実情に応じて、地域住民、NPO*法人等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者や軽度のお世話が必要な方に対する効果的で効率的な支援を可能とすることを旨とするものです。

イ) 総合事業の概要

◎ 総合事業の構成

要支援者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された方が利用する介護予防・生活支援サービス事業と、全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業から構成されます。《76頁図1-1-7・図1-1-8、77頁図1-1-9 参照》

◎ 柔軟で多様なサービスの提供

要支援者をはじめとした軽度の生活機能の低下がある方の多くは、多様なニーズを抱えています。よって、地域の特性に応じ、さまざまな関係者、団体、法人などが参画して、支援が必要な方に働きかけることにより、自立支援を促しつつ、住み慣れた地域で暮らしていけるよう多様なサービスを提供するものです。

◎ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防にも効果的であるため、総合事業においてこうした仕組みづくりを推進します。

◎ 要支援者に係るサービスの提供

介護予防訪問介護相当サービス（ホームヘルプ）、介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）の他、ニーズに応じた多様な訪問型・通所型サービスを事業者等が提供します。

訪問看護、福祉用具貸与等他の介護予防サービスは保険給付サービスとして提供します。

◎ 柔軟な利用の仕組みと適切なケアマネジメント*の実施

訪問型サービス及び通所型サービスを含め、総合事業のみを利用しようとする場合は、要支援認定を受けずに、基本チェックリストを受けることで利用サービスの適性を評価する仕組みを設け、ニーズを抱えた方（介護予防・日常生活支援サービス事業対象者〔以下「事業対象者」といいます。〕）が速やかに利用できるようになります。（第1号被保険者のみ）

サービスの利用に当たっては、これまでどおり、高齢者なんでも相談室（地域の居宅介護支援事業所に委託する場合があります。）が支援を行い、サービス利用者の能力を最大限に活かし、自立支援に向けた適切なサービス利用につなげます。

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

図 1-1-7) 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

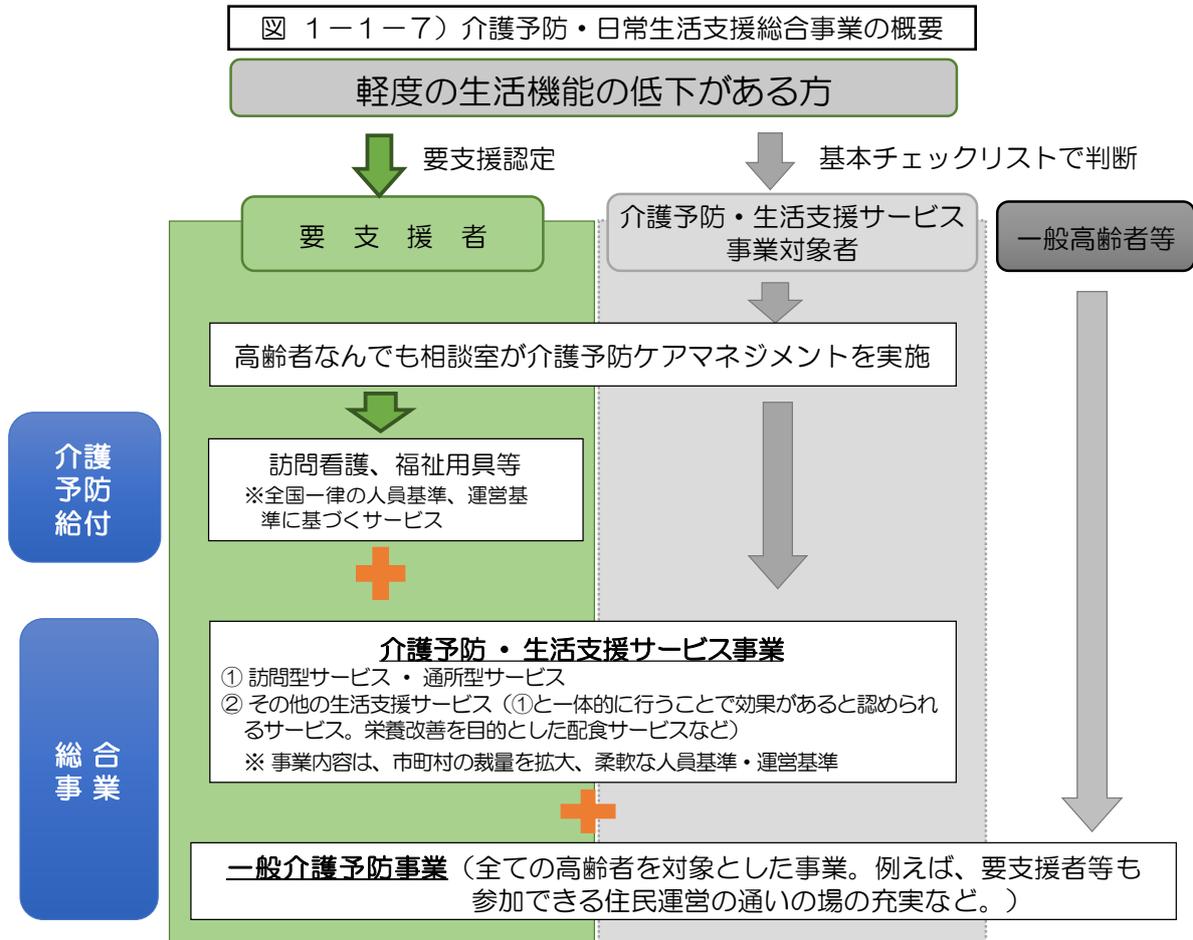
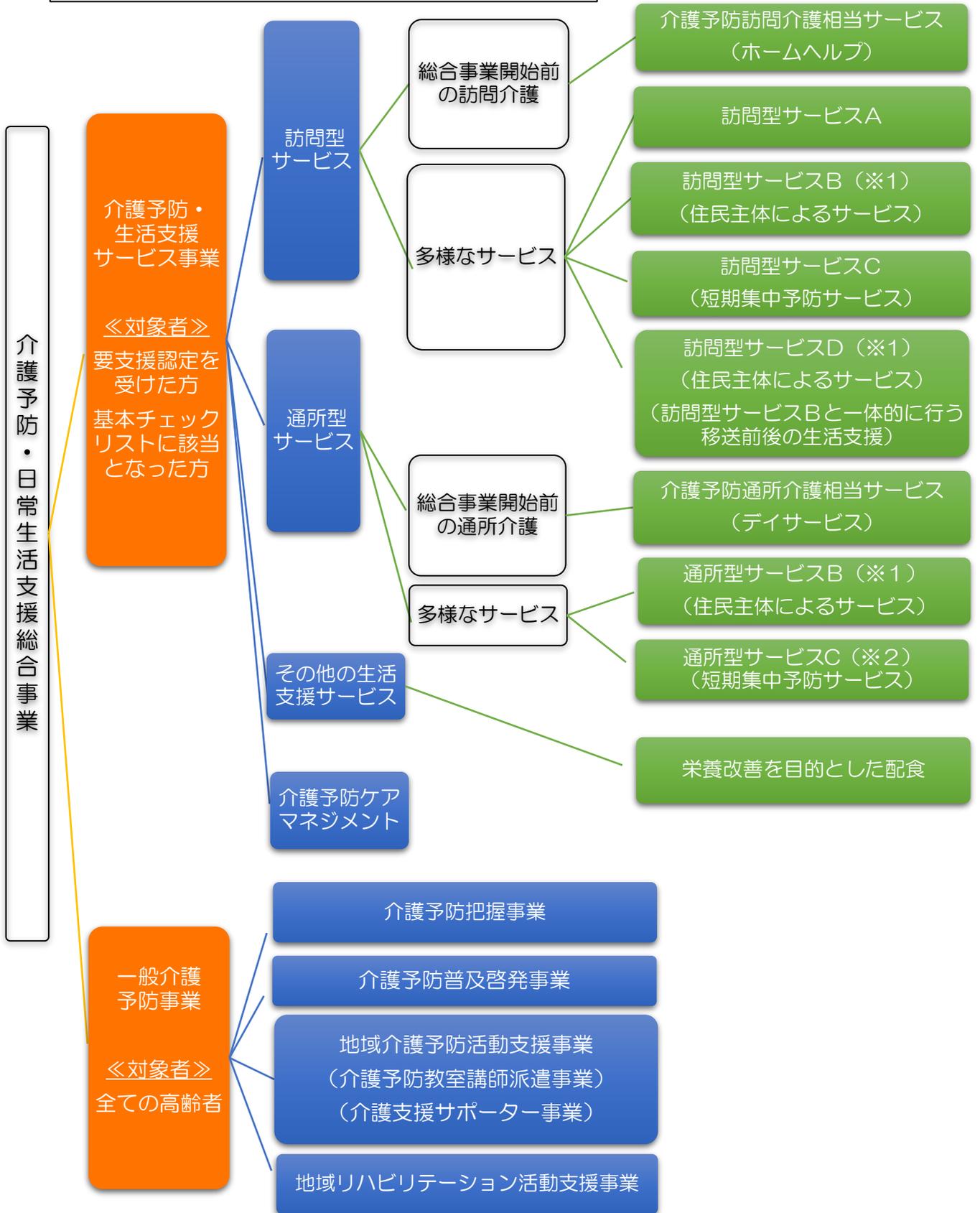


図 1-1-8) 基本チェックリスト

No.	質問項目	回答 (いずれかに○をお付け下さい)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

(注) BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が18.5未満の場合に該当とする。

図1-1-9) 流山市介護予防・生活支援総合事業の種類



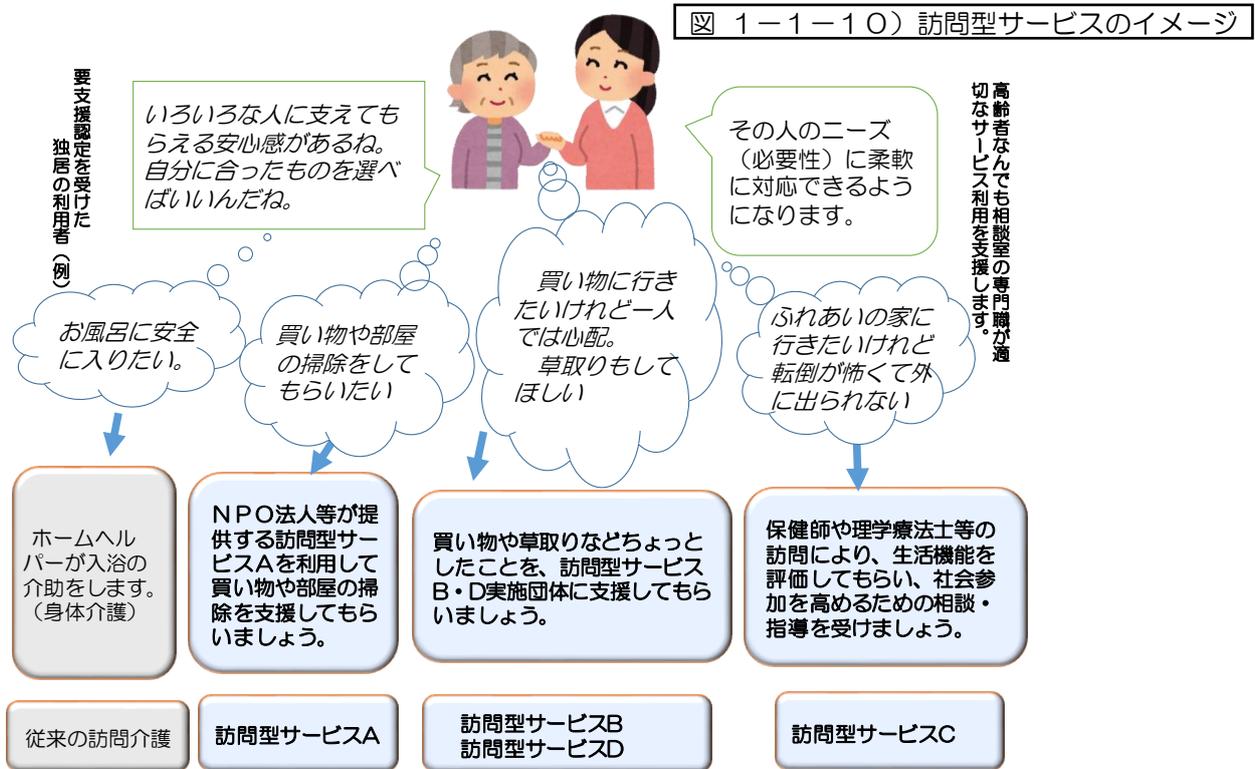
※1：訪問型サービス B・D、通所型サービスBについては住民が主体となって提供するサービスです。

※2：通所型サービスCについては生活行為の改善を目的とし、3～6か月の短期間で介護予防プログラムを実施するサービスです。

■流山市における総合事業の取組

① 介護予防・生活支援サービス事業（介護支援課）

i) 訪問型サービスについて



訪問型サービスでは指定を受けた事業所による訪問介護のほかに、地域の手カヲを活かした多様なサービスを事業者等が提供しています。《上記 図1-1-10 参照》

訪問型サービスの種類	概要
訪問型サービスA	訪問介護員又は市の研修を受けた方等が指定事業所に所属し、掃除や調理等の家事援助を提供します。従来の介護予防訪問介護より安価に利用することができます。
訪問型サービスB (ちょい困サービス)	住民主体のボランティア(有償のものを含む)により、生活の中でのちょっとした困り事への支援を行います。
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる方を対象に、保健・医療専門職(保健師・理学療法士・作業療法士等)が訪問し、必要な相談・指導等を3~6か月間の短期間で実施します。
訪問型サービスD (ちょい困サービス+)	訪問型サービスBと一体的に行う移送前後の生活支援を行います。

ii) 通所型サービスについて

通所型サービスでは指定を受けた事業所による通所介護のほかに、地域のチカラを活かした多様なサービスを事業者等が提供しています。

要支援者及び事業対象者は、生活機能の一部が低下している場合が多く、残存能力が比較的高い傾向にあります。このことから、住民主体のボランティア（有償のものを含む）が提供する定期的な利用ができる身近な通いの場（通所型サービスB：ちよい^{かよ}通サービス）の推進のほか、第8期では3～6か月の短期間に専門職が個別課題に応じて生活行為の改善を目的とした介護予防プログラムを実施する通所型サービスCを創設し、利用者の状況に応じた介護予防の取組の推進を図りました。本サービスにおいても、要支援者及び事業対象者が利用する場合には、到達目標を定め、本人の生活機能の維持・改善を図っています。

このほか、通所型サービスを提供する事業者には、介護支援サポーターなど地域のマンパワーを積極的に取り入れるよう働きかけます。

なお、次の②「一般介護予防事業」として位置付ける高齢者ふれあいの家や自治会館等を中心とした身近な場所で介護予防に取り組める拠点づくりを積極的に進め、通所型サービスからふれあいの家等での「通い」の機能の充実化に取り組めます。

住民主体型サービス実施団体への補助について

訪問型サービスB（ちよい^{こま}困サービス）・D（ちよい^{こま}困サービス^{プラス}）、通所型サービスB（ちよい^{かよ}通サービス）を実施する団体に準備金及び運営費を補助金として交付し、地域での助け合い・支え合い活動を支援します。



iii) その他の生活支援サービスについて

介護予防・生活支援サービス事業を利用する要支援者等のうち、栄養改善を図ることが必要な方を対象として、給食サービスを提供します。

iv) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等が、総合事業によるサービス等を利用し生活機能の維持・向上を図るためには、本人の心身の状態に応じた適切なサービス等を利用することが大切です。総合事業を利用しようとする要支援者等の心身の状態等の評価（アセスメント*）、利用が適するサービス等の選択と立案（ケアプラン作成）、効果的なサービス提供のための調整（サービス担当者会議等）、利用効果の測定・評価（モニタリング）等の介護予防ケアマネジメントは、高齢者なんでも相談室が行い、要支援者等を適切な総合事業のサービス等に結びつけます。

また、この介護予防ケアマネジメントは、高齢者なんでも相談室から指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

② 一般介護予防事業（高齢者支援課・介護支援課）

一般介護予防事業は、全ての高齢者を対象として、地域の実情に応じて効果的で効率的な介護予防の取組を推進するものです。

高齢者等実態調査より、「介護予防事業に参加したいと思いますか」の設問に対し、「参加したい」「友人と一緒に参加したい」「すでに参加している」と回答した方は、61.1%でした。より多くの高齢者が主体的に介護予防に取り組めるように、事業の周知方法を工夫するとともに、普及啓発に取り組んでいきます。

第9期では、次のi)～v)に掲げる事業に計画的に取り組んでいきます。

全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業を積極的に展開することで、将来的な要介護高齢者の伸びを緩やかにするとともに、支え合いの地域づくりに大きくつながります。

図 1-1-11) 一般介護予防事業の類型

一般介護予防事業

i 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

ii 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

iii 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

iv 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

v 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

i) 介護予防把握事業

生活機能の低下等によって何らかの支援を必要とする方を早期に把握し、支援につなげる事業です。高齢者なんでも相談室をはじめ、薬剤師会に加盟している薬局で、生活機能低下が疑われる方がいた場合は、早期に支援につながるような体制を整えています。

ii) 介護予防普及啓発事業

介護保険法第4条第1項において「国民の努力及び義務」として、高齢者には、要介護状態とならないための予防やその有する能力の維持向上に努めることが求められています。

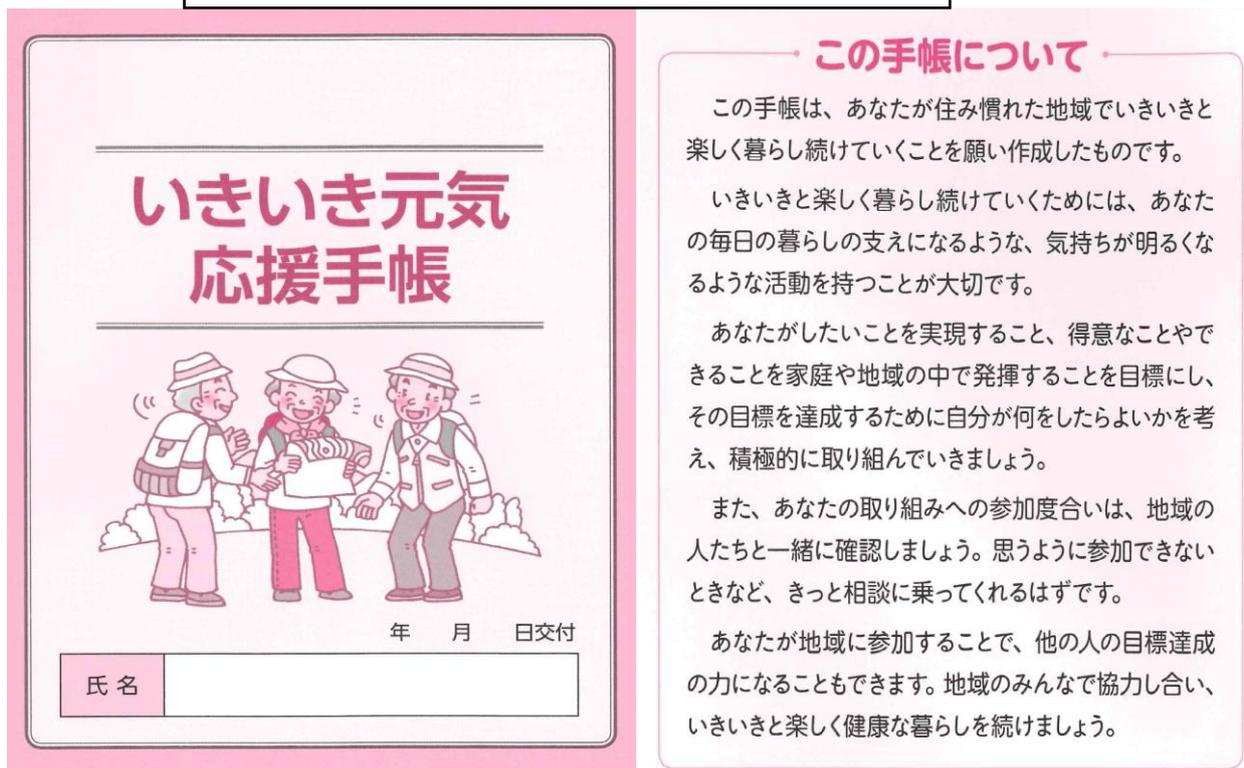
高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくために、介護予防に関する情報提供の機会を設け、高齢者を含めたすべての市民で介護予防に関する意識の高揚を図ります。

介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、市主催の介護予防教室「筋力アップ教室」を定期開催しています。「筋力アップ教室」では、「ながいき100歳体操^{頁82-1}」の体験に加え、専門職によるミニ講話を実施し、介護予防に関する情報提供や普及啓発を行っています。

また、令和5年度より国保データベース（KDB）システムを活用し、身体的フレイル状態にある対象者を把握し、「筋力アップ教室」の案内を個別通知し、介護予防活動につながるよう呼び掛けています。専門職による、高齢期に多い栄養、口腔、「聞こえ」に関する課題や転倒予防などの健康づくりと介護予防に関するポピュレーションアプローチ（健康教育等）やハイリスクアプローチ（個別の相談や指導）などを、フレイル予防の推進と連動し、取り組みます。

介護予防や健康づくりに関しては、一人ひとりの継続的な活動を支援するために、介護予防手帳「いきいき元気応援手帳」《下記 [図 1-1-12](#) 参照》を作成しています。「いきいき元気応援手帳」は市内在住で65歳以上の希望者に無料で配布し、介護予防や健康づくりの自己管理に活用していただいています。

図 1-1-12) 介護予防手帳「いきいき元気応援手帳」



iii) 地域介護予防活動支援事業

ア) 介護予防教室講師派遣事業

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域ながれやまでいきいきと暮らし続けていくために、介護予防知識の普及啓発および、介護予防地域活動団体の育成及び支援を図ることを目的として、地域において自主的な介護予防活動を行う65歳以上のグループに介護予防に関する講師を派遣します。

【第2編：各論】

流山市では「ながいき 100 歳体操¹」に取り組む介護予防地域活動団体に介護度重度化防止推進員²等の運動に関する講師や栄養士、リハビリテーション専門職等の講師を派遣し、グループの取組を継続的に支援しています。

＜派遣講師＞ ①介護度重度化防止推進員（ながいき応援団） ②栄養士 ③歯科衛生士
④リハビリテーション専門職 ⑤音楽療法に関する指導を行う者

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	グループ数	51 グループ	60 グループ	70 グループ
	参加者数	969 人	1,009 人	1,140 人

【事業の方向性】

元気な方がより一層元気になるだけでなく、たとえ何らかの支援を必要とする方でも身近な場所に通える場があり、お互いに支え合いが生まれる地域を目指します。そのために、市内全域で、高齢者が容易に通える範囲に、住民主体のグループが活動できるよう支援します。

筋力低下を防ぐながいき 100 歳体操と合わせて実施することで、介護予防に効果がある認知機能向上のための「しゃきしゃき 100 歳体操」、口腔機能向上のための「かみかみ 100 歳体操」を導入し、取り組んでいきます。これら3つの体操を実施することで、今ある元気の維持・向上を目指します。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	グループ数	80 グループ	90 グループ	100 グループ
	参加者数	1,210 人	1,330 人	1,450 人

図 1-1-13) ながいき 100 歳体操の実施のながれ



¹ ながいき 100 歳体操…重錘バンド（おもり）をつけて、ゆっくりとした音楽で歌いながら行う、誰でもできる簡単な体操です。

² 介護度重度化防止推進員（ながいき応援団）…介護度重度化防止推進員養成研修を終了し流山市で介護予防に関する活動をしている方のこと。

イ) 介護支援サポーター事業

【事業概要】

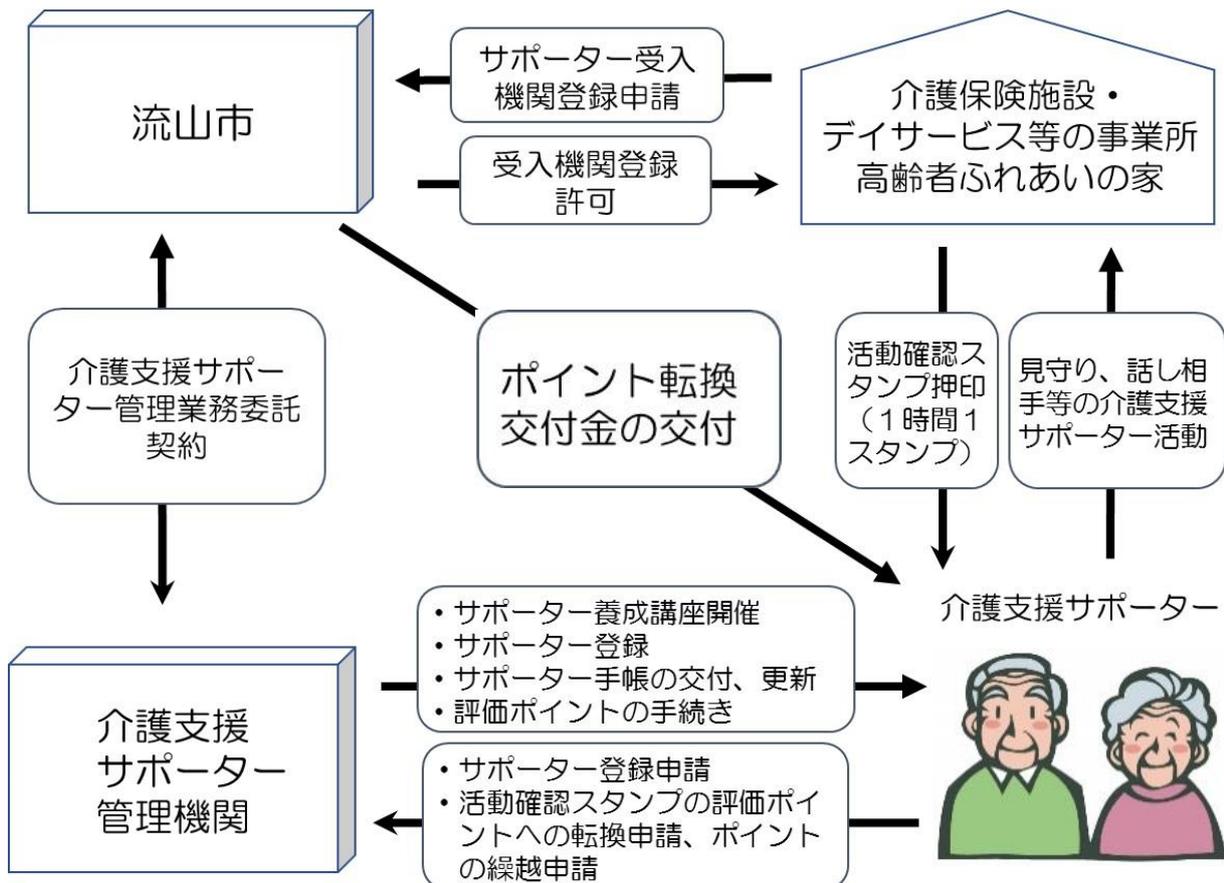
高齢者の積極的な社会参加を促して、介護予防につなげることを目的とした事業です。

65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者及び介護予防・日常生活支援サービス事業対象者ではない高齢者を参加対象者として実施します。令和5年3月時点で704人のサポーターが登録し、活動しています。介護保険施設や高齢者ふれあいの家などの場で、利用者の話し相手、見守りのほか、レクリエーション活動の補助などの活動を行った場合に、ポイント（1時間1ポイント（100円相当）、1日2ポイントまで付与）が得られます。蓄積したポイントは、希望に応じ、年度末に交付金（最大5,000円）に交換できる仕組みとなっています。（交付金額及びポイント数とも令和5年3月時点）

【事業の方向性】

1. 事業を継続するとともに、第9期中に新規登録者を150人とすることを目標と定め、サポーター養成講座を積極的に開催します。
2. 登録者が活動に結びつきやすいようコーディネート機能を向上させるほか、定期的にフォローアップの機会を設けることにより、活動率（活動者数／登録者数）を第9期中に25%向上させ、40%以上（令和5年3月現在16%）となることを目標とします。

図 1-1-14) 介護支援サポーター事業の仕組み



iv) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく、生きがいを持って生活を継続できるようにするためには、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるリハビリテーションが重要であると指摘されています。

流山市地域リハビリ連絡会の協力により、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、介護予防普及啓発事業、介護予防教室講師派遣事業（地域介護予防活動支援事業）、地域ケア会議、認知症初期集中支援、在宅医療介護連携会議など、多岐にわたりリハビリテーション専門職の協力を得ています。

特に、平成28年度からは、「iii) ア) 介護予防教室講師派遣事業」にて、体操に取り組む住民主体のグループへの体力測定、体操指導、講座の他、ながいき応援団の育成を行い、地域に根ざした活動につながりました。

第9期では、引き続き、流山市地域リハビリ連絡会と協議を重ね、地域ケア会議、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、認知症初期集中支援においても、より専門性を活かした取組を推進していきます。

v) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うとともに、一般介護予防事業の評価を実施し、PDCAサイクルを回すことにより、エビデンス（＝効果の検証）に基づいた介護予防の実施を図ります。

「ながいき100歳体操」を通じた介護予防の普及啓発、地域介護予防活動支援の実施状況の評価においては、体力測定の数値だけでなく社会参加や主観的健康観を含めた評価としてアンケートを実施し、結果を分析・検討しています。

第9期においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業として、国保データベース（KDB）システム等により医療・介護のレセプトデータを活用・分析し、抽出した地域の健康課題の解決に取り組んでいきます。

③ 第8期における総合事業の評価・検証（介護支援課・高齢者支援課）

第8期介護保険事業計画に定める事業内容の達成状況等の評価・検証を行い、第9期はその結果を踏まえてPDCAサイクルを回すことにより、エビデンス（効果の検証）に基づいた介護予防及び日常生活の支援の実施を図ります。

評価・検証は、介護に関する提供体制を評価する指標や、実際に行われた活動内容を評価する指標、認定率・認定者数等の結果を評価する指標などを組み合わせて行います。

なお、市町村等の様々な取組について、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する介護保険保険者努力支援交付金が創設されています。

これは、国の客観的な指標をもとに、市町村等に対する財政的インセンティブが与えられる（国の交付金が交付される）ものです。これらの指標も活用し事業評価をしていきます。

2 介護・福祉サービスの充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

ア) 高齢者なんでも相談室の設置

本市では、平成18年4月に、地域包括支援センターを市内4か所に設置し、さらに平成31年4月には、流山市北部西地域包括支援センターを新設し、市内計5か所で「高齢者なんでも相談室」という愛称で高齢者の様々な相談に応じてきました。相談室の設置・運営は、医療法人及び社会福祉法人に委託しています。

高齢者人口の増加に対して、地域包括支援センター職員1人当たりの受け持ち人口や相談件数が増加しており、相談内容が複雑・困難化していること、センターに求められる役割が多様化していることから、令和5年度からは、各センターに専門職を1名ずつ計5名の増員をし、機能強化を図りました。

図 1-2-1) 高齢者なんでも相談室の設置状況

② 北部西高齢者なんでも相談室

場 所：中野久木 421 番地
特別養護老人ホーム花のいろ内
TEL：04-7197-1378
FAX：04-7197-1615

① 北部高齢者なんでも相談室

場 所：江戸川台東2丁目 19 番地
旧江戸川台出張所
TEL：04-7155-5366
FAX：04-7154-3207

③ 中部高齢者なんでも相談室

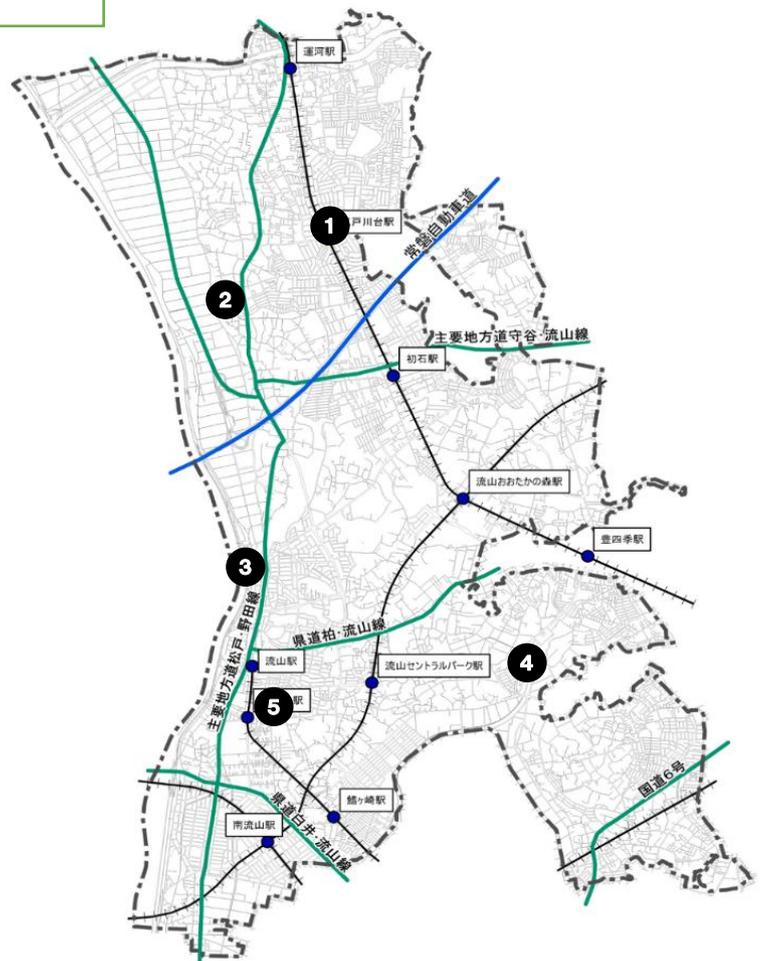
場 所：下花輪 409 番地の6
東葛病院附属診療所内
TEL：04-7150-2953
FAX：04-7158-8419

④ 東部高齢者なんでも相談室

場 所：野々下2丁目 488 番地の5
特別養護老人ホームあざみ苑内
TEL：04-7148-5665
FAX：04-7141-2280

⑤ 南部高齢者なんでも相談室

場 所：平和台2丁目 1 番地の2
流山市ケアセンター2階
TEL：04-7159-9981
FAX：04-7178-8555



イ) 高齢者なんでも相談室の役割

高齢者なんでも相談室では、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員*（主任ケアマネジャー）が連携して、地域で暮らす高齢の方々を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援します。

「総合相談支援業務」では、「どこに相談したらいいかわからない」といったお悩みも、まずは相談いただき、内容に応じて、適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。また、関係行政機関はもとより、地域にお住まいの方々、民生委員、自治会、地区社会福祉協議会、介護保険サービス事業者、医療機関、関係団体等と連携して「地域包括支援ネットワーク」を構築していきます。

「権利擁護業務」では、みなさんの権利を守るため、成年後見制度等の案内や消費者被害、高齢者虐待の防止に取り組みます。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように、相談や助言を行います。

「介護予防ケアマネジメント業務」では、対象の方に、介護予防サービスを受けるためのケアプランを作成します。

高齢者なんでも相談室は、地域で暮らす高齢者の最も身近な相談窓口であるとともに、地域包括ケアシステム構築に向けて中核的な役割を担っています。

ウ) 高齢者なんでも相談室に求められる機能強化と取組の方向性

平成27年度の介護保険法の改正により、包括的支援事業（社会保障充実分）に「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症の総合支援」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」が位置付けられました。高齢者なんでも相談室は、こうした事業にも密接に関係しています。《87頁図1-2-2参照》

地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させるため、平成30年度施行の改正介護保険法により、市町村と高齢者なんでも相談室は、高齢者なんでも相談室の事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされ、これまで努力義務とされてきた評価が義務化されました。

市では、既に平成25年度（評価期間：平成24年度）から、流山市地域包括支援センター運営協議会が評価委員（学識経験者、被保険者の代表等）を選出し、独自の評価指標を策定して、評価を行っていましたが、令和2年度（評価期間：令和元年度）からは国が策定した全国統一の評価指標が示されたため、それを用いて、事業評価を行っています。その評価結果を踏まえて、事業の質の向上のために必要な改善を図っています。評価結果は、市ホームページや各高齢者なんでも相談室で閲覧できます。

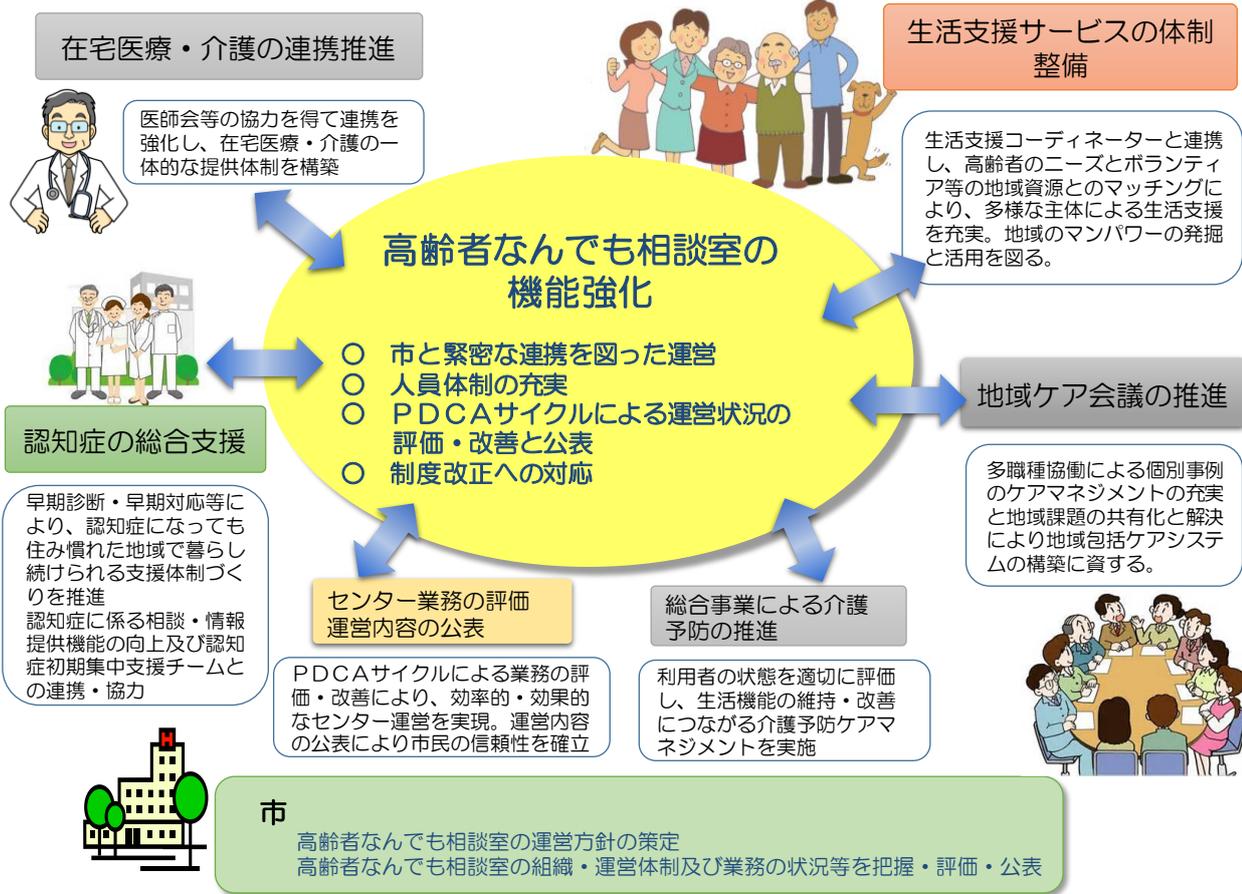
高齢者なんでも相談室が早期にかつ予防的に支援を開始するためには、高齢者なんでも相談室をより多くの市民の方に知っていただくことが重要です。

高齢者なんでも相談室に係る認知度について、「知っている」と答えた人数割合は63.6%（「利用したことがある」12.0%、「何をしているところか知っていた」15.5%、「名前だけは知っていた」36.1%）と前回に引き続き、6割を超えています。今後も引き続きさらなる周知に努めます。

また、コロナ禍においても、チラシでの情報発信やZOOMを用いた会議の実施、少人数での会議開催等を行っており、住民や関係機関とのつながりを絶やさないう、機能維持に取り組まれました。今後も、関係機関や地域住民との連携をさらに強化していきます。

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

図 1-2-2) 高齢者なんでも相談室に関する取組の状況



【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	地域ケア会議開催数	32回	47回	35回

【取組の方向性】

1. 市と高齢者なんでも相談室は、一体性や緊密な連携を図りながら、公平・公正、かつ、適切な運営を確保します。
2. 高齢者数の増加への対応、事業の充実、体制の強化を引き続き継続していきます。業務量に対する必要な人員の増員や増設等の体制については、状況を見極め、対応を図ります。
3. 高齢者なんでも相談室第三者評価事業を継続し、PDCAサイクルに基づくセンター業務の質の向上を図るとともに効果的な運営を実施していきます。
4. 地域で暮らす高齢者の最も身近な相談窓口であるために、引き続き高齢者なんでも相談室の周知に努め、高齢者のみならず、相談者である家族等すべての世代への認知度を高めていきます。
5. 8050問題やダブルケア*・ヤングケアラー*等の高齢者やその家族を取り巻く複雑・複合化する課題に対し、重層的支援体制整備事業と連動して関係機関や障害・児童・生活困窮等の各分野とも連携を強化させ、適切な支援に繋がるように対応していきます。

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

6. 住み慣れた地域で本人らしい暮らしが継続できる地域づくりを推進するために、高齢者なんでも相談室と市が主催・共催し、地域の関係者全体で地域の課題について考えていく地域ケア会議《89頁 図 1-2-3 参照》を推進します。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	地域ケア会議開催数	合計 36 回	合計 36 回	合計 36 回
	○ 市域地域ケア推進会議	(1 回)	(1 回)	(1 回)
	○ 圏域別地域ケア推進会議 ・地域ケア個別会議	(30 回)	(30 回)	(30 回)
	○ 自立支援型地域ケア会議	(5 回)	(5 回)	(5 回)

(2) 重層的支援（生きづらさ包括支援）の推進

① 重層的支援体制整備事業（福祉政策課）

【事業概要】

既存の支援制度の狭間に置かれ、あるいは複雑化・複合化した課題を抱える世帯を支援するため、重層的支援体制整備事業を令和6年度から実施します。同事業は、既存の社会資源を活かしながら、縦割りを取り払い、断らない相談支援体制を築くとともに、重層的支援会議による関係機関の役割分担の調整、相談に来られない人へのアウトリーチや伴走型支援、参加支援事業による居場所づくりなどを特色とします。

【取組の方向性】

流山市生きづらさ包括支援事業実施計画（重層的支援体制整備事業実施計画）に基づき、高齢・障害・子ども・生活困窮など、年齢や属性による縦割りを超えて、多機関協働事業による関係機関の役割分担を踏まえて、対象者への訪問や自立に向けたコーディネート活動など、生きづらさを抱える市民に支援の手を届けます。

支援に際しては、行政、福祉施設、NPO など関係機関の参加する支援会議を開催し、連携と情報共有を図ります。

(3) 高齢者福祉サービスの充実

① 布団乾燥消毒サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活維持及び健康保持を図るため、寝たきり高齢者、または高齢者のみの世帯で布団を干すことが困難な方のお宅に月2回、布団乾燥車を派遣し乾燥消毒を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	登録者数	44人	42人	44人
	利用回数	938回	790回	755回

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、布団乾燥消毒サービスの利用者も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	登録者数	44人	46人	48人
	利用回数	950回	1,000回	1,050回

② 高齢者外出支援サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の重度化を防止するため、ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の方で、加齢による身体機能の低下、心身の障害などの理由で他人の介助によらずタクシーその他の交通機関を利用することが困難な方に対して、受託事業者が移送車両で自宅の玄関から病院や介護保険サービス事業所の入り口までの移動及び乗降時の介助を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	登録者数	213人	221人	263人
	利用回数	3,703回	4,098回	3,873回

【取組の方向性】

高齢者人口の増加に伴い、高齢者外出支援サービスの利用者も増えていくことが見込まれます。高齢者の自立した日常生活の継続及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、世帯の状況を十分調査して柔軟に対応していきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	登録者数	230人	240人	250人
	利用回数	4,500回	4,700回	4,900回

③ 高齢者訪問理美容サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の重度化を防止するため、理容院または美容院に出向くことが困難な在宅高齢者を対象に、訪問による理美容サービスを提供することによって、継続した在宅生活の維持と質の向上を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	登録者数	33人	37人	44人
	利用回数	77回	66回	48回

【取組の方向性】

高齢者の増加に伴い、訪問理美容サービスの対象者も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	登録者数	40人	43人	46人
	利用回数	80回	90回	100回

④ 緊急通報装置の給付（高齢者支援課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急時に消防本部と連絡が取れる緊急通報装置を給付することにより、安心した在宅生活を送れるよう支援します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	緊急通報装置設置件数	11件	15件	15件

【取組の方向性】

単身高齢者の増加に伴い、緊急通報装置の設置台数も増えていくことが見込まれることから、利便性・多機能な緊急通報装置の導入を検討してまいります。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	緊急通報装置設置件数	15件	18件	21件

⑤ 高齢者セーフティネット活動支援事業（高齢者支援課）

【事業概要】

市内のひとり暮らしの高齢者等に対し、地域住民による訪問またはさりげない見守り等の高齢者セーフティネット活動を支援し、孤独感の解消と安否確認をするとともに、ふれあいと支えあいのある心豊かな地域福祉社会づくりを推進します。

【取組の方向性】

高齢者が地域で安心して暮らすために見守りをはじめとしたセーフティネット活動を実施する各地区社会福祉協議会への支援を通じて、地域住民が行う福祉活動の推進を図ります。

⑥ 給食サービス（高齢者支援課）

【事業概要】

食事の調達が困難なひとり暮らし等の高齢者を対象に、昼食又は夕食を週1回から週3回までの範囲内で、対象者の健康状態に合わせたメニュー（普通食・疾病に応じ、塩分摂取量やたんぱく質摂取量、カロリー摂取量を調整した療養食・咀嚼機能に支障のある方に配慮したやわらか食などの介護食）の提供を行うことで在宅生活の継続を支援します。

【取組の方向性】

利用対象となる高齢者の状態に従って、次の3区分により給食サービスを実施します。なお、いずれの区分についても、高齢者のみの世帯が対象となります。

区分	利用対象者
栄養改善配食サービス	栄養改善の必要な要支援者等を対象とした給食サービス
栄養改善の必要な高齢者の食の自立支援配食サービス	栄養改善の必要な高齢者を対象とした給食サービス
高齢者給食サービス	食事の調達が困難な高齢者を対象とした給食サービス

* 栄養状態の改善の必要性については、申請に基づき高齢者なんでも相談室の専門職がアセスメント（評価）を行い、決定します。

⑦ 高齢者等ごみ出し支援事業（クリーンセンター）

【事業概要】

家庭ごみをごみ集積所まで排出することが困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障害者又は障害者のみの世帯等に対し、家庭ごみを戸別収集することにより、在宅での生活を維持できるように支援します。

支援の可否の決定に当たり実施する事前調査（面談）に、利用者の親族及びケアマネジャー（または地域包括支援センターの職員等必要と判断した方）に同席していただきます。

【取組の方向性】

家庭ごみの排出を支援するとともに、家庭ごみの排出状況に異変等が確認された場合には親族やケアマネジャー等に状況確認を行い、適宜福祉部門と連携して支援します。

(4) 高齢者が安心して居住する場の確保

① 高齢者の住み替え支援（建築住宅課・高齢者支援課）

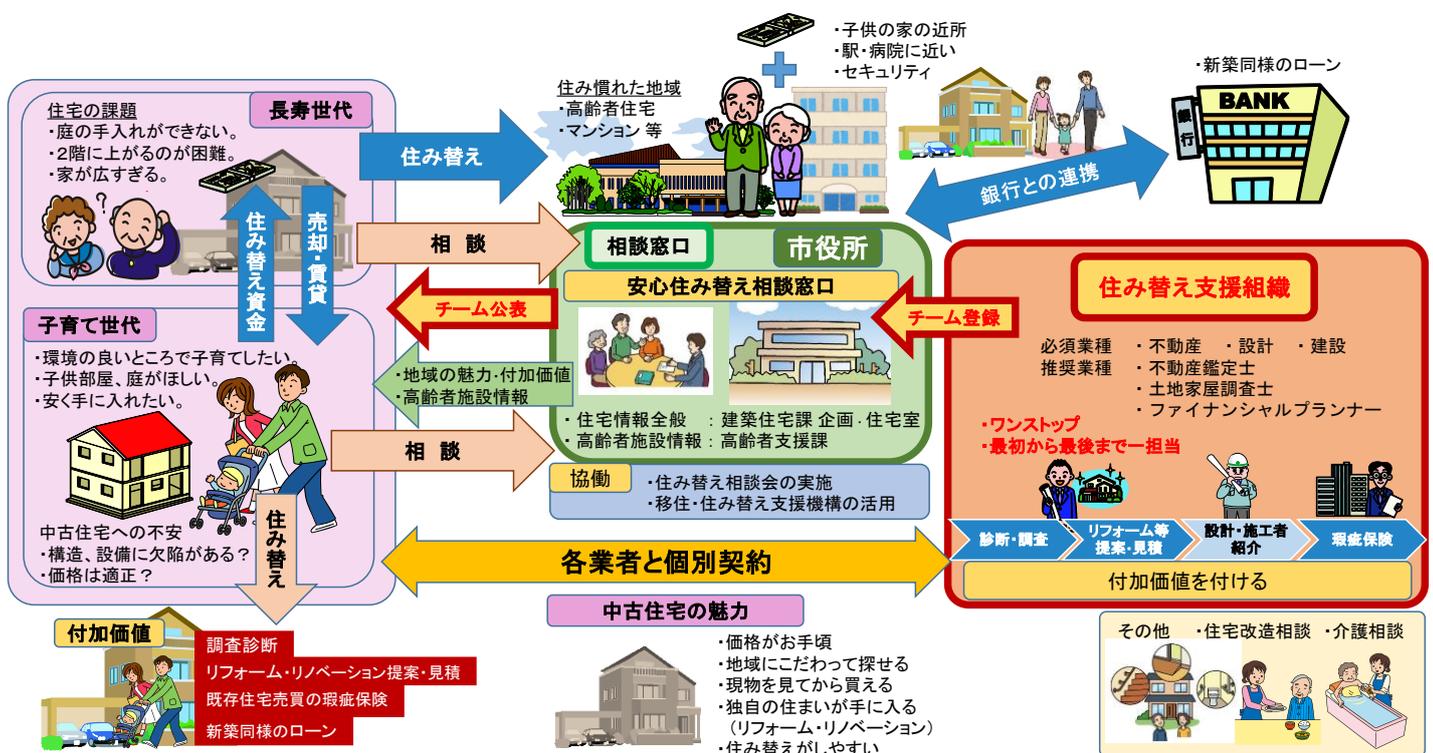
【事業概要】

既存市街地を中心に高齢化が進む中で、所有する戸建住宅の維持管理や日常生活が難しくなり、住み続けることが困難になる高齢者が増えています。住宅の賃貸や売却、リフォームや二世帯住宅への建て替え、マンションへの住み替えや高齢者向け住宅等への入居など、高齢者の住み替えに関する相談窓口を設け、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援します。

【取組の方向性】

高齢者の住み替えやその後の土地・建物の有効活用を支援する「高齢者住み替え支援制度」や住み替え相談会などを通じて、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援していきます。

図 1-2-4) 高齢者住み替え支援制度



② ケアハウス（高齢者支援課）

【事業概要】

原則として60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢のために独立して生活するには不安が認められ、家族の援助を受けられないといった自立生活に支障のある高齢者の居住場所として、ケアハウスの情報を提供します。

【取組の方向性】

ケアハウスへの入居を必要とする方に対して、既存施設の情報を丁寧に説明していきます。

③ 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（高齢者支援課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えている中、身体状況・生活スタイルに適した居住空間が求められています。バリアフリー化され暮らしやすい環境を考慮した住まいとして、民間活力によって、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備を進めるとともに市民への施設情報の提供に努めます。

【取組の方向性】

日常生活に不安を抱える高齢者の安心した住まいとしての活用や、訪問介護や通所系サービスなどの利用により介護がより必要な状態になっても、生活の継続ができる住まいとして期待されています。また、質の確保を図るため介護サービス相談員*の活用や未届けの有料老人ホームが確認された場合は千葉県に情報提供を行います。

一方で、入居に際しては、出来る限り流山市民を優先入居させること、他市の被保険者の入居については住所地特例により対応することなど適切な事業者指導を行います。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていないものの設置状況（令和6年1月1日現在）

項目	箇所数	総定員数
住宅型有料老人ホーム	24 か所	1,335 人
サービス付き高齢者住宅	23 か所	1,002 人

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

(5) 在宅の居住環境の整備

① 住宅改修支援事業（介護支援課）

【事業概要】

介護支援専門員*（ケアマネジャー）に対して、ケアプラン*の利用のない場合の住宅改修に係る理由書作成に対する支援を行うことで、適正な住宅改修を支援していきます。

【取組の方向性】

ケアプラン利用のない方の住宅改修の支援として、引き続き実施していきます。

② 住宅改造費の助成（高齢者支援課）

【事業概要】

運動機能の低下や身体に障害があることで在宅生活に支障がある高齢者（要介護・要支援認定を受けている方）が、住み慣れた自宅で安心して暮らせる住環境づくりを支援するため、介護保険の住宅改修に加えて住宅改造費の一部を助成しています。

【取組の方向性】

手すり等のバリアフリー設備の設置費用の一部を助成することで、引き続き自宅での生活を安心して継続できるよう支援するとともに、自宅での転倒を始めとした重傷事故の抑制を図っていきます。また、介護保険サービスによる住宅改修と重複しているため、制度設計について検討してまいります。

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

(6) 介護家族の負担の軽減

介護が必要な方を支える家族等介護者は、身体的な負担だけでなく、経済的負担や精神的負担など様々な問題を抱えやすい状況にあります。

要支援・要介護認定者調査（在宅介護実態調査）より、主な介護者、主な介護者以外の家族・親族が「仕事を辞めた」または「転職した」と回答した割合は、合わせて10.0%でした。また、主な介護者の方が「今後も働きながら介護を続けていけそうですか」に対して、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」と回答した割合の合計は15.8%で、介護による離職をする者の割合は一定数いる状況です。離職の問題は、経済的な負担のみならず、社会とのつながりの希薄化など精神的負担にも繋がります。

介護家族の方の負担軽減のために、高齢者なんでも相談室といった相談窓口のさらなる周知や認知症の方を支える家族の会≪109頁参照≫などの各種事業を通して、家族の健康を守るとともに、さらなる支援の充実に取り組んでいきます。

① 在宅高齢者家族介護用品支給事業（介護支援課）

【事業概要】

介護度中重度の高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給します。

【取組の方向性】

介護用品と引き換えられる利用券の支給を行うことにより、介護する家族の経済的・精神的負担を軽減し、在宅生活の継続を図ることができるよう支援します。

② 認知症高齢者等見守り事業（介護支援課）

【事業概要】

認知症等により行方不明となった際の早期発見・保護を図るため、QRコード付き見守りシールを交付します。また、見守り事業に登録された方は個人賠償責任保険にも加入できます。

図 1-2-5) QRコード付き見守りシール



QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【取組の方向性】

QRコード付き見守りシールの市民への周知をさらに進め、地域全体での見守り体制の構築に向けて取り組んでいきます。

③ 徘徊高齢者家族支援サービス事業（介護支援課）

【事業概要】

徘徊高齢者を在宅で介護する家族を対象に、徘徊高齢者位置探索情報提供サービスの登録料の一部を助成します。

【取組の方向性】

介護する家族の負担軽減と徘徊高齢者の安全の確保に寄与するため、引き続き実施してまいります。

④ 在宅高齢者家族介護慰労事業（介護支援課）

【事業概要】

介護保険を利用していない重度の要介護認定高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、慰労金を支給します。

【取組の方向性】

要介護者の家族に対して、介護を慰労するとともに在宅生活の継続を支援します。また、必要により適切な介護サービスの利用について提案を行います。

3 住み慣れた地域・在宅での生活の継続を支える体制づくり

(1) 地域で安心して暮らすための支援

① 防火・防災・感染症対策に係る体制整備 (防災危機管理課・健康増進課・社会福祉課・介護支援課・福祉政策課・予防課)

【事業概要】

近年の大規模な災害や新型コロナウイルス感染症、火災の発生等を踏まえ、取組を行います。

高齢者等の要配慮者の避難を想定し、「福祉避難所」を確保します。

高齢者世帯の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより、火災予防を推進します。

【取組の方向性】

災害対策基本法、地域支え合い活動推進条例、地域防災計画及び避難行動要支援者避難支援計画に基づき、要支援者の避難支援に当たる自治会や関係機関に、平常時から「避難行動要支援者名簿（支え合い活動対象者名簿）」を提供し、災害時に地域において迅速かつ円滑に避難支援活動が行える体制の構築に努めます。《100頁参照》また、個別避難計画の策定に取り組みます。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、新型インフルエンザ等の感染症発生に備えた健康危機管理体制の整備に努めます。

特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を福祉避難所として使用することについて、社会福祉法人等と協定を締結しています。なお、施設入所者への感染症の感染を防止する観点から、今後は、通所系事業所等の福祉避難所としての活用についても研究、検討をしていきます。

高齢者世帯の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより火災予防に努めていきます。

② 防犯対策（コミュニティ課）

【事業概要】

高齢者が電話 de 詐欺等の被害に遭わないよう、「広報ながれやま」やホームページ等での注意喚起や所轄警察署等の関係機関と連携し街頭啓発を行うなどの活動を実施することで防犯意識の向上を図ります。

【取組の方向性】

所轄警察署及び関係機関と連携し、啓発品の配布や街頭啓発を行うなどの活動を実施していきます。高齢者が犯罪に遭わないよう、「広報ながれやま」やホームページ等での注意喚起や安心メール及び市 LINE 公式アカウントで市内犯罪発生情報を随時配信します。また、防犯関係団体からは犯罪情報を文書で配布するなど、引き続き防犯啓発に取り組んでいきます。

③ 交通安全対策（道路管理課）

【事業概要】

全体的な交通事故件数が減少傾向にある中で、高齢者が関係する交通事故は、件数は減少しているものの、全体の事故件数に対して占める割合は増加傾向にあるため、交通安全教育の充実及び啓発指導などを推進します。

【取組の方向性】

警察、交通安全団体、自治会等と連携し、高齢者が参加しやすい交通安全教室を推進し、反射材等の積極的な活用による夜間事故の防止や自転車の正しい乗り方などの周知を図ります。

また、近年全国的に課題となっている、高齢運転者が事故を起こし加害者となることを防止する取り組みや、居住地付近での事故発生が多い傾向が見られるため、各地域、生活に密着した交通安全運動など、高齢者の特性に応じた対策を推進します。

(2) 地域における支え合い活動の推進

① 地域支え合い活動の推進（福祉政策課）

【事業概要】

流山市の地域支え合い活動は、一人暮らし高齢者等の孤立死防止と災害時の支援を目的に、市や自治会等、民生委員・児童委員、高齢者なんでも相談室、警察、消防などの関係機関、事業者等が連携・協力して、地域における日常的な見守りや災害時の避難支援のための活動を推進し、地域ぐるみで支え合うための仕組みです。《101頁図1-3-1参照》

地域支え合い活動推進条例に基づき、75歳以上の高齢者世帯、要介護認定や障害をお持ちの方など支援が必要な方の情報について、意向を確認したうえで「支え合い活動対象者名簿」に登載し、市と協定を結んだ自治会等や関係機関に名簿を提供しています。

提供する名簿に基づき、市と自治会等、関係機関が連携・協力して、自治会等を主体とした地域における日常的な見守りや災害時の避難支援のための活動を推進しています。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	協力自治会等数	122自治会等	123自治会等	125自治会等
	協力自治会等における名簿登載者数の割合	87.3%	87.4%	87.1%

【取組の方向性】

地域支え合い活動推進条例に基づき、平成27年度から事業を開始して以降、協定を締結した協力自治会等は125自治会等まで増加し、協定に基づき協力自治会等へ提供できた名簿の登載者数は11,790人、名簿登載者数全体に占める割合は87.1%となりました。（令和6年1月末現在）

提供した名簿を活用し、それぞれの地域の実情に応じて、日常的な見守りや平常時から災害時に備える様々な支え合い活動が着実に広がってきました。

今後も、さらに多くの自治会に地域支え合い活動に参加してもらえるよう、民生委員・児童委員や高齢者なんでも相談室とも連携して普及啓発に努めるとともに、協定締結後も活動の定着と継続が図られるよう、活動の手引きや事例集の発行、講演会、出前講座等による自治会等への情報提供や報償費の支給を通じて、継続的に支援を図ります。

また、災害や急病等の緊急時に安否確認や救急対応が円滑に行えるよう、民生委員・児童委員や自治会等、高齢者なんでも相談室、ケアマネジャー等と連携し、救急情報カード・救急情報セットの普及を図ります。《101頁図1-3-2参照》

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	協力自治会等数	129自治会等	132自治会等	135自治会等
	協力自治会等における名簿登載者数の割合	88.0%	88.3%	88.6%

② 生活支援コーディネーターの配置（高齢者支援課）

【事業概要】

「生活支援コーディネーター」は、地域の高齢者が抱える生活支援ニーズや地域の課題を把握し、ニーズに応じた支援のほか、関係者間のネットワークづくりや課題解決に向けた役割を担います。

市内に生活支援コーディネーターを1名配置し、高齢者なんでも相談室等と連携し、社会資源の把握や支援ニーズの収集に努めています。

【取組の方向性】

生活支援コーディネーターが把握した地域課題について、市は必要に応じ、関係機関とともに課題の解決に向けた取組を検討していきます。

国のガイドラインでは、NPO、社会福祉法人などの地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体の設置を図ることが示されていますが、既存のさまざまな会議を活用し、必要に応じて部会を立ち上げる等により、柔軟に対応していきます。

地域資源を活かした活動や社会参加に向けた支援などのコーディネート機能を重層的支援体制整備事業として取り組みます。

また、高齢者が生涯現役を目指した活動ができるように、支援が必要な人やそのニーズと活動を希望する人・団体等を繋ぐコーディネート機能をさらに強化していきます。

図 1-3-1) 地域支え合い活動推進条例における各主体の役割と連携のイメージ

地域支え合い活動 - 孤立死防止と災害への備え-

ニーズ・情報を共有 - 日常からの関係づくり-



対象要件に該当する方には、市から登録意向確認のための調査票を送付しています。
※登録を希望する方の随時申出も可能です。(福祉政策課 04-7196-6605 まで)

地域のチカラ - 少しずつ・できることを・できる範囲で -

図 1-3-2) 救急情報カード・救急情報セットの活用

もしもの時に備えて - 救急情報カード・救急情報セットの活用-

緊急時・災害時のスムーズな安否確認のために

- 外出時に常時携帯する
- 冷蔵庫の扉に貼る
- 救急情報セットの活用
(冷蔵庫内に保管)

高齢者のみ世帯、障害者手帳をお持ちの方、要介護認定を受けた方



- ・緊急連絡先
- ・健康状態
(医療・服薬・生活状況)
- ・地域の支援者(向こう3軒両隣)
- ・災害時の配慮事項

内容に変更があった際は更新を

信頼できる方に緊急連絡先を事前に提供

市役所(福祉政策課)、親しいご近所の方、友人、ケアマネジャー、地域で見守りをしている自治会関係者・民生委員 など ※提供は任意です

記入日		年	月	日
救急情報カード				
<small>～急病・災害時における救急隊員や地域の支援者への情報提供カードです～</small>				
本人の情報	フリガナ	氏名	性別	男・女
	氏名	血液型	A・B・O・AB	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月 日
	住所	流山市		
緊急時の連絡先	フリガナ	氏名	本人の所属	
	住所	本人の所属		
緊急時の連絡先	フリガナ	氏名	本人の所属	
緊急時の連絡先	住所	本人の所属		
医療に関する情報 ※記入欄が足りない場合は別紙等に記載してください				
治療中及び過去の病名	手術歴	かかりつけ病院 医師		
過去・現在	年 月 日	病院	先生	
過去・現在	年 月 日	病院	先生	
アレルギー対応	無・有()			
※自宅での保存の際は、「お蔵手帳」のコピーを備えてください。				
ご近所・支援機関等(普段親しくしている・支援を受けている等)				
名前・事業所名(担当者)	関係性	電話番号		
	ご近所・事業所・その他			
	ご近所・事業所・その他			
伝えたいこと(災害時の配慮事項・特別な医療行為など)				
			担当	民生委員・児童委員
			担当	自治会
病歴・お薬・緊急時の連絡先等の大事な情報は、定期的な更新を				
<small>(問い合わせ・市役所への提供先) 流山市役所 社会福祉課 電話:04-7150-6079 (直通) FAX:04-7158-2727 Mail:bokenfukushi@city.nagayama.chiba.jp</small>				

(3) 介護と医療の連携推進

流山市在宅医療介護連携推進事業（介護支援課）

地域包括ケアシステムを確立するためには、24時間365日、在宅療養者が安心して過ごせる環境づくりとして、とりわけ医療と介護の連携が重要であるとされています。

そこで、医療や介護の関係職種が円滑に在宅療養者を支援できる総合的、一体的な仕組みの構築を図ることを目的としています。

ア) これまでの取組

「医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心・安全に自分らしく生活ができる。希望すれば最期は自宅で亡くなることができる。」を理念に掲げ、市内の医療、介護の職能団体の代表からなる「流山市在宅医療介護連携会議」で在宅医療介護連携に関する課題を抽出して課題解決に取り組んでいます。

主な取組としては、医療・介護の専門職が連携し、協働できる関係作りや質の向上のため、多職種で研修（介護と医療をつむぐ会）を重ねてきました。また、在宅療養者を支える医療や介護のチームが効率的・効果的に支援できるようICT（Information and Communication Technology）を活用した情報共有システムを運用してきました。

市民啓発として医療介護に関する講演会の開催や「おうち療養情報紙」《下記 図 1-3-3 参照》の全戸配布、出前講座を実施しています。

図 1-3-3) おうち療養情報紙（第8号一部抜粋）

流山市 おうち療養情報紙 第8号

令和4年 3/21 **もっと安心 ずっと流山**

発行：流山市 お問い合わせ：流山市役所健康福祉部介護支援課
〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1 TEL 04-7150-6531 FAX 04-7159-5055



令和3年度市民公開講座 流山版 自宅で最期まで過ごすための準備
～在宅医療・介護の実際を知ろう～

流山市で行った高齢者等実態調査において、介護が必要になった時に「介護保険制度に基づいた介護サービスを利用して自宅で暮らしたい。」と回答した割合が最も多くなっています。いざという時に「望んだ暮らし」を選択でき、安心して療養生活を送るためには、療養に関する知識を深めていただくが必要であると考え、「市民公開講座」や「おうち療養情報紙」での発信を続けています。

今年の市民公開講座は、在宅療養では様々な支援が受けられること、希望すれば最期まで自宅で過ごせることを知っていただけるよう、在宅医療・介護サービスの専門職から講話いただきました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、ウェブ上（YouTube）で期間限定（令和3年12月1日～12月10日）の配信でしたが、ご覧になった方からは「自宅で最期まで暮らせることがわかって安心した。」など御意見をいただき好評だったため、今号では講座の内容を紹介します！

講座内容1 自宅での療養を支える医療・介護について
～各講師から「提供している支援」をご紹介します～

訪問介護（介護員）

ケアマネジャー（介護支援専門員）

訪問入浴

イ) 取組の方向性

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築《[図1-3-4](#) 参照》について流山市在宅医療介護連携会議と職能団体、介護と医療をつむぐ会が連動《[104頁](#) [図1-3-5](#) 参照》しながら取り組んでいきます。

第9期においては、特に認知症の方への対応力及び在宅看取りを支える体制の強化を図ります。

また、医師、訪問看護師を中心として、在宅療養支援の実践に役立つ知識・技能の共有を図る症例検討会を定期的に開催することを通じ、在宅療養を支える多職種が連携し、協働できる体制を構築していきます。

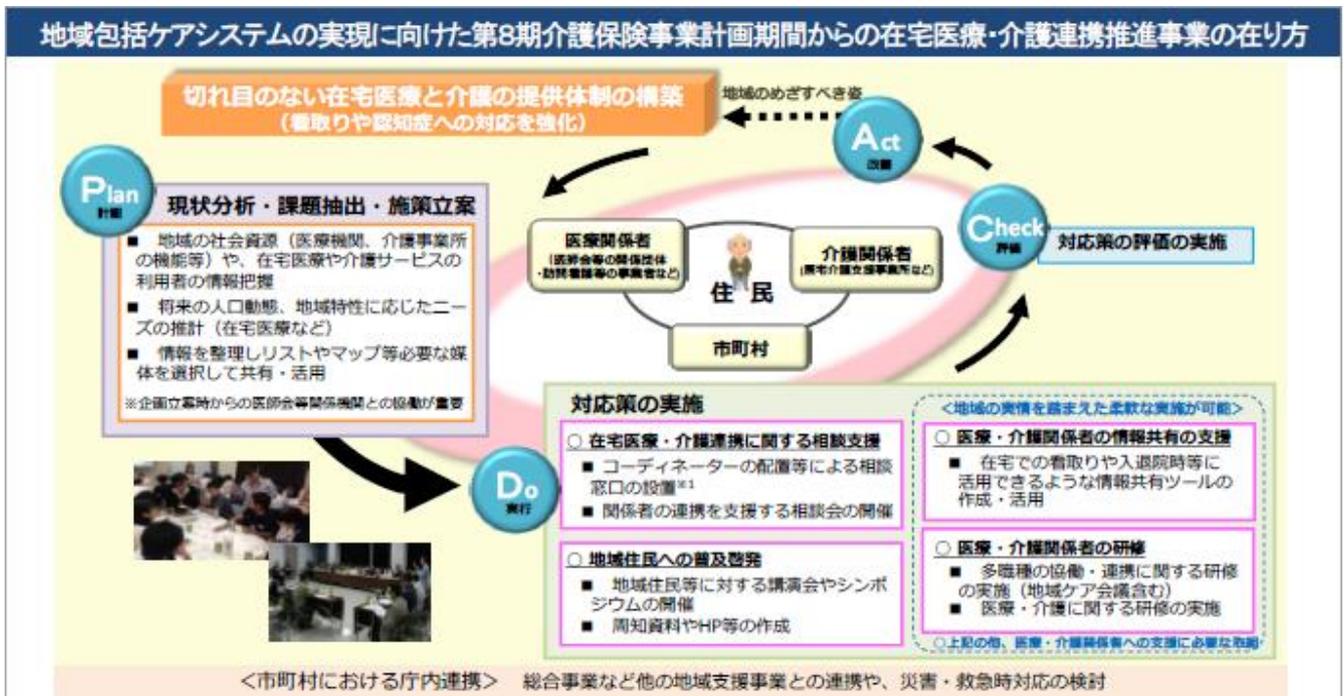
このほか、市民の方が最期まで自分らしく過ごせるよう、元気なうちから御自身の生き方、介護や医療に関する思いを考え支援者に伝える取組である「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」や在宅療養に関する情報提供等市民へ向けた啓発にも取り組みます。

人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の推進

人生会議とは、もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みのことです。自分の思いや希望を周囲の人と共有していれば、万が一、自分が意思表示できなくなっても、家族や周囲の人が、本人の意向を尊重した選択をすることができます。

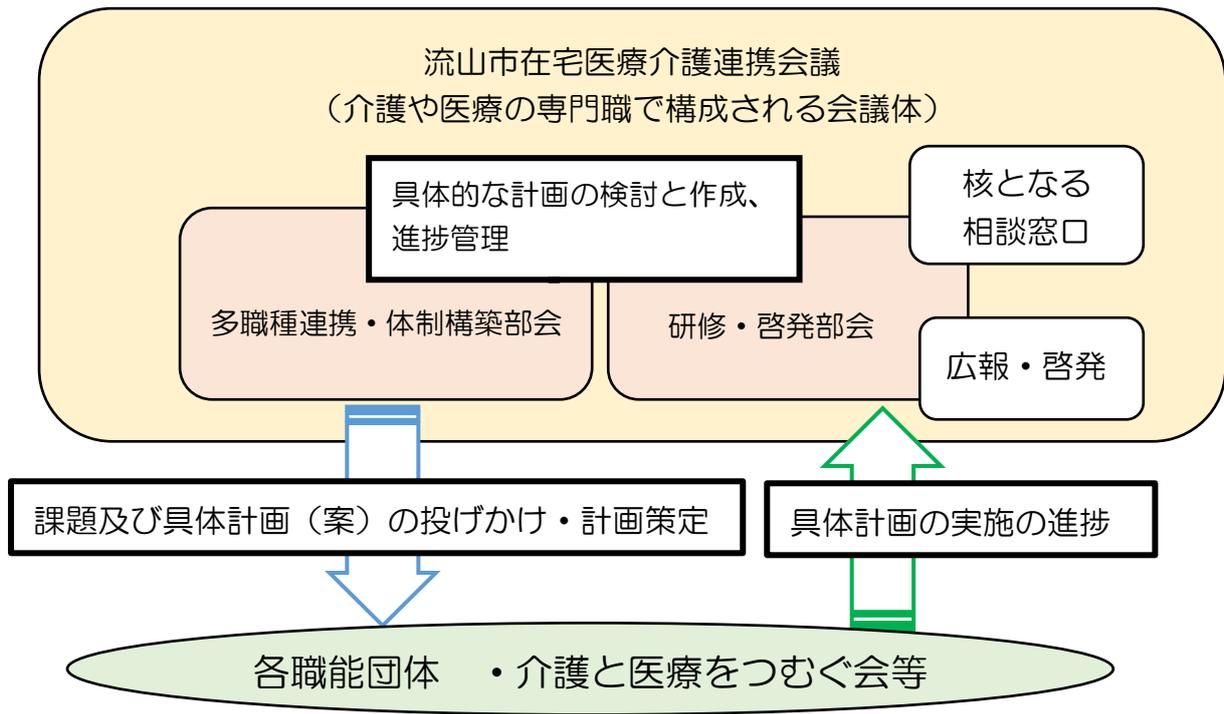
市民への人生会議の普及啓発を目的に、市民公開講座やおうち療養情報紙《[102頁](#) [図1-3-3](#) 参照》、出前講座などを行っています。

図 1-3-4) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築



(厚生労働省 在宅医療・介護推進事業の手引き Ver.3より)

図 1-3-5) 流山市における在宅医療介護連携推進の取組体制



4 認知症に係る総合的な支援

要介護認定者の増加に比例して、認知機能の低下がある方が増え続けていることから「[図 1-4-1](#)参照」、認知症の方に対する支援については、認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）の実現に向けて取組を進めてきました。

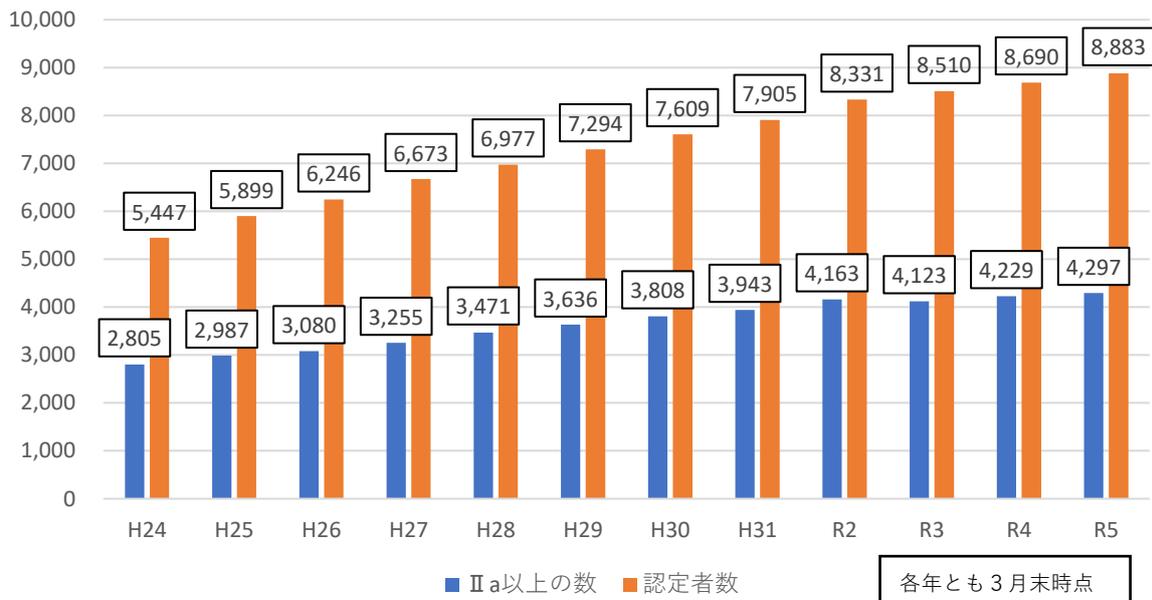
国では、認知症施策推進大綱において、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する」と掲げています。

認知症施策推進大綱の実現のため、第9期でも、引き続き認知症対策に重点的に取り組み、より具体的で効果的な施策の展開を図ります。

なお、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することになりました。この法律では、政府に対して認知症施策の総合かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画を策定することを義務付けています。当該計画が策定された際は、認知症施策推進大綱に変わり、当該計画を基本として市の実情に即した施策を実施していくこととなります。

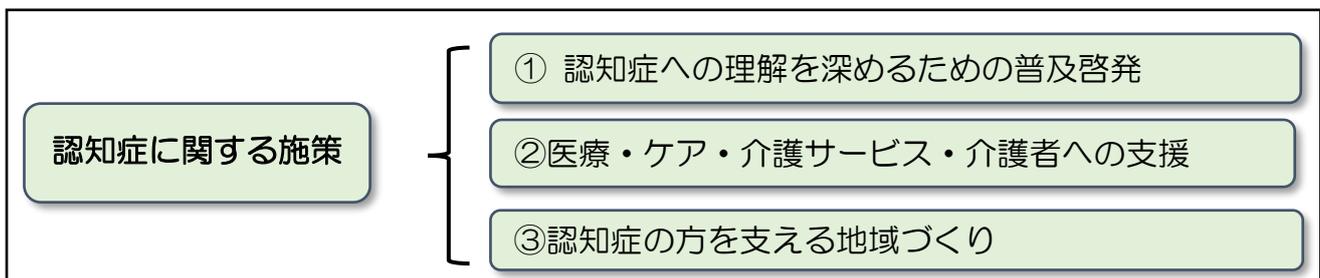
施策の体系として、「①認知症への理解を深めるための普及啓発」、「②医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「③認知症の方を支える地域づくり」に分類し「[図 1-4-2](#)参照」、これらをバランスよく実施していきます。

図 1-4-1) 認知機能の低下があると評価された要介護（要支援）認定者数の推移



*注：[図 1-4-1](#)は、要介護（要支援）認定の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa（買い物、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等）以上の評価を受けた方の数です。

図 1-4-2) 認知症施策の体系



(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発

① 認知症サポーター養成事業（介護支援課）

【事業概要】

主に高齢者なんでも相談室により、地域住民や銀行、スーパーマーケットなどの職場等を対象として、認知症に関する正しい理解の普及を図る、認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症の方やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりの支援者となります。

これまで、地域住民のほか、地域の自治会や小中学校、高校、市役所、企業においても実施してきました。

サポーター養成講座修了者は、令和5年4月1日時点で、21,017人となっています。



図 1-4-3) 認知症サポーターカード

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	認知症サポーター養成講座修了者数	1,009人	1,805人	1,228人
	養成講座を実施した事業所数	1か所	1か所	6か所

【取組の方向性】

認知症を抱える人は今後も増加していくものと見込まれます。したがって、認知症サポーターの養成は、引き続き取り組むべき施策と捉えています。

より多くの市民に受講していただくため、認知症サポーター養成講座を生活に密着したスーパーマーケットや銀行、交通機関職員、警察の方々に受講してもらえるよう働きかけるよう努めます。また、既に認知症サポーター養成講座を受講した方が一歩前進した学習や実践的な活動ができるような機会を設けていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	認知症サポーター養成講座修了者数	2,500人	2,500人	2,500人
	養成講座を実施した事業所数	5か所	5か所	5か所

② 認知症に関するイベントの開催（介護支援課）

【事業概要】

地域住民の認知症に対する理解を深め、認知症になっても安心して生活を続けられる地域づくりを進めるため、地域住民を対象とした認知症に関するイベント等を開催しています。

また、世界アルツハイマー月間（9月）に合わせ、9月を「認知症月間」とし、普及・啓発に限らず認知症に関する各種イベントを実施し、相乗的な普及効果を図っています。

【取組の方向性】

「認知症月間」を中心に、認知症に関する講演会や体験型のイベント、広報紙など、広く市民を対象に普及啓発をはじめ、認知症に関するイベント等を実施していきます。

(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

① 認知症地域支援推進員 (介護支援課)

【事業概要】

認知症地域支援推進員は、認知症の方の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐ連携支援のほか、認知症ケアパス「知って安心 認知症安心ガイドブック」(108頁 図 1-4-5参照)の作成・普及、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行います。

【取組の方向性】

引き続き、各高齢者なんでも相談室や市内の高齢者福祉施設へ配置し、認知症の相談窓口の一つとして取組を継続します。

② 認知症初期集中支援チーム (介護支援課)

【事業概要】

認知症の方への対応は、その発症の早期の時点において、本人及び家族に対し、医療機関への受診、必要に応じた介護サービス等の利用に結びつけることが重要です。

早期の対応を行う仕組みとして、流山市在宅医療介護連携拠点事業で検討・議論し、介護支援課に「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。その役割は、認知症サポート医や専門医からの助言を受けつつ、本人の居宅を訪問し、その状態を観察・評価して、医療・介護のサービスや制度の利用につながるように包括的・集中的に支援するものです。(図 1-4-4参照)

【取組の方向性】

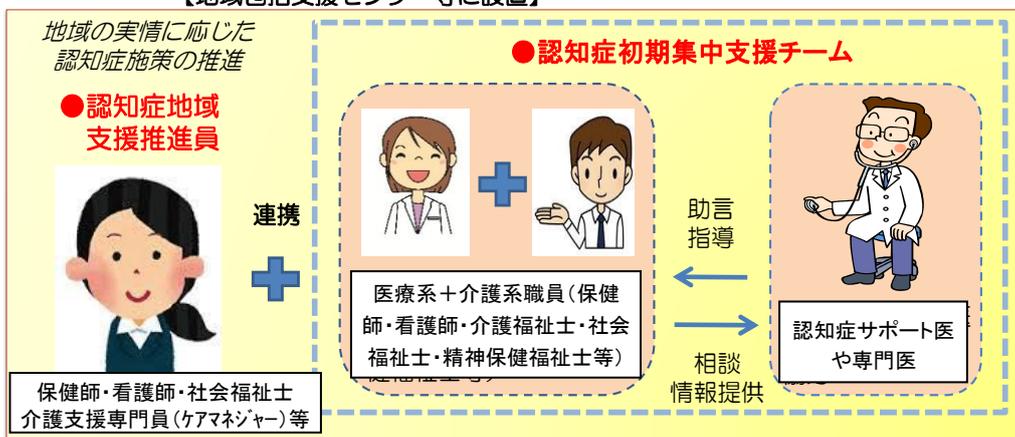
引き続き早期対応に努め、対応方法のノウハウの構築や関係機関とのスムーズな連携体制の構築を目指していきます。

図 1-4-4) 認知症初期集中支援チーム等のイメージ



複数の専門職による個別の訪問支援
受診勧奨や本人・家族へのサポート等)

【地域包括支援センター等に設置】



③ 認知症ケアパス（状態に応じたサービス提供の流れ）の普及（介護支援課）

【事業概要】

標準的な認知症ケアパスとは、認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、認知症の方が、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや成年後見制度等を利用すればよいか、大まかな道筋を示したものです。

本市では、標準的な認知症ケアパスの内容に加え、認知症に関する基本的な知識や、相談窓口、介護予防など、認知症に関する情報を整理し、流山市認知症ケアパス「知ってて安心 認知症安心ガイドブック」を作成しています。ホームページで閲覧することができ、介護支援課、高齢者なんでも相談室等で配布しています。

【取組の方向性】

適時情報を更新し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、相談や認知症に関する講座等の機会等を通じて配布していきます。

図 1-4-5) 流山市認知症ケアパス「知ってて安心 認知症安心ガイドブック」



流山市 認知症ケアパス

④ 認知症の方を支える家族の会（介護支援課）

【事業概要】

介護者支援のため、家族（介護者）同士の情報交換や交流を図ることを目的として、市及び高齢者なんでも相談室が隔月で認知症の方を介護する家族のための集いを開催しています。助言者や専門職から認知症に関する情報提供やアドバイスをおこない、介護者の心身の健康保持や介護負担の軽減に努めています。

【取組の方向性】

引き続き認知症の方と家族の会千葉県支部や認知症サポート医などの助言者を招き、介護者の精神的負担の軽減を図られるよう運営していきます。

また、これまでに民間事業者が主催する「認知症カフェ」が立ち上がっており、第9期においても、高齢者なんでも相談室と連携し、広報への協力や助言者の派遣などにより運営の支援を行います。

⑤ 若年性認知症の方と介護者への支援（介護支援課）

【事業概要】

若年性認知症は、65歳未満に発症する認知症であり、経済的な問題や配偶者に介護の負担が集中するという特徴があります。

また、医療・介護だけでなく雇用や障害等様々な制度に関する支援が必要となります。

このような特徴があることから、若年性認知症の方と介護者を対象に、心身の健康保持や介護負担の軽減のため、本人や家族（介護者）への情報提供や参加者同士の交流、助言者や専門職からアドバイスを行う若年性認知症の集いを開催しています。

また、若年性認知症に関する個別相談を受けた際には、必要に応じ千葉県若年性認知症コーディネーターと適切に連携し、支援しています。

【取組の方向性】

引き続き若年性認知症の方が適切な支援を受けられるようこれらの取組を継続します。

(3) 認知症の方を支える地域づくり

① SOS ネットワーク（高齢者支援課・介護支援課）

【事業概要】

警察、市、学校、介護事業所、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、郵便局等による連携を図るとともに、安心メールや防災行政無線で市民・各機関等にも協力を依頼し、徘徊等による行方不明者を早期に発見・保護し、介護する家族などの安心の一助を図ります。

【取組の方向性】

行方不明者が広域的に移動した場合、1市だけでの対応では困難となっています。また、徘徊等による行方不明者が発生した場合は、迅速に情報共有を行うことが速やかな発見への必須事項になります。なお、夜間や休日の連絡には制約が生じることがあります。

認知症の方や家族の不安感の軽減を図るため、今後も事業の継続を図るとともに、制度の導入を検討していきます。

また、流山市安心メールの登録を推進し、より多くの市民及び事業者等に情報提供を呼びかけられるよう努めます。

② チームオレンジの整備（介護支援課）

【事業概要】

認知症サポーター養成講座を受講して「認知症についての正しい知識」を身につけた認知症サポーターが誕生しています。

地域において認知症の方や家族の困りごとと認知症サポーターをつなげる具体的な取組を進め、認知症になっても安心して暮らせる地域を目指していきます。チームオレンジは、認知症サポーターの認知症の方や家族を「温かく見守る理解者」から一歩進んだ活動で、認知症の方とその家族、地域住民等のサポーターや多職種の職域サポーターがチームを組み、地域の交流拠点などにおいて、地域の認知症の方の話し相手や見守りなど、継続支援の活動を行うものです。

【取組の方向性】

「温かく見守る理解者」から一歩進んだ活動を希望する認知症サポーターの協力により、既存のオレンジカフェや地域での交流拠点において、認知症の方や家族を始め誰もが気楽に参加できる活動の推進を図ります。

また、認知症地域支援推進員や認知症サポーター養成講座の講師を担うキャラバンメイトに、チームオレンジへの協力を働きかけていきます。

5 高齢者の尊厳を守る取り組みの推進

(1) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

① 高齢者虐待防止ネットワーク事業（高齢者支援課）

【事業概要】

高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、高齢者虐待に関わる関係機関及び民間団体との連携強化を目指して、平成20年に「流山市高齢者虐待防止ネットワーク」を組織しました。

ネットワークは、千葉県弁護士会松戸支部、松戸健康福祉センター、流山警察署、流山市医師会、流山市民生委員児童委員協議会、流山市シルバーサービス事業者連絡会、流山市介護支援専門員連絡会、流山市地域自立支援協議会権利擁護部会、流山市内病院相談員連絡会等で構成し、各団体から推薦された委員により、原則年4回程度、会議を開催しています。

【取組の方向性】

第8期では、高齢者なんでも相談室と市で高齢者虐待対応の実施状況と方針確認の会議を毎月開催し、高齢者と養護者への支援方法の検討と社会資源等の情報交換を行いました。さらに、ネットワーク会議を3か月ごとの定期開催とし、ネットワーク委員の専門的な見地からの助言を得ながら、個別の高齢者虐待に対応しました。

ネットワーク会議では、各事例への個別支援を検討しながら、流山市の高齢者虐待の傾向や特徴、取組状況等を検証・分析し、地域の実情に応じた研修会や関係機関の連携強化のためのミニレクチャーを実施しました。

第9期では、国マニュアル（改訂版）に基づき、「流山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」の改訂を行うとともに、上記の取り組みを今後も継続し、重層的支援体制整備事業との連携を含め各関係機関の連携強化及び高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応の意識づけやスキルアップを図ります。

② 消費生活対策（コミュニティ課）

【事業概要】

啓発講座等で消費者被害を未然に防ぐための注意喚起を全世代に向けて行うほか、特に高齢者に向けて福祉会館等の高齢者の目に触れる機会が多い施設などに啓発資料の配架を依頼するなどして周知に努めます。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	啓発講座開催回数	15回	23回	25回
	パネル展開催回数	2回	2回	2回

【取組の方向性】

流山市消費生活センターでの過去3年間の相談件数は1,500件台から1,700件台で推移していますが、高齢者が契約当事者である相談は年々増加しており、令和4年度は60歳以上の相談が全体の40%を超えています。

今後も市内の高齢者数は増加を続けることから、老人会・自治会や地域包括支援センター等での啓発講座を行うなど、高齢者被害の未然防止に努めていきます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	啓発講座開催回数	20回	20回	20回
	パネル展開催回数	2回	2回	2回

(2) 成年後見制度の普及啓発

① 現状と課題（高齢者支援課・障害者支援課）

【流山市高齢者等実態調査からみた現状と課題】

65歳以上の市民を対象として行った実態調査において、成年後見制度について「知っていた」と回答した方は40.0%と最も多く、本制度の認識は高まっていると考えられます。一方で、「名前は聞いたことがあった」と回答した方が39.9%となっていることや、成年後見制度の利用意向について「利用したいとは思わない」または「わからない」と回答した方のうち、その理由について「制度の内容や利用方法がよくわからない」と回答した方が21.7%となっていることから、利用するメリットを含めた成年後見制度の周知を行っていく必要があります。また、成年後見制度に関する相談窓口について「誰に相談したらよいかわからない」と回答した方は18.0%となっていることから、成年後見制度と併せて相談窓口の周知が必要です。在宅要介護・要支援認定者を対象として行った調査においても、同様の傾向となっています。

【成年後見制度の利用促進に向けた取組】

国において、令和4年から令和8年までの5年間を対象とする第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）が策定されました。流山市においてもこれを勘案し、成年後見制度を含む権利擁護支援の計画的な推進を図るため、令和6年から令和8年までの3年間を対象とした「流山市成年後見制度利用促進基本計画」を新たに策定しました。

② 市の取組（高齢者支援課・障害者支援課）

ア) 成年後見申立事業

【事業概要】

身寄りがなく申立てをする親族がない高齢者等に対して市長申立てを行います。また、成年後見人等への報償費の支払いが困難な方を対象に報酬費用の一部または全部を助成することによる経済的な支援を行います。

【取組の方向性】

第9期においても、認知症高齢者数や独居高齢者数の増加に伴い成年後見制度の需要は高まることが見込まれるため、市長申立てや報酬助成による支援を継続していくとともに、報酬助成制度の周知を図り、必要とする人を成年後見制度の利用に結び付けられるよう取り組みます。なお、報酬助成制度については令和5年度から申立者による要件をなくし、対象を拡充しています。

イ) 成年後見中核機関運営事業

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村においては、権利擁護支援を必要とする人が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、関係機関による地域連携ネットワークの構築や、そのコーディネートを行う中核機関の整備に努めることとされています。流山市においては、令和3年度から地域連携ネットワークの中核機関として「流山市成年後見推進センター」を流山市社会福祉協議会への委託により設置しています。

【事業概要】

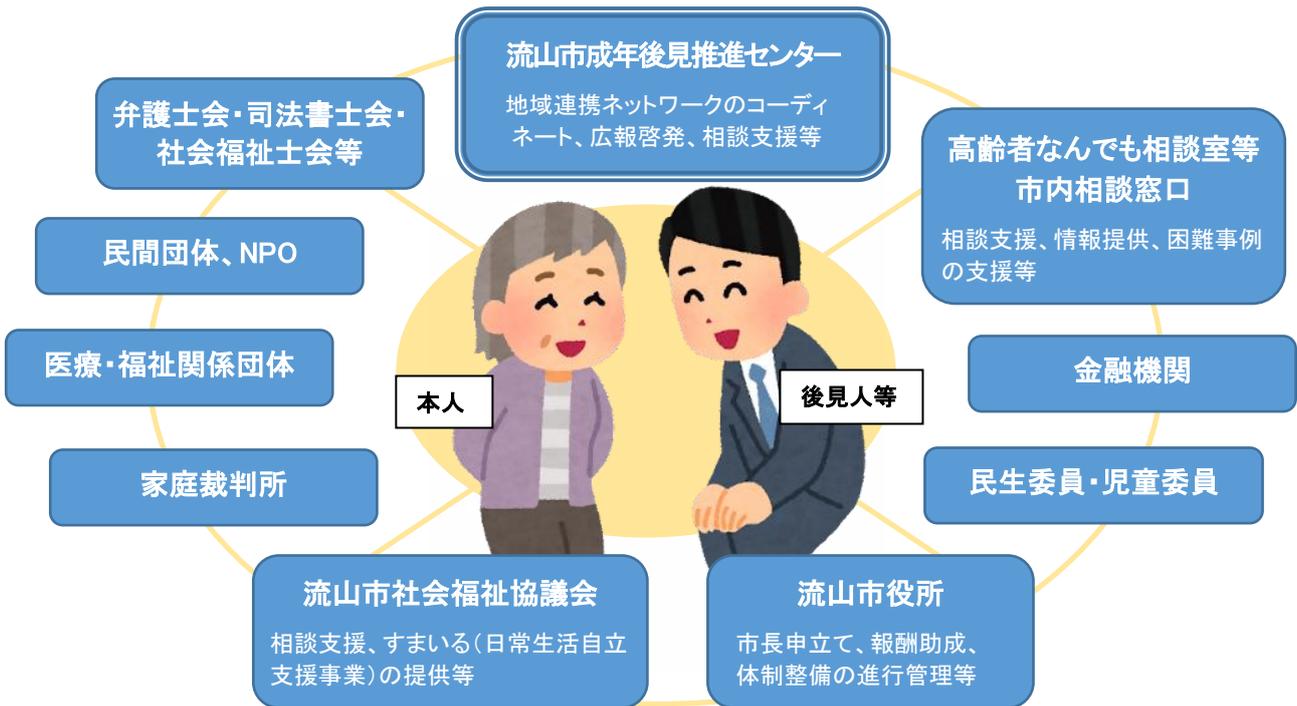
流山市成年後見推進センターにおいて、成年後見制度に関する相談対応のほか、市民向け講演会や専門職に対する研修会、弁護士・社会福祉士による相談会の実施等を通して、制度の普及啓発及び利用促進を図ります。また、法律・福祉の専門職や相談支援機関、市民後見人関係団体等による協議会の運営を通し、関係機関の連携体制の強化を図ります。

【取組の方向性】

第9期においては、成年後見制度等の権利擁護支援が必要な人が、早期の段階から相談につながるよう、地域連携ネットワークを活用し、利用のメリットも含めた成年後見制度等の周知及び相談窓口の周知に取り組みます。また、関係機関による地域連携ネットワークを推進し、本人を中心とした権利擁護支援を支える連携体制の構築を進めていきます。

なお、中核機関における取組や地域連携ネットワークの推進に向けた取組については、流山市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、障害者支援課と連携して実施していきます。

図 1-5-1) 地域連携ネットワークのイメージ



第2章 高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

1 介護保険サービスの安定的な提供

(1) 予防給付サービスの推進（介護支援課）

要支援 1～2の方を対象に、要介護状態にならないよう身体機能の維持・向上を図るサービスです。

【予防給付サービスにおける取組の方向性について】

介護予防サービス受給者へのサービスの提供が充足しているのか、不足しているのかを把握し、必要な介護予防サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

※ 計画値については、令和3年度から令和5年度の給付実績及び今後のサービス利用者数の増加見込みから推計しました。年延人数・回数・日数は年間の推計、実人数は1か月あたりの利用者数の推計です。

① 介護予防訪問看護

【事業概要】

訪問看護が必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	3,313回	3,668回	3,697回
	実人数	55人	55人	62人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	3,902回	3,992回	4,126回
	実人数	60人	62人	64人

② 介護予防訪問リハビリテーション

【事業概要】

訪問リハビリテーションが必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	2,377回	2,261回	2,290回
	実人数	21人	20人	19人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	2,304回	2,243回	2,243回
	実人数	21人	21人	21人

③ 介護予防居宅療養管理指導

【事業概要】

要支援者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理及び指導をします。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	940人	862人	932人
	実人数	78人	72人	78人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	984人	996人	1,008人
	実人数	82人	83人	84人

④ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

【事業概要】

通所リハビリテーションが必要と主治医が認めた要支援者を対象に、当該施設において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	2,033人	1,951人	1,924人
	実人数	169人	163人	160人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	1,968人	1,992人	2,016人
	実人数	164人	166人	168人

⑤ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

【事業概要】

要支援者を対象に、当該施設に短期間入所して入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延日数	269日	245日	283日
	実人数	4人	4人	5人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延日数	163日	248日	248日
	実人数	2人	3人	3人

⑥ 介護予防福祉用具貸与

【事業概要】

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要支援者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、また、要支援者の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	4,737人	5,069人	5,305人
	実人数	395人	422人	442人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	5,616人	5,880人	6,048人
	実人数	468人	490人	504人

⑦ 介護予防特定施設入居者生活介護

【事業概要】

有料老人ホーム等の施設に入居している要支援者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	575人	430人	397人
	実人数	48人	36人	33人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	408人	432人	432人
	実人数	34人	36人	36人

⑧ 特定介護予防福祉用具販売

【事業概要】

要支援者に対し、福祉用具のうち入浴または排せつの用に供するもの等を販売します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	110人	114人	120人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	144人	168人	204人

⑨ 介護予防住宅改修

【事業概要】

要支援者が在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用を助成します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	204人	218人	203人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	276人	300人	324人

⑩ 介護予防支援*（介護予防ケアプランの作成）

【事業概要】

要支援認定を受けた方が介護予防サービスを利用するためには、指定介護予防支援事業所（高齢者なんでも相談室）または自己（本人または家族）で作成するケアプランが必要となります。

要支援認定を受けた方が適切なサービスを利用できるように、指定介護予防支援事業所（高齢者なんでも相談室）が利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護予防サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	6,822人	7,088人	7,455人
	実人数	569人	591人	621人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績値	年延人数	7,656人	7,944人	8,220人
	実人数	638人	662人	685人

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

(2) 介護給付サービスの推進（介護支援課）

要介護 1～5の方を対象に、自立した生活を継続するためのサービスです。

【介護給付サービスにおける取組の方向性について】

介護サービス受給者へのサービスの提供が充足しているのか、不足しているのかを把握し、必要な介護サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

※ 計画値については、令和3年度から令和5年度の給付実績及び今後のサービス利用者数の増加見込みから推計しました。年延人数・回数・日数は年間の推計、実人数は1か月あたりの利用者数の推計です。

■在宅サービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

【事業概要】

居宅において介護を受ける要介護者（居宅要介護者）に対し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、その方の居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をします。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	504,343回	508,809回	526,390回
	実人数	1,492人	1,544人	1,565人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	540,434回	574,593回	622,177回
	実人数	1,642人	1,715人	1,817人

② 訪問入浴介護

【事業概要】

居宅要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	5,498回	5,564回	6,181回
	実人数	92人	93人	97人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	6,294回	6,614回	6,940回
	実人数	116人	122人	130人

③ 訪問看護

【事業概要】

訪問看護が必要と主治医が認めた居宅要介護者に対し、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	58,924回	64,719回	80,214回
	実人数	730人	782人	848人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	86,011回	93,343回	97,650回
	実人数	937人	999人	1,045人

④ 訪問リハビリテーション

【事業概要】

訪問リハビリテーションが必要と主治医が認めた居宅要介護者に対し、その居宅において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	31,986回	34,818回	37,738回
	実人数	223人	244人	262人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	40,612回	42,085回	42,960回
	実人数	285人	296人	305人

⑤ 居宅療養管理指導

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が、療養上の管理及び指導をします。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	18,252人	19,545人	20,783人
	実人数	1,521人	1,629人	1,732人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	22,452人	24,156人	25,404人
	実人数	1,871人	2,013人	2,117人

⑥ 通所介護（デイサービス）

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をし、心身機能の維持を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	196,470回	206,641回	230,554回
	実人数	1,605人	1,730人	1,890人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	249,222回	258,300回	274,027回
	実人数	2,088人	2,199人	2,315人

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

【事業概要】

主治医により通所リハビリテーションが必要と認められた居宅要介護者を対象に、当該施設において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	50,797回	49,769回	53,225回
	実人数	569人	566人	604人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	51,385回	52,034回	52,472回
	実人数	599人	610人	627人

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設に短期間入所して入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延日数	55,070日	53,370日	59,071日
	実人数	332人	352人	380人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延日数	62,425日	63,541日	65,712日
	実人数	443人	465人	484人

⑨ 短期入所療養介護（ショートケア）

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延日数	2,998日	2,283日	2,089日
	実人数	30人	25人	22人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延日数	2,166日	2,166日	2,238日
	実人数	28人	28人	29人

⑩ 福祉用具貸与

【事業概要】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある居宅要介護者の方に、日常生活上の便宜を図るため、また、要介護者等の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	30,376人	32,630人	34,991人
	実人数	2,531人	2,719人	2,916人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	37,248人	39,864人	41,724人
	実人数	3,104人	3,322人	3,477人

⑪ 特定施設入居者生活介護

【事業概要】

有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	4,326人	4,597人	4,809人
	実人数	361人	383人	401人

【取組の方向性】

※第9期介護保険事業計画における整備数は80床程度を進めていく予定です。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	5,280人	5,520人	5,724人
	実人数	440人	460人	477人

※実人数は流山市が給付する見込みの人数です。

⑫ 特定福祉用具販売

【事業概要】

居宅要介護者に対し、福祉用具のうち入浴または排せつの用に供するもの等を販売します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	532人	511人	517人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	612人	660人	696人

⑬ 住宅改修

【事業概要】

居宅要介護者が在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用を助成します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	409人	425人	495人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	504人	528人	552人

⑭ 居宅介護支援（ケアプランの作成）

【事業概要】

要介護認定を受けた方が介護サービスを利用するためには、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）または自己（本人または家族）が作成するケアプランが必要となります。適切なサービスを利用できるように、介護支援専門員が利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	46,042人	48,052人	50,653人
	実人数	3,837人	4,004人	4,221人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	53,856人	55,788人	58,008人
	実人数	4,488人	4,649人	4,834人

■施設サービス

⑮ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業概要】

常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な要介護高齢者（原則として要介護3以上）を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常の世話及び機能訓練を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	8,911人	9,125人	9,217人
	実人数	743人	760人	768人

【取組の方向性】

第8期計画期間中に170床を整備し、第8期終了時点での市内の整備数は10施設1,088床となっています。入所申込は、令和5年1月1日現在で194名（実質の待機者：144名）となっています。このため、第9期介護保険事業計画中に100床の整備を進めます。

年度末整備数 (単位：定員)	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特別養護老人ホーム	+110	0	+60	0	0	+100
	1,028	1,028	1,088	1,088	1,088	1,188

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	9,840人	9,900人	9,960人
	実人数	820人	825人	830人

※実人数は流山市が給付する見込みの人数です

⑯ 介護老人保健施設（老人保健施設）

【事業概要】

入院して治療をする必要はないものの、在宅での療養が困難な要介護高齢者に対して、看護や機能訓練などのサービスを提供し、家庭への復帰を目指します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	2,742人	2,756人	2,921人
	実人数	229人	230人	243人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	3,048人	3,048人	3,048人
	実人数	254人	254人	254人

※実人数は流山市が給付する見込みの人数です。

⑰ 介護医療院

【事業概要】

長期にわたり療養を必要とする要介護高齢者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練等を行います。

【第8期の実績】

実績には令和6年3月末をもって廃止される介護療養型医療施設（療養型病床群）を含みます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	223人	180人	95人
	実人数	19人	15人	8人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	168人	168人	168人
	実人数	14人	14人	14人

(3) 地域密着型サービスの推進 (介護支援課)

住み慣れた地域で暮らし続けることを目的とし、利用者のニーズにきめ細かく対応するためのサービスです。原則として流山市民のみ利用することが出来ます。

【介護（予防）給付サービスにおける取組の方向性について】

介護（予防）サービス受給者へのサービスの提供が充足しているのか、不足しているのかを把握し、必要な介護（予防）サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

※ 計画値については、令和3年度から令和5年度の給付実績及び今後のサービス利用者数の増加見込みから推計しました。年延人数・回数・日数は年間の推計、実人数は1か月あたりの利用者数の推計です。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業概要】

中重度の要介護者を主な対象として、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、必要な時間に必要なケアを提供するほか、24時間いつでも事業所のオペレーターと会話ができ、必要なときには随時の訪問対応を提供するサービスです。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	635人	638人	746人
	実人数	53人	53人	62人

【取組の方向性】

令和6年1月現在において、3事業所がサービスを提供しています。第9期介護保険事業計画中は、現在の稼働率を鑑み、原則新たな整備を行いません。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	768人	816人	876人
	実人数	64人	68人	73人

② 地域密着型通所介護

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。地域密着型で提供される通所介護サービスは定員18名以下の事業所で、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなど手厚いサービスが実施されます。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	30,153回	26,980回	32,793回
	実人数	308人	276人	294人

【取組の方向性】

令和6年1月現在において、14事業所がサービスを提供しています。第9期介護保険事業計画中は、現在の稼働率を鑑み、原則新たな整備を行いません。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	34,044回	34,964回	35,808回
	実人数	305人	313人	321人

③ 認知症対応型通所介護

【事業概要】

通所してきた認知症の居宅要介護者（居宅要支援者を含む。）に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	897回	1,048回	143回
	実人数	9人	12人	2人

【取組の方向性】

令和6年1月現在において、1事業所がサービスを提供しています。第9期介護保険事業計画中は、現在の稼働率を鑑み、新たな整備は行いません。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	463回	471回	475回
	実人数	5人	5人	5人

④ 小規模多機能型居宅介護

【事業概要】

居宅要介護者（居宅要支援者を含む。）を対象に、「通い」を中心として、要介護者等の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することにより、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【第8期の実績】

予防給付サービス分

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	33人	37人	37人
	実人数	3人	3人	3人

介護給付サービス分

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	529人	571人	691人
	実人数	44人	48人	58人

【取組の方向性】

令和6年1月現在において、4事業所が各日常生活圏域に拠点をもち、サービスを提供しています。第9期介護保険事業計画中は、現在の稼働率等を鑑み、原則新たな整備は行いません。

予防給付サービス分

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	48人	48人	48人
	実人数	4人	4人	4人

介護給付サービス分

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	768人	816人	840人
	実人数	64人	68人	70人

⑤ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

【事業概要】

認知症要介護者（認知症要支援者であって要支援2に該当する者を含む。）を対象に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	1,402人	1,422人	1,399人
	実人数	117人	119人	117人

【取組の方向性】

令和6年1月現在において、11事業所（14ユニット）がサービスを提供しています。第9期介護保険事業計画中は、1ユニットの増床を計画しています。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	1,416人	1,488人	1,560人
	実人数	118人	124人	130人

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業概要】

入居定員が29人以下である施設に入居している要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行います。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	687人	671人	689人
	実人数	57人	56人	57人

【取組の方向性】

令和6年1月現在において、2施設がサービスを提供しています。第9期介護保険事業計画中は、現在の稼働率等を鑑み、新たな整備は行いません。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	684人	684人	684人
	実人数	57人	57人	57人

⑦ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

【事業概要】

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者を対象に、小規模多機能型居宅介護のサービスに、必要に応じた訪問看護を組み合わせたサービスです。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延人数	272人	253人	254人
	実人数	23人	21人	21人

【取組の方向性】

令和6年1月現在において、1事業所がサービスを提供しています。第9期介護保険事業計画中は、継続したサービスの安定化を図るため、新たな整備は行いません。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延人数	348人	384人	396人
	実人数	29人	32人	33人

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (介護支援課)

① 訪問型サービス (第一号訪問事業)

【事業概要】

要支援認定者又は事業対象者 (以下「要支援認定者等」といいます。) に対し、居宅において、身体介護及び生活援助を行います。《78頁 参照》

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	19,522回	17,637回	16,101回
	実人数	3,732人	3,432人	3,177人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	16,900回	18,000回	18,900回
	実人数	3,250人	3,450人	3,650人

② 通所型サービス (第一号通所事業)

【事業概要】

要支援認定者等に対して、施設等の居宅以外の場所において、日常生活上の世話及び機能訓練をし、心身機能の維持・向上を図るものです。《79頁 参照》

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	年延回数	31,931回	33,412回	35,383回
	実人数	6,215人	6,564人	6,807人

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延回数	35,100回	35,700回	36,700回
	実人数	6,900人	7,000人	7,200人

③ 介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)

【事業概要】

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、高齢者なんでも相談室が要支援認定者等に対してアセスメントを行い、その状態、置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものです。《79頁 参照》

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	年延件数	6,253件	6,171件	6,162件

【取組の方向性】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	年延件数	7,500件	7,650件	7,850件

(5) 介護保険サービスの質の充実・適正化の推進（介護支援課）

① 介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援

【事業概要】

市内の事業所に勤務する介護支援専門員に対し、資質向上のため定期的に情報提供、意見交換、研修会などを開催し、関係機関や関係職種等との連携づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

【取組の方向性】

第8期と同様に、流山市介護支援専門員連絡会が主体となり、業務の中で課題や社会情勢に応じた研修を積極的に行っていくことで、今後も支援を継続していきます。

② シルバーサービス事業者連絡会

【事業概要】

誰もが安心して利用できる社会サービス体制を実現するために、市内で介護サービスを提供する事業者に対し、事業者間の情報共有・サービスの維持向上を目的とした連絡会や研修会開催の支援を行います。

【取組の方向性】

第8期と同様に、流山市シルバーサービス事業者連絡会が主体となり、市内で介護サービスを提供する事業者間の連携や相互補完を進め、介護サービスの安定的な供給体制づくり、情報の共有及びサービスの質の向上を図ります。

③ 介護サービス相談員派遣

【事業概要】

介護サービス相談員が、介護サービス提供する事業所を訪ね、サービスを利用する方等の話を聞き、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質の向上を図ります。

【取組の方向性】

事業の推進のため、活動状況の公表、介護サービス相談員だよりの発行、事業者説明会等により、サービス利用者及び事業者に事業の趣旨の理解を目指していきます。

④ 介護保険制度モニター

【事業概要】

介護保険サービス利用者に限らず、市内の要介護者等へ介護保険制度に対する意見、要望及び介護サービスの情報等を広く公正に聴き、それをもとに市内で提供される介護サービスの質の向上と、介護保険制度の充実を図っていきます。

【取組の方向性】

介護保険制度モニター連絡会議を通じて、介護保険制度に対する意見、要望、情報を提供していただき介護保険サービスの質の向上を図ります。また、3年毎の介護保険事業計画の改正に向け、市民の声を反映させます。

⑤ 自立支援型リハビリテーションの推進

【事業概要】

要支援・要介護状態になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で生活を継続するためには、本人の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切に支援することが重要です。

そのためには、リハビリテーションによって、心身機能の向上のための機能回復訓練に加え、本人の潜在する能力を最大限に発揮させて日常生活の活動意欲を高め、家庭での役割や社会参加を促進し、その人らしい生活の質の向上を目指す自立支援型のリハビリテーションを提供する体制を構築することが求められています。

第8期で創設した通所型サービスC《79頁 参照》や通所リハビリ及び通所介護等の事業所において、利用者の個別性に応じた自立支援型のリハビリテーションの提供に取り組んでいます。

【取組の方向性】

第8期で創設した自立支援型のリハビリテーションの一つの形態である通所型サービスCを通所介護事業所や民間スポーツクラブ等で幅広く取り組めるよう普及を図ります。

⑥ 給付適正化

【事業概要】

介護サービス利用者に対して利用状況及び介護給付費を通知し、介護保険への理解と事業所の不正請求防止を図ります。また、市職員が利用者宅や居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランの点検及び指導を行います。認定調査結果の点検は、委託している認定調査について市が調査票を審査します。

【第8期の実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	認定調査結果の点検率	100%	100%	100%
	介護給付費通知回数	4回	4回	4回
	ケアプラン点検実施事業所数	10事業所	10事業所	10事業所
	医療突合	3,648件	3,641件	3,750件

【取組の方向性】

介護保険事業の適正かつ効率的な運営のために、不適切な給付の削減及び自立支援に資するケアプラン指導、認定調査結果の点検を通じて、介護給付の適正化を図ります。また、介護認定が遅滞なく実施できるよう努めます。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	認定調査結果の点検率	100%	100%	100%
	ケアプラン点検実施事業所数	12事業所	12事業所	12事業所
	医療突合	3,600件	3,600件	3,600件

(6) 介護人材に関する施策の推進（介護支援課）

第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）における介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要は、2040年度（令和22年）には、介護人材の必要人数は約280万人となる、と推計されています。

介護人材の確保対策に関しては、国、県、市がそれぞれの立場に応じた取組を行っています。

国では、リーダー級介護職員の賃金改善を目指した処遇改善を図っており、県では令和2年3月に、新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」を策定し、県、市町村、各関係団体、事業者が連携して介護人材の確保に取り組んでいくことを定めています。

流山市においては、2025年（令和7年）から2040年（令和22年）にかけて、「高齢者の急増」が緩和される一方で、全国的な「現役世代の急減」が懸念されています。令和5年度に実施した市内介護サービス事業所調査においても、回答した99事業所のうち72.7%の事業所が「従業者を新たに雇用することが難しい」と回答したほか、介護保険関連事務が煩雑・複雑であることが指摘されています。このため、新規介護人材の確保に加え、今まで以上に介護人材の定着や、職場環境の改善、ICT化等による事業生産性の向上に注力し、離職防止に備えた介護人材の確保を図ります。

① 介護職員等処遇改善事業

【事業概要】

要支援・要介護認定者が、年々増加する見込みであり、介護需要が増えることにより必要となる介護人材の確保が重要課題であります。市では、市内の介護サービス事業所に勤務する介護職員等に市独自の補助を行い、人材確保を図ります。

【取組の方向性】

市独自の補助による処遇改善を行うことで、介護人材不足の解消を図るとともに、本市介護保険被保険者に対する介護保険サービスの質を維持向上に努めます。令和6年度に介護支援専門員（ケアマネジャー）を補助対象に加えます。

② 介護職員研修受講費助成事業

【事業概要】

市内に就業する介護職員の育成と、介護施設等への就労を支援することを目的として、介護職員初任者・実務者研修・生活援助従事者研修・喀痰吸引等研修（1、2号）の受講者のうち、研修終了後、3か月以上市内の介護保険施設・事業所に勤務している方を対象に研修受講費用の一部を助成します。

【取組の方向性】

高齢者の増加に伴い介護人材の不足が予想されます。介護人材の育成と就労支援のため引き続き研修受講費の助成をしていきます。

③ 介護人材確保・就業促進事業

【事業概要】

個別就職相談会と介護の仕事理解促進講座を組み合わせた「介護の仕事フェア」を実施するほか、介護福祉士の資格を取得して、市内の介護施設等において介護職員として従事しようとする養成施設等の在学者に対する修学資金の貸付制度により、新たな介護の担い手の確保を図ります。

【取組の方向性】

高齢者の増加に備えて介護人材の新規確保に努めるとともに、今後懸念される現役世代の減少に備えるため、介護人材の定着を目指した取組を実施します。

④ 介護ロボット・ICTの活用による業務効率化の支援

【事業概要】

業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護ロボットやICT導入を進めていくことが重要とされています。国・県では、地域医療介護総合確保基金に基づくこれらの導入支援事業を計画しています。

【取組の方向性】

国・県による地域医療介護総合確保基金に基づく介護保険施設・事業所を対象とした介護ロボット及びICTの導入支援事業を活用し、介護現場における技術革新を推進し、働きやすく、魅力ある職場環境づくりを支援します。

⑤ 介護分野の文書に係る負担軽減の推進

【事業概要】

人材不足の中で、介護現場の専門職が、利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するために介護現場の業務効率化を推進することが求められています。このため国では、介護分野における文書の負担軽減に関する専門委員会を設置し、指定申請や報酬請求、指導監査等に関する文書に関する負担軽減のあり方が検討されており、令和4年11月7日に取りまとめが行われました。

これに基づいて、関係法令・通知等の見直しが行われ、各種様式の統一化や、添付書類の簡素化が進められています。

【取組の方向性】

国の示す方針に基づいて申請様式や添付書類の見直しや手続きの簡素化を図り、介護現場の業務効率化を推進します。

(7) 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料（介護支援課）

① 要介護・要支援認定者数の見込み

令和6年度から令和8年度までに、約700人増加する見込みです。なお、介護サービスの見込み量を推計するにあたって、その基礎となる認定者数の見込みについては、各年度の中央値に近い10月1日時点を基準にしています。

令和6年度

単位：人

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	3,186	482	264	808	658	408	341	225
	65～74歳	384	42	25	94	87	61	40	35
	75歳以上	2,802	440	239	714	571	347	301	190
	第2号被保険者	107	8	6	26	23	15	13	16
	総数	3,293	490	270	834	681	423	354	241
女	第1号被保険者	5,894	810	619	1,348	992	748	747	630
	65～74歳	412	62	47	94	80	60	31	38
	75歳以上	5,482	748	572	1,254	912	688	716	592
	第2号被保険者	75	3	5	19	22	6	7	13
	総数	5,969	813	624	1,367	1,014	754	754	643
計	第1号被保険者	9,080	1,292	883	2,156	1,650	1,156	1,088	855
	65～74歳	796	104	72	188	167	121	71	73
	75歳以上	8,284	1,188	811	1,968	1,483	1,035	1,017	782
	第2号被保険者	182	11	11	45	45	21	20	29
	総数	9,262	1,303	894	2,201	1,695	1,177	1,108	884

令和7年度

単位：人

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	3,331	503	275	854	684	423	363	229
	65～74歳	365	39	24	91	84	57	38	32
	75歳以上	2,966	464	251	763	600	366	325	197
	第2号被保険者	109	8	6	27	22	15	14	17
	総数	3,440	511	281	881	706	438	377	246
女	第1号被保険者	6,073	824	643	1,380	1,007	767	785	667
	65～74歳	392	58	45	89	76	59	29	36
	75歳以上	5,681	766	598	1,291	931	708	756	631
	第2号被保険者	79	3	6	19	23	7	7	14
	総数	6,152	827	649	1,399	1,030	774	792	681
計	第1号被保険者	9,404	1,327	918	2,234	1,691	1,190	1,148	896
	65～74歳	757	97	69	180	160	116	67	68
	75歳以上	8,647	1,230	849	2,054	1,531	1,074	1,081	828
	第2号被保険者	188	11	12	46	45	22	21	31
	総数	9,592	1,338	930	2,280	1,736	1,212	1,169	927

令和8年度

単位：人

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	3,433	520	281	885	699	439	375	234
	65～74歳	361	39	23	91	83	58	36	31
	75歳以上	3,072	481	258	794	616	381	339	203
	第2号被保険者	110	8	6	28	22	15	14	17
	総数	3,543	528	287	913	721	454	389	251
女	第1号被保険者	6,282	843	675	1,422	1,032	786	822	702
	65～74歳	383	55	44	87	75	58	29	35
	75歳以上	5,899	788	631	1,335	957	728	793	667
	第2号被保険者	79	3	6	19	23	7	7	14
	総数	6,361	846	681	1,441	1,055	793	829	716
計	第1号被保険者	9,715	1,363	956	2,307	1,731	1,225	1,197	936
	65～74歳	744	94	67	178	158	116	65	66
	75歳以上	8,971	1,269	889	2,129	1,573	1,109	1,132	870
	第2号被保険者	189	11	12	47	45	22	21	31
	総数	9,904	1,374	968	2,354	1,776	1,247	1,218	967

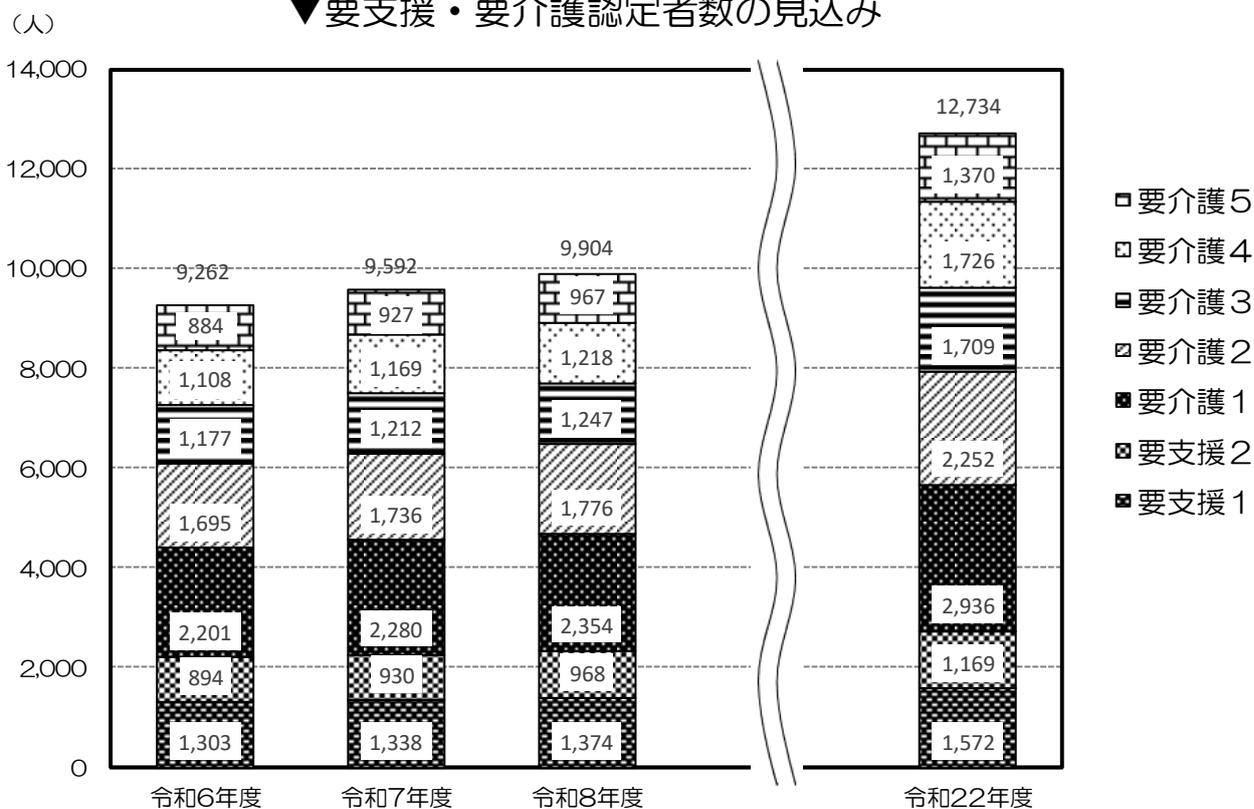
第2章 高齢者を支える介護体制づくり

令和22年度

単位：人

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	4,266	632	332	1,098	834	556	511	303
	65～74歳	528	54	34	134	126	86	50	44
	75歳以上	3,738	578	298	964	708	470	461	259
	第2号被保険者	104	8	5	27	21	14	13	16
総数		4,370	640	337	1,125	855	570	524	319
女	第1号被保険者	8,286	929	826	1,792	1,374	1,133	1,195	1,037
	65～74歳	469	65	50	109	92	73	37	43
	75歳以上	7,817	864	776	1,683	1,282	1,060	1,158	994
	第2号被保険者	78	3	6	19	23	6	7	14
総数		8,364	932	832	1,811	1,397	1,139	1,202	1,051
計	第1号被保険者	12,552	1,561	1,158	2,890	2,208	1,689	1,706	1,340
	65～74歳	997	119	84	243	218	159	87	87
	75歳以上	11,555	1,442	1,074	2,647	1,990	1,530	1,619	1,253
	第2号被保険者	182	11	11	46	44	20	20	30
総数		12,734	1,572	1,169	2,936	2,252	1,709	1,726	1,370

▼要支援・要介護認定者数の見込み



	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援認定率	4.6%	4.7%	4.9%	4.9%
要介護認定率	14.9%	15.1%	15.5%	17.8%

② 介護サービスの利用量の見込み

介護サービスの年間の給付費（千円単位）、年延回数、年延利用人数を推計しました。なお、見込量は、各年度10月1日時点を基準にしています。

(1) 予防給付サービスの見込量

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問看護	給付費（千円）	17,291	17,712	18,285	21,819	
	年延回数	3,902	3,992	4,126	4,925	
	年延人数	720	744	768	912	
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	6,493	6,314	6,314	7,216	
	年延回数	2,304	2,243	2,243	2,563	
	年延人数	252	252	252	288	
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	11,144	11,308	11,432	8,937	
	年延人数	984	996	1,008	780	
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	66,815	68,184	69,227	81,688	
	年延人数	1,968	1,992	2,016	2,364	
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	837	1,275	1,275	1,275	
	年延日数	163	248	248	248	
	年延人数	24	36	36	36	
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	306	307	307	307	
	年延日数	24	24	24	24	
	年延人数	12	12	12	12	
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	31,003	32,513	33,469	39,862	
	年延人数	5,616	5,880	6,048	7,188	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	3,915	4,517	5,521	7,127	
	年延人数	144	168	204	264	
介護予防住宅改修	給付費（千円）	27,214	29,590	31,966	39,095	
	年延人数	276	300	324	396	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	32,708	34,750	34,750	28,749	
	年延人数	408	432	432	360	
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	1,719	1,721	1,721	2,152	
	年延人数	48	48	48	60	
(3) 介護予防支援	給付費（千円）	37,382	38,820	40,166	47,660	
	年延人数	7,656	7,944	8,220	9,756	
介護予防サービス 合計（予防給付費）		給付費（千円）	236,827	247,011	254,433	285,887

(2) 介護給付サービスの見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	1,528,038	1,624,033	1,755,483	2,304,211
	年延回数	540,434	574,594	622,177	819,272
	年延人数	19,704	20,580	21,804	28,140
訪問入浴介護	給付費(千円)	80,532	84,745	88,938	120,008
	年延回数	6,294	6,614	6,941	9,358
	年延人数	1,392	1,464	1,560	2,076
訪問看護	給付費(千円)	440,920	479,293	502,028	652,289
	年延回数	86,011	93,343	97,650	126,858
	年延人数	11,244	11,988	12,540	16,368
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	117,699	122,130	124,684	163,194
	年延回数	40,613	42,085	42,960	56,278
	年延人数	3,420	3,552	3,660	4,776
居宅療養管理指導	給付費(千円)	309,236	333,354	350,720	465,172
	年延人数	22,452	24,156	25,404	33,660
通所介護	給付費(千円)	1,953,988	2,034,838	2,173,440	2,822,579
	年延回数	249,222	258,300	274,027	354,083
	年延人数	25,056	26,388	27,780	35,664
通所リハビリテーション	給付費(千円)	417,037	425,277	429,499	560,797
	年延回数	51,385	52,034	52,472	68,077
	年延人数	7,188	7,320	7,524	9,672
短期入所生活介護	給付費(千円)	556,940	568,122	588,745	798,402
	年延日数	62,425	63,541	65,712	89,008
	年延人数	5,316	5,580	5,808	7,752
短期入所療養介護	給付費(千円)	26,760	26,794	27,613	28,137
	年延日数	2,166	2,166	2,238	2,274
	年延人数	336	336	348	348
福祉用具貸与	給付費(千円)	523,811	562,223	591,093	775,193
	年延人数	37,248	39,864	41,724	54,324
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	19,457	21,008	22,095	22,897
	年延人数	612	660	696	720
住宅改修費	給付費(千円)	45,897	48,176	50,528	62,256
	年延人数	504	528	552	684
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,079,302	1,130,655	1,172,236	1,538,466
	年延人数	5,280	5,520	5,724	7,440
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	134,183	145,260	155,092	200,939
	年延人数	768	816	876	1,128
地域密着型通所介護	給付費(千円)	272,894	282,069	287,720	303,521
	年延回数	34,044	34,964	35,808	38,207
	年延人数	3,660	3,756	3,852	4,116
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	5,752	5,856	5,905	8,570
	年延回数	463	472	475	659
	年延人数	60	60	60	84
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	163,843	177,545	182,144	263,698
	年延人数	768	816	840	1,200
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	390,367	411,290	430,910	564,322
	年延人数	1,416	1,488	1,560	2,040
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	216,952	217,227	217,227	327,292
	年延人数	684	684	684	1,032
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	106,713	119,055	123,124	166,214
	年延人数	348	384	396	540
(3) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	2,694,863	2,713,083	2,729,211	3,864,529
	年延人数	9,840	9,900	9,960	13,956
介護老人保健施設	給付費(千円)	985,136	986,439	986,407	1,439,739
	年延人数	3,048	3,048	3,048	4,440
介護医療院	給付費(千円)	56,811	56,883	56,883	81,250
	年延人数	168	168	168	204
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	842,066	873,826	908,559	1,170,530
	年延人数	53,856	55,788	58,008	74,520
介護サービス 合計(介護給付費)		12,969,197	13,449,181	13,960,284	18,704,205

③ 介護保険事業にかかる総費用の見込み

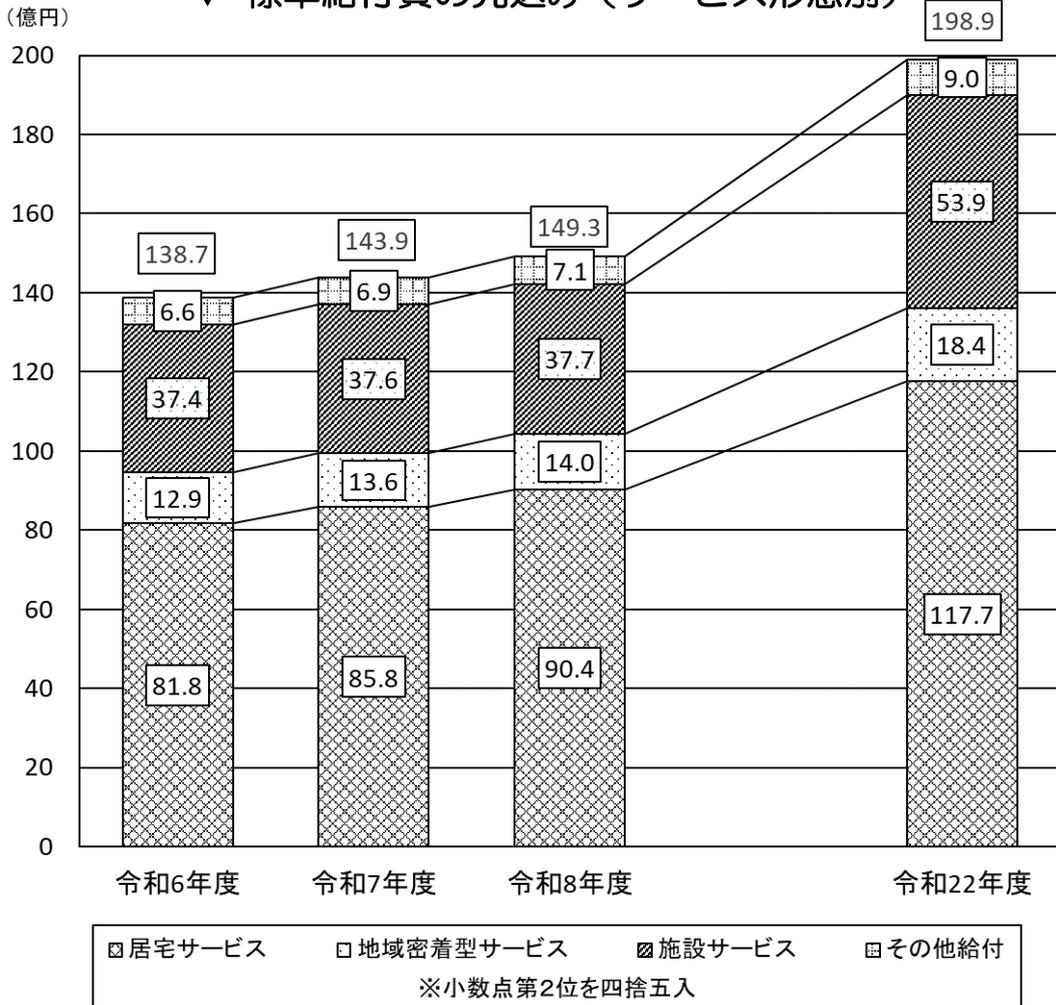
費用負担の公平化のため、総給付費及び特定入所者介護サービス費等給付額の調整を行い、調整後の額と高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び算定対象審査支払手数料の合計が標準給付費となります。

▼ 標準給付費の見込み

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和22年度
標準給付費見込額 ①+②+③+④+⑤	13,868,933	14,385,797	14,928,937	43,183,667	19,892,931
①総給付費	13,206,024	13,696,192	14,214,717	41,116,933	18,990,092
②特定入所者介護サービス費等給付額	233,907	242,909	251,141	727,957	330,863
③高額介護サービス費等給付額	351,402	364,496	376,379	1,092,277	475,164
④高額医療合算介護サービス費等給付額	64,900	69,000	73,000	206,900	80,599
⑤算定対象審査支払手数料	12,700	13,200	13,700	39,600	16,213
地域支援事業費 ⑥+⑦+⑧	516,779	545,102	557,952	1,619,833	597,777
⑥介護予防・日常生活支援総合事業費	303,009	309,063	315,237	927,309	339,464
⑦包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	200,345	222,347	228,751	651,443	243,284
⑧包括的支援事業（社会保障充実分）	13,425	13,692	13,964	41,081	15,029

▼ 標準給付費の見込み（サービス形態別）



④ 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の設定

(1) 給付費と保険料

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険サービスの利用量に対応した必要な財源です。要介護認定者数の増加や利用量の増加は保険料の上昇につながります。

施設入所待機者の解消や認知症高齢者の増加に対応するため、第9期においても特別養護老人ホーム等の整備を進めて行く必要があるため、第9期の介護保険料の算定では、その分の利用量増加も見込んでいます。

また、令和6年度からの介護人材の確保に重点を置いたプラス1.59%の報酬改定の影響についても保険料の算定に反映しています。

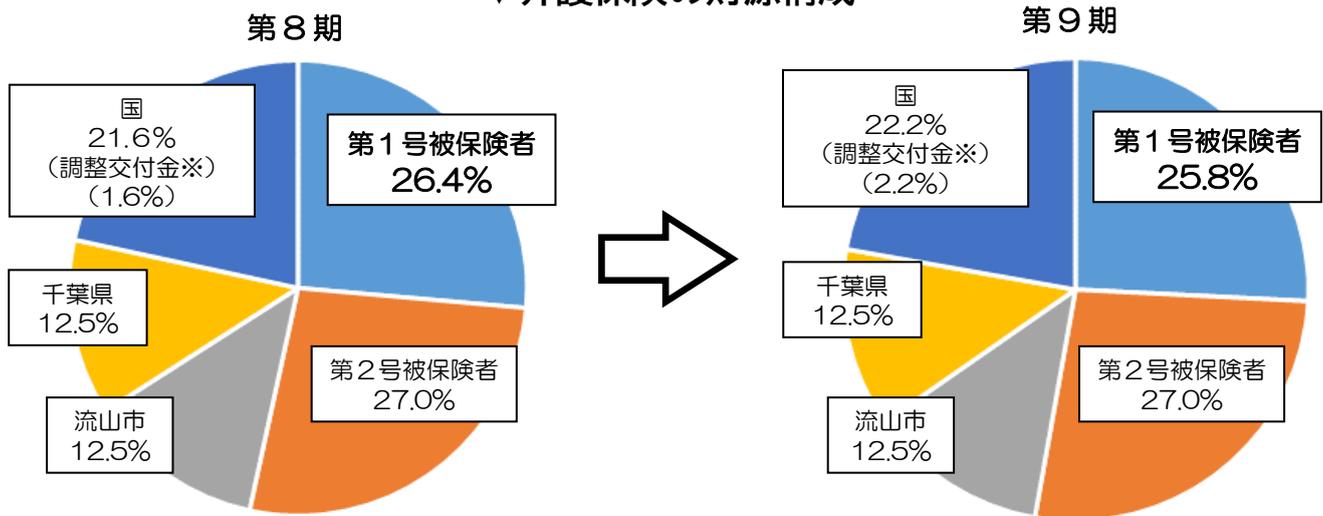
(2) 第8期（令和3～5年度）事業計画と第9期（令和6～8年度）事業計画の保険料設定上の変更点

【第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合】

第2号被保険者（40歳～64歳の方）の負担割合は第8期と同様で27%となります。

また、第1号被保険者（65歳以上の方）については、国からの調整交付金※が平均して約2.2%分交付される見込みとなっており、その結果、負担割合は25.8%となります。

▼介護保険の財源構成



※ 調整交付金とは、市町村間の介護保険料の格差を調整するために、国から市町村に交付されるもので、市町村ごとの第1号被保険者中の75歳以上の方の割合と、所得水準によって交付額が決定されます。(全国平均で5%)

流山市は、第8期では介護給付費の約1.6%分交付されましたが、第9期については、第1号被保険者中の75歳以上の方の割合が高まることから、約2.2%分交付される見込みとなっています。

【公費による保険料軽減の強化】

第1段階から第3段階までの低所得者について、介護保険料軽減のための費用を投入し軽減負担を図ります。負担割合は国が50%、県が25%、市が25%となります。

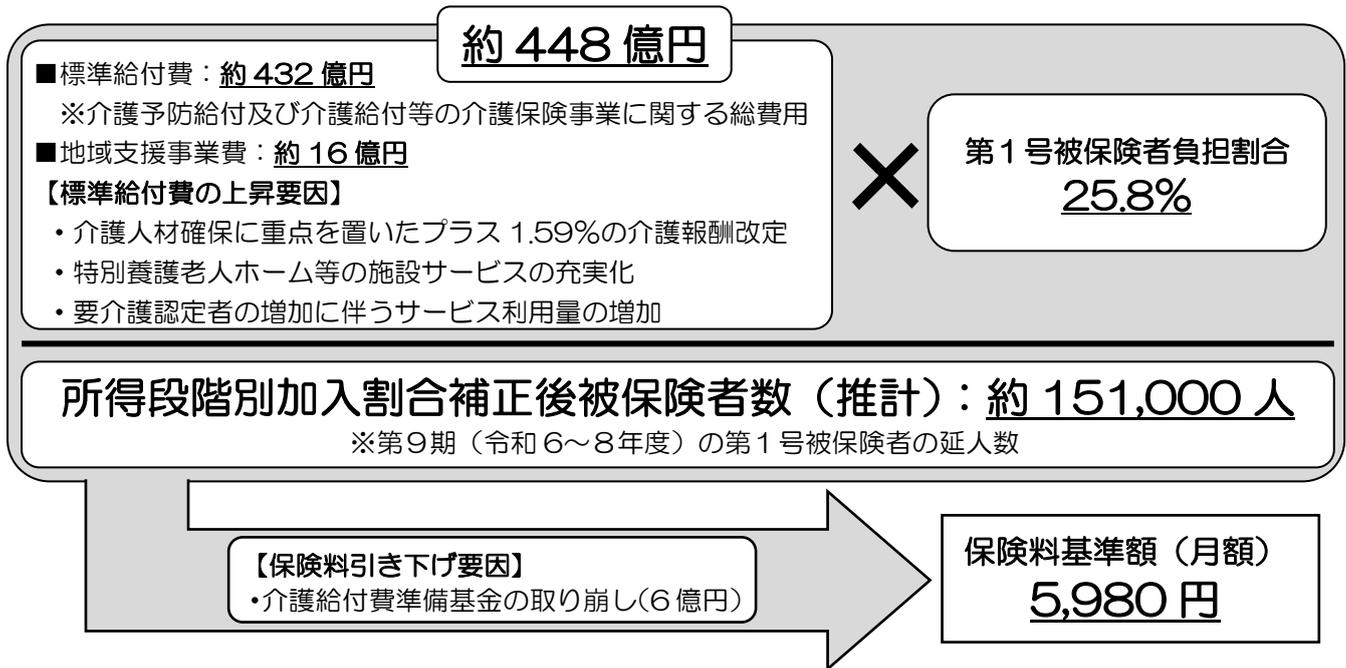
(3) 第9期（令和6～8年度）の保険料

第9期の介護保険サービスに必要な標準給付費は約432億円（第8期は約387億円）になる見込みです。この標準給付費に地域支援事業費を加算した448億円と65歳以上の人口推計から算定した後、介護給付費準備基金を活用して上昇額を抑制することで、第9期の介護保険料基準月額を5,980円（第8期は5,690円）となります。

【介護給付費準備基金の活用】

介護保険料の増額を少しでも抑制するため、介護給付費準備基金（令和5年度末残高：約9億円）を6億円取り崩して給付費に繰り入れることにより、保険料基準額の上昇を330円抑制します。

▼保険料基準額の算定イメージ



$$5,690円 + 620円 - 330円 = 5,980円$$

第8期の
基準月額

本来の
増額分

準備基金の活用
による抑制額

第9期の
基準月額

実質的な増額分 月額290円

* 本文中の「*」印がついている用語については、資料編の「用語集」に説明があります。

(4) 第9期（令和6～8年度）の保険料所得段階設定

要介護認定者数の増加や介護人材の確保に重点を置いた介護報酬改定に伴い、介護保険料の上昇が見込まれますが、国は1号被保険者間での負担能力に応じた保険料賦課を強化することにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることを示しています。

本市の第9期保険料所得段階の設定については、国が示す負担能力に応じた保険料賦課を反映しつつ、以下の項目に関して実施します。

【低所得者の保険料率の引き下げを継続】

第1段階の基準額に対する料率を0.22、第2段階の料率を0.3、第3段階の料率を0.65と設定し、国の基準料率（第1段階0.285・第2段階0.485・第3段階0.685）からの引き下げを継続することで、低所得者の負担軽減を図ります。

【所得に応じた多段階設定】

第9期においても、所得水準に応じてよりきめ細かな所得段階を設定する観点から、負担能力のある高所得者層（第11階以降）の保険料率を引き上げます。また、第8期の最高段階である第18段階を分割し、第19段階を新設します。

(5) 第8期と第9期の介護保険料所得段階設定の比較

第8期(令和3～5年度)の介護保険料所得段階表

保険料段階	対象者	保険料額
		年額 【基準額×料率】
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	15,000 円 【基準額×0.22】
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	20,400 円 【基準額×0.3】
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	44,300 円 【基準額×0.65】
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	57,900 円 【基準額×0.85】
第5段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	68,200 円 【基準額】
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	78,400 円 【基準額×1.15】
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	85,200 円 【基準額×1.25】
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	88,600 円 【基準額×1.3】
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	102,300 円 【基準額×1.5】
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	109,100 円 【基準額×1.6】
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	115,900 円 【基準額×1.7】
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	122,700 円 【基準額×1.8】
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	129,500 円 【基準額×1.9】
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	136,400 円 【基準額×2.0】
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	143,200 円 【基準額×2.1】
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	150,000 円 【基準額×2.2】
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	160,200 円 【基準額×2.35】
第18段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方	170,500 円 【基準額×2.5】

※低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、第1段階は28,600円から13,600円減額した金額、第2段階は37,500円から17,100円減額した金額、第3段階は47,700円から3,400円減額した金額となっています。

第9期(令和6~8年度)の介護保険料所得段階表

保険料段階	対象者	保険料額
		年額 【基準額×料率】
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	15,800円 【基準額×0.22】
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	21,600円 【基準額×0.3】
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	46,700円 【基準額×0.65】
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	61,000円 【基準額×0.85】
第5段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	71,800円 【基準額】
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	82,600円 【基準額×1.15】
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	89,700円 【基準額×1.25】
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	93,300円 【基準額×1.3】
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	107,700円 【基準額×1.5】
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	114,900円 【基準額×1.6】
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	129,200円 【基準額×1.8】
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	143,600円 【基準額×2.0】
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	157,900円 【基準額×2.2】
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	172,300円 【基準額×2.4】
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	186,600円 【基準額×2.6】
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	201,000円 【基準額×2.8】
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	215,300円 【基準額×3.0】
第18段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	222,500円 【基準額×3.1】
第19段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方	229,700円 【基準額×3.2】

※低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、第1段階は28,000円から12,200円減額した金額、第2段階は35,900円から14,300円減額した金額、第3段階は47,100円から400円減額した金額となっています。

2 災害・感染症の対策（介護支援課）

（1）事業所、施設における地震、風水害対策の推進（介護支援課）

【事業概要】

介護サービスを提供する事業所、施設が、東日本大震災のような地震や、近年の台風、梅雨末期の集中豪雨等により被災し大きな影響を受ける可能性があります。

現在、市内の特別養護老人ホーム等の介護保険施設では、地震、風水害を想定した防災計画が策定されているほか、不測の事態が発生しても重要な業務を継続するためのBCP（事業継続計画）が居宅の要支援・要介護者を対象とした介護サービスを提供する事業所を含めて策定されています。

施設・事業所が、万一に備え、計画の策定とともに、定期的な防災訓練の実施等により地震や風水害等の災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、必要な体制を確立することが重要です。

【取組の方向性】

事業所、施設における防災対策の充実並びに従業者及びサービス利用者、入所者等の安全の確保に努めることが重要です。

そのために、事業所、施設が、地震、風水害に対する防災計画に基づいて、地域の防災活動に積極的に参加又は自身の事業所等の防災訓練等に地域住民の参加を得て実施することなどにより、防災力の向上を図るよう支援します。

さらに、事業所、施設が、地震、風水害による被災時に重要な業務を継続するために策定したBCP（事業継続計画）を基に、事業者間や地域で連携できるように支援します。

(2) 事業所、施設における感染症対策の推進（介護支援課）

【事業概要】

わが国における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況は、令和2年1月16日に国内初の患者が確認されて以降、急速に全国に感染が拡大し、家庭生活のみならず社会経済活動に大きな影響を及ぼしました。

こうした中で、各地の介護保険施設や通所系事業所において5人以上の感染者が発生する「クラスター」が起き、施設内感染により多数の入所者が感染する事例や、従業者に感染者が発生し一時的に休業を余儀なくされる事業所の事例が複数確認されました。

施設、事業所での感染防止の徹底を図ることが重要であるとともに、万一、施設や事業所の関係者に感染が発生した場合は、管轄する松戸保健所や市と連携し、迅速な対応により感染を最小限に抑えるとともに、入所者、利用者の生活の継続を確保することが求められます。

【取組の方向性】

施設、事業所における感染防止対策の徹底を図るうえで必要な情報の共有や研修などの感染防止に関する知識の向上に資する機会の提供により施設等を支援します。

施設、事業所が、感染症の発生段階（未発生期～海外発生期～国内・県内発生早期～県内感染期～小康期）に応じ、流山市新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠した対応が行えるように同行動計画の内容を周知します。

施設、事業所ごとに策定されたBCP（事業継続計画）を基に、事業者間や地域で連携できるように支援します。

施設入所者、居宅サービス利用者が安心してサービスが受けられるように、施設等の従業者が使用するマスク、ガウン、手袋等の感染予防物品の備蓄を市が行い、感染症の拡大に伴い施設等で不足が生じた場合に供出を行います。

資料編

計画の策定過程

会 議 等	年 月 日	議 題 ・ 報 告
高齢者等実態調査	令和5年1月16日 ～2月13日	1 高齢者一般調査 2 要支援・要介護認定者調査
	令和5年5月11日 ～31日	3 介護サービス事業所調査
令和5年度 第1回 流山市福祉施策審議会	令和5年6月1日	第9期流山市高齢者支援計画の策定 について（諮問）
令和5年度 第2回 流山市福祉施策審議会	令和5年7月26日	第9期流山市高齢者支援計画の策定 について
令和5年度第2回 流山市高齢者虐待防止ネットワーク会議	令和5年8月2日	第9期流山市高齢者支援計画の策定 について
令和5年度 第2回 流山市地域包括支援センター及び地域密 着型サービス運営協議会	令和5年8月7日	第9期流山市高齢者支援計画の策定 について
令和5年度 第3回 流山市福祉施策審議会	令和5年8月17日	第9期流山市高齢者支援計画の策定 について
令和5年度 第4回 流山市福祉施策審議会	令和5年9月29日	第9期流山市高齢者支援計画の策定 について
令和5年度 第5回 流山市福祉施策審議会	令和5年10月10日	第9期流山市高齢者支援計画の策定 について（答申）
令和5年度 第1回 流山市介護保険制度 モニター連絡会議	令和5年11月1日	第9期流山市高齢者支援計画の策定 について
令和5年度 第3回 流山市地域包括支援センター及び 地域密着型サービス運営協議会	令和5年11月14日	第9期流山市高齢者支援計画の策定 について
令和5年度第3回 流山市高齢者虐待防止ネットワーク会議	令和5年11月15日	第9期流山市高齢者支援計画の策定 について
パブリックコメント手続	令和5年11月21日 ～12月20日	第9期流山市高齢者支援計画 （素案）について

■ 諮問書



流社第149号
令和5年6月1日

流山市福祉施策審議会
会長 鎌田 洋子 様

流山市長 井崎 義治



第9期流山市高齢者支援計画の策定について（諮問）

老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条に基づき令和3年3月に策定された第8期流山市高齢者支援計画は、令和5年度をもって計画期間が終了します。

介護保険事業計画は3年毎に策定することとなっており、第9期計画（令和6年度から令和8年度までの3年間）を策定するものです。併せて、高齢者保健福祉計画の見直しを行います。

つきましては、第9期流山市高齢者支援計画の策定にあたり、流山市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。

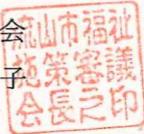
■ 答申書



流 福 審 第 9 号
令和5年10月10日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 鎌田 洋子



第9期流山市高齢者支援計画の策定について（答申）
令和5年6月1日付け流社第149号で諮問のあったこのこと
について、下記のとおり答申します。

記

- 1 高齢者が自分らしく生きがいを持って地域で暮らし続けるために、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を進めてください。
 - (1) 高齢者は支援を受けるだけの存在ではなく、生き生きと活動し地域共生社会を実現していく担い手でもあります。高齢者が健康を保ち、介護予防に努め、これまでの知識と経験を活かして取り組む地域の中での世代間交流等の活動を支援してください。
 - (2) 支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活していくために、必要なサービスを円滑に受けられることができるよう、地域包括支援センターと他分野の相談窓口との連携の強化を図ってください。
 - (3) 高齢者の尊厳と権利を守るため、高齢者虐待や消費者被害などの権利侵害の早期発見・防止のための対策を強化してください。
- 2 流山市は他市と比べ若い年代の流入があり、高齢化率は伸びないものの、しかし、後期高齢者人口の増加が見込まれるという特徴があります。人口推計を適切に行い、今後の高齢者福祉サービス提供計画に反映させるとともに、介護等の必要なサービスが高齢者に行き渡る体制を構築してください。

福祉施策審議会・委員名簿

任期：令和 3 年 11 月 24 日～令和 5 年 11 月 23 日

◎は会長、○は副会長

委嘱区分	役 職 名	氏 名	備 考
福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	流山市老人クラブ連合会 会長	石幡 恒美	
	流山市障害者団体連絡協議会	小野寺 夏樹	
ボランティア団体を代表する者	特定非営利活動法人さわやか福祉の会流山ユウ・アイネット 副代表	鎌田 洋子	◎
社会福祉法人の役員又は職員	社会福祉法人流山市社会福祉協議会会長	石渡 烈人	
	社会福祉法人あかぎ万葉理事長	中 登	○
民生委員（児童委員）	流山市民生委員・児童委員協議会会長	平井 加代子	
医師会を代表する者	流山市医師会副会長	肥田 裕久	
歯科医師会を代表する者	流山市歯科医師会会長	中久木 典子	
学識経験を有する者	江戸川学園おおたかの森専門学校 介護福祉学科 専任教員	濱田 竜也	
関係行政機関の職員	柏児童相談所所長	小熊 良	
	松戸健康福祉センター副センター長	鈴木 麗子	
市民等	流山市民	牧 尚輝	
	流山市民	琉 哲夫	
	流山市民	釜塚 淑子	
	流山市民	山田 義一	
	流山市民	南 静代	
	流山市民	佐藤 生	
	流山市民	欠員	

(令和 5 年 10 月 10 日 答申日の委員)

■ 用語集

【あ】

アセスメント

初期評価、事前評価。援助活動開始前に行われる諸手続き。

【い】

一次予防

生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、予防接種による疾病の発生予防、事故防止による障害の発生を予防すること。

【え】

NPO (Non Profit Organization)

市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的・継続的に、社会サービスを提供する団体で、NPO法人だけでなく、ボランティア団体や市民活動団体などの任意団体も含む。このうちNPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき設立される団体を指す。

【か】

介護給付

要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市区町村が行う地域密着型サービスなどが受けられる。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定者の相談に応じたり、要介護認定者等がその心身の状況に応じ適切な在宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う者をいう。その資格は、都道府県知事又はその指定した者が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を受けたものとされている。

介護サービス相談員

介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者。サービス事業所等への介護サービス相談員派遣等事業を行う市町村に登録されている。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止する。

介護予防

介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護が必要になってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすること。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

要支援認定者等が介護予防サービス等を適切に利用できるように、適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の改善の可能性を実現するため適切なサービスを選択するとともに、利用者の自立に向けた目標志向型の計画を策定するサービス。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に大別される。

- ・介護予防・生活支援サービス事業 ・ 要支援者等に対して、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントを行う。
- ・一般介護予防事業 ・ 全ての高齢者を対象とし、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指す。

【き】

基本チェックリスト

相談窓口において、必ずしも要介護(要支援)認定を受けなくても「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できるよう、本人の状況を確認する質問表のこと。運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全 25 項目の質問からなる。

【け】

ケアハウス

60 歳以上の者（夫婦の場合、どちらか一方が 60 歳以上）で、かつ、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が低額な料金で入所できる軽費老人ホームのひとつ。

入所者の生活相談、食事サービスの提供等及び緊急時の対応を行う。入所者が個別の介護等を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスを利用する。

なお、軽費老人ホームは、食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する「A型」、自炊が原則の「B型」、高齢者が車いす生活となっても自立した生活を送れるよう配慮した「ケアハウス」があり、「ケアハウス」は「軽費老人ホーム（C型）」ともいわれる。

ケアプラン（介護サービス計画）

要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘察し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。計画には在宅の場合の「居宅サービス計画」、施設の場合の「施設サービス計画」の 2 種類がある。

ケアマネジメント

介護保険制度においては、介護の全体計画（介護サービス計画）の作成を中心として、介護サービスを総合的・効率的に提供しようとする仕組みのことをいう。

権利擁護

認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない者に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。

【こ】

高齢者虐待

高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。

【さ】

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づき創設された、バリアフリー構造等の一定の基準を満たし、ケアの専門家による安否確認サービスや生活相談サービスを提供する住宅のこと。

【し】

若年性認知症

65歳未満で発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因が様々である。18歳から64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数は50.9人程度の発症率で、患者数は全国に3.57万人と推定される。なお、発症原因が外傷性疾患及び内分泌疾患等の場合は65歳になるまで介護保険は適用されない。

主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

地域における保健・医療・福祉のネットワークづくりを推進する中核的役割、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援困難事例の支援、スーパーバイズ（相談・援助等）の実施等の役割を担う。また、高齢者なんでも相談室においては包括的・継続的マネジメントを担う。

【せ】

生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加のために、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域資源とのマッチングなどを行う。

生活支援コーディネーターは、地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者など、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者で、国、県の実施する養成研修を修了した者が配置される。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら、法律行為（財産管理や契約の締結等）や同意なく結んだ不利益な契約の取り消しを代理で行うなどの保護や支援をする。

【た】

ダブルケア

一人の人や一つの世帯が、同時期に親や親族などの介護と育児の両方に直面すること。

【ち】

地域支援事業

被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業。

- 1, 要支援者等を対象とした介護予防・生活支援サービス事業、全高齢者を対象とした一般介護予防事業を行う「介護予防・日常生活支援総合事業」、
- 2, 在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等を行う「包括的支援事業」、
- 3, 栄養改善の必要な高齢者の食の自立支援配食サービス等を行う「任意事業」からなる。

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）

高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるように、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健、医療、福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3職種が配置され、運営主体は市町村、または市町村から委託された法人（社会福祉法人、医療法人等、その他省令で定められた要件に適用法人）。高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の担当区域は、小・中学校区、地理的条件、人口分布などに基づく日常生活圏域を踏まえて設定される。

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として日常生活圏域内で介護保険サービスの利用及び提供が完結するもの。施設所在市町村の住民のみが保険給付の対象となる。

【と】

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等での介護）

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護認定者等に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスのこと。要介護認定者のみ入居可能なものが「介護専用型特定施設」。要介護認定者等でない者も入居可能であり、入居後に要介護認定者等となった場合に介護サービスや介護予防サービスを受けられるものが「混合型特定施設」。

【に】

二次予防

発生した疾病や障害を検診などにより早期に発見し、早期に治療や保健指導などの対策を行ない、疾病や障害の重症化を予防すること。

【は】

8029（ハチマル肉）運動

千葉県歯科医師会が提唱する、80歳になっても肉（たんぱく質）を摂取して元気な高齢者を増やしていこうという運動。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

【め】

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪蓄積型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧のうち少なくとも2つ以上を呈する病態のことをいう。糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病を発症する危険性が高いと言われている。

【や】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

【ゆ】

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、食事の提供、介護又は日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や自らの選択によりニーズを満たそうとする高齢者の入居施設。

【よ】

予防給付

要支援の認定を受けた人が、要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようにするため介護予防サービスを提供する。

【ろ】

老人クラブ

高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするを目的とした自主的な組織。会員の年齢は概ね60歳以上。

流山市高齢者支援計画

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

— 令和6年度～令和8年度 —

令和6年3月

企画・編集：流山市 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室※
高齢者支援課・介護支援課

※令和6年4月からは福祉政策課

住所：〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7158-1111 (代表)